



# 埼玉県立史跡の博物館紀要 第17号

## Contents

### 研究ノート

稲荷山鉄剣における辛亥年について

吉田修太郎

### 研究ノート

菅谷館跡絵図の再検討

堀口智彦

### 《事業報告》

令和5年度企画展「二子山古墳と祈りの器」の  
開催について

中井 歩

学芸員の仕事にチャレンジ! ①

「古墳を歩いて大きさを測ってみよう」について

吉田修太郎

### 講演録

令和4年度シンポジウム

「特別史跡埼玉古墳群のこれから」

さきたま史跡の博物館 史跡整備担当

### 論文

続々・戦国の忍びを追うー忍び戦術の具体像と  
補遺ー

岩田明広

## はじめに

埼玉県には、「さきたま」・「嵐山」の2つの「史跡の博物館」がございます。

「さきたま史跡の博物館」は特別史跡埼玉古墳群、「嵐山史跡の博物館」は国指定史跡比企城館跡群菅谷館跡を擁しており、その特徴を生かしながら様々な事業を展開しております。いずれの館も資料の収集保管、学術的な調査研究と、それらを基礎として展示や普及事業等の推進を図っているところです。

本年度、「さきたま史跡の博物館」では本館の照明・空調などの設備更新が実施され、約7か月間の休館となりました。その状況下でも、埼玉古墳群の保存整備のほか、企画展「二子山古墳と祈りの器」などの展示事業、シンポジウム「6世紀の東国史と埼玉二子山古墳—最新成果から描く継体朝前後の東日本—」を実施し、調査研究の成果や県内の考古学に関する情報をわかりやすく発信することに努めてまいりました。

さらに、各種の講座・体験学習事業、小学校への出前授業などをとおして、親しみやすい博物館づくりに努めております。

一方、「嵐山史跡の博物館」では、企画展「武蔵武士の食と信仰」、ロビー展示や歴史講座や文化財めぐりなどを開催し、中世史に関する新しい研究成果や県内の中世文化財について情報を幅広く発信することに努めているところです。

本誌は、職員が日頃の調査研究を踏まえ、自己研鑽に努めた成果を発表したものです。本誌が各地の博物館・図書館等で広く活用され、多くの方々にとって史跡や考古・歴史資料を御理解いただくための一助となれば幸いです。

最後になりましたが、調査や執筆に当たり御協力いただいた方々に対し深く感謝を申し上げますと共に、今後ともより一層の御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

埼玉県立さきたま史跡の博物館

埼玉県立嵐山史跡の博物館

# 埼玉県立史跡の博物館紀要

## 第 17 号

### 目 次

#### 研究ノート

稲荷山鉄剣における辛亥年について .....	吉田修太郎	1
菅谷館跡絵図の再検討 .....	堀口智彦	19

#### 《事業報告》

令和5年度企画展「二子山古墳と祈りの器」の開催について .....	中井 歩	31
学芸員の仕事にチャレンジ！① 「古墳を歩いて大きさを測ってみよう」について .....	吉田修太郎	41

#### 講演録

令和4年度シンポジウム「特別史跡埼玉古墳群のこれから」 .....	さきたま史跡の博物館 史跡整備担当	55
--------------------------------------	-------------------	----

#### 論 文

続々・戦国の忍びを追う－忍び戦術の具体像と補遺－ .....	岩田明広	93(1)
-----------------------------------	------	-------

## 稲荷山鉄剣における辛亥年について

吉田修太郎

### はじめに

埼玉稲荷山古墳から出土した金錯銘鉄剣は、辛亥年との年代表現があり、また古墳時代当時に作成された115文字という長文の銘文をもつことから、日本古代史を考える上での一級史料として扱われ、これまでも多くの研究で取り上げられてきた。

銘文にみえる辛亥年については、銘文発見当初においてはその年代を471年とみるのか、もしくは531年とみるのかに分かれ、議論が交わされることがあったが、今現在においては471年説でほぼ定説化している。学校教育の教科書や資料集でも471年説が採用されており、研究面でも議論の余地がないような書き方をしている専門書もみられる。辛亥年=471年説はどのような根拠に立脚し、どこまで断定的にいえるものなのだろうか。

本稿では、471年説の根拠を確認するとともに、531年説など他説についてもその根拠を確認することにしたい。

### 1. 471年説

辛亥年=471年説は、稲荷山鉄剣に言及する論考をみても数多くの研究者によって支持されており、通説的な立場にある<sup>(1)</sup>。主な研究者の見解は表1にまとめたので、ここではそれらの根拠を抽出し、共通する根拠について確認して行きたい。

**【根拠①】**ワカタケル大王は雄略天皇であり、『宋書』倭国伝にみえる倭王武と同一人物である。

銘文上にみえるワカタケル大王は、大王は天皇号以前の天皇の称号であり(井上1978)、またワカタケルとの名称は諱がオホハツセワカタケル(『日本書紀』では大泊瀬幼武天皇、『古事記』では大長谷若建命)と共通することから、雄略天皇である(藤澤1978、篠川1988、杉山1992、上田1998、小林2001、高橋2005、白石2011、利根川2015)。『宋書』倭国伝にみえる倭王武は、ワカタケル(幼武)の「武」をとって名乗ったものであり、同一人物である(井上1978、直木1978、仁藤2012、大平2020)。

**【根拠②】**『日本書紀』における雄略天皇の在位年代、また『古事記』の崩御年代を勘案しても471年はその治世に入る。

雄略天皇の治世は、『日本書紀』によると456~479年となり、『古事記』の崩年干支をとると489年までになるが、辛亥年=471年説はいずれの崩御年代をとっても適合する(井上1978、岸1978、田中1985、平林2021)。また、『宋書』倭国伝によると、478年に倭王武による宋への遣使があり、それは記紀の治世期間の中に入ることと併せ、雄略が478年当時の大王であったことは確かであるので、辛亥年は471年にあたる可能性が高い(篠川1988)。仮に辛亥年を531年とみると、雄略の在位年代があまりにも長くなってしまうことが問題になる(篠川1988)。

また、安康天皇(倭王興)の在位は3年と短命であり(『日本書紀』)、興は大明6年(462)に遣使しており(『宋書』倭国伝)、それからそれほどたないうちに亡くなって倭王武(雄略天皇)が即位したと考えられることから辛亥年は471年である(岸1978・80、篠川1988)。

【根拠③】 稲荷山鉄剣が出土した礫塚の埋葬年代は、5世紀後半～6世紀初頭である。

稲荷山古墳の長方形の二重周堀とそれに突出部がつく構造は、5世紀後半～6世紀前半の前方後円墳にみられるものであり、関東における横穴式石室の出現は6世紀前半であって礫塚はそれ以前の埋葬方法である<sup>(2)</sup> (大塚 1983)。また、稲荷山古墳から出土した埴輪や土器、また礫塚から出土した遺物は、次に掲げるように5世紀後半～6世紀初頭の年代観に収まる。

- ・馬具…礫塚から出土した三鈴の鈴杏葉・円環状の雲珠・栗実型の鉸具・辻金具・f字形鏡板付轡は5世紀後半～6世紀初頭のものである(金井塚 1979、大塚 1983、利根川 2015)。
- ・埴輪…B種横ハケは5世紀代の円筒埴輪の特徴であり、それが出土した稲荷山古墳の築造年代は6世紀第1四半期以前になり(増田 1982)、鈴鏡をもつ巫女埴輪は6世紀初頭以前のものである(井上 1978)。
- ・鉄鏃…礫塚から出土した片刃矢式や反りをもった鉄鏃は5世紀後半～6世紀初頭のものである(大塚 1983)。
- ・帯金具…礫塚から出土した鈴がつく帯金具は5世紀後半～6世紀初頭のものである(大塚 1983)。
- ・土器…須恵器(TK47 = 5世紀後半)・土師器(鬼高I式)の年代から、稲荷山古墳の築造は5世紀後半～6世紀前半になる(金井塚 1979、大塚 1983、増田 1982・2002)。稲荷山古墳出土の須恵器・土師器は、FA降下前に作られた鴻巣市新屋敷遺跡出土のものと同様であることから、稲荷山古墳は6世紀初頭以前の築造の可能性が高い(高橋 2005、吉川 2013)。礫塚から出土した須恵器は、MT 15型式の古い時期に比定できるものであり、528年に殺された筑紫君磐井の墓である岩戸山古墳出土須恵器は、MT 15に後続するTK 10型式にあたるものなので、MT 15型式はそれ以前の5世紀末から6世紀第1四半期のものであり、礫塚の埋葬もその年代になる(白石 2011・20)。

以上のように、礫塚の埋葬年代は5世紀後半～6世紀初頭になり、その埋葬年代を考えると辛亥年は471年とみるのが最もふさわしく(藤澤 1978・82、金井塚 1979、鬼頭 1979、原島 1979B、岸 1978・80、大塚 1983、上田 1998、白石 2011・20、森 2013・16、利根川 2015、大橋 2017)、531年まで下げることは困難である。

【根拠④】 辛亥年はワケが生前鉄剣を保持した期間を加味して年代を決めなければならない。

辛亥年 = 531年説は、ワケが生前鉄剣を保持した期間を加えると、礫塚副葬品の年代を5世紀後半～6世紀初頭とみる考古学的な所見とのズレが大きくなり、成り立たない(井上 1978、金井塚 1979、増田 1982、白石 2011・20、平林 2021)。

【根拠⑤】 稲荷山鉄剣は熊本県江田船山古墳出土銀象嵌大刀と同時代の遺物である。

稲荷山鉄剣は、江田船山古墳出土銀象嵌大刀の銘文にみられる獲加多支鹵大王(獲□□□鹵大王)、～月中という表現、杖刀人と典曹人(人制)、百練と八十練、奉事の用語など、類似する語句が多くみられることから同時代の遺物である。江田船山古墳の年代は5世紀末から6世紀初めごろと考えられており、その点からみても稲荷山鉄剣の辛亥年は471年とみて問題ない(岸 1978)。

【根拠⑥】 稲荷山鉄剣にみられる銘文の人物にはカバネがない。

銘文に登場する系譜の人物には、6・7世紀のヤマト王権を構成する中央豪族のなかの阿倍氏・膳氏などの祖先に相当する人物が多く登場すること、またその人物に付される称号がヒコ・スクネ・ワケであり、6～7世紀の古代豪族が大王との関係から賜与される「カバネ」に該当するものがみられないことから471年説の方が正しい(利根川 2015)。

471年説は、銘文上にみえるワカタケル大王とオオハツセノワカタケル天皇(雄略天皇)の名称が

共通することから同一視し、さらに『宋書』倭国伝にみえる倭王武も同一人物であるとする（根拠①）。その上で、記紀によると雄略天皇の在位期間が456～479年であり（『古事記』の崩御年は489年）、471年はその期間に入ること、信憑性の高い『宋書』倭国伝でも倭王武が478年に遣使しており、それ以前の即位は確実であることから（根拠②）、辛亥年＝471年であることを主張する。

考古学的な検証でも、稲荷山古墳の墳形が古体を示すとともに横穴式石室を採用していないこと、礫槨出土遺物の年代観は5世紀後半～6世紀初頭であり、その時期の埋葬が考えられるので、辛亥年は471年にすべきとする（根拠③）。考古学的な年代観との関連では、鉄剣はその保持者である礫槨被葬者が生前保持していた期間を考えなければならず、その期間を加味した場合、辛亥年＝531年説は考古学的な年代観とのズレも大きくなり、成立しないことを指摘する（根拠④）。

他にも、江田船山古墳は5世紀末～6世紀初頭の築造とされるが、そこで出土した銀象嵌大刀の表記と類似するので、稲荷山鉄剣は同時代の遺物であり、辛亥年を471年とみるべきとの主張もあり（根拠⑤）、稲荷山鉄剣の銘文では6・7世紀にみられるカバネがないことから、それ以前の年代の遺物で471年とみるべきとの意見もある（根拠⑥）。

以上のように、471年説は文献・考古学の両面でも無理なく説明することができ、最も説得力をもつ学説として多くの研究者に支持されている。

ただし、鬼頭清明氏（1979）が「ワカタケル＝武＝雄略というのは、諸資料の検討の結果としての蓋然性に留まるものであるから、それを根拠に471年とみるのは同じ蓋然性の上に構築された仮説にとどまるものではないだろうか」と述べるように、あくまでも471年説は蓋然性の高い根拠の集合体による説であり、絶対的なものでないことは意識しておくべきである。

## 2. 531年説

次に531年説について見て行きたい。今現在において531年説を支持する研究者は多くなく、銘文発見直後に一定数論じられていた学説である。531年説は、銘文上のワカタケル大王を雄略天皇とみるのか（A説）、欽明天皇とみるのか（B説）、上毛野氏に關係する人物とみるのか（C説）、またはヲワケを武蔵国造の乱の登場人物に結びつける説など（D説）、4つの見解に分かれる。ここでは各説の根拠を確認し、若干の検討を行うことにしたい。

(1) A説：ワカタケル大王は雄略天皇であり、辛亥年は531年である。

当説を説く門脇禎二氏（1979）・斎藤忠氏（1980）・荊木美行氏（2014）の根拠を総合すると次のようになる。

**【根拠①】** 昇明元年（477）の遣使は倭王興によるものであり、471年に武（雄略）は即位していないので辛亥年は531年である。

『宋書』倭国伝では、新王の初遣使による封冊記事が記録される原則がある（南朝に朝貢する他の諸国の傾向をみても同様のことがいえる）（坂元1979）。その原則に従えば、武は遣使して安東大將軍に任じられた昇明2年（478）に倭王に即位したと考えられるのだから、昇明元年に遣使した倭王は興（安康天皇）である。とすれば、471年に武は即位していなかったことになり、辛亥年を531年にする余地が出る（坂元1979、荊木2014）。武の上表文や記紀の所伝から興（安康天皇）の在位は短かったとする見解もあるが、興は大明6年（462）の初遣使後まもなくして亡くなったとみた場合でも、武が上表文を提出する昇明2年（478）までには十数年の歳月が経過しており、短命という所伝には合わない。済（允恭天皇）の在位年代をみると、『宋書』倭国伝は19年、『古事記』は17年、『日本

書紀』は42年としており全く合わず、記紀の所伝や年紀をもとに興の在位期間を推測することはできない。このように興を短命とみなし477年に遣使した倭王でないと切り切ることができない。

**【根拠②】** 礫槨の年代を6世紀前半の中葉に位置付けることも不可能ではない。

茨城県水海道市羽生町の七塚古墳群の一前方後円墳には粘土槨が検出されているが、副葬品には鉄地金銅の耳環、雲珠などの馬具もあり、6世紀末以後のものと考えられ、礫槨・粘土槨のような埋葬施設も6世紀以後に存続していた可能性も考えられる（斎藤1980）。

礫槨出土の三鈴の鈴杏葉は、他の古墳ではMT15型式からTK10型式、あるいはさらにそれより新しい時期の須恵器に伴う遺物である。そこから礫槨の埋葬が行われた時期は、須恵器の物差しでいうとMT15型式の時期で、5世紀末ないし6世紀初頭という見方が成り立つ。それ以外の副葬品をみると桂甲・鈴杏葉・環鈴・鏡は6世紀に下降するものが多いことから、礫槨の年代を6世紀前半の中葉ぐらいに位置付けることも不可能ではなく、考古学的な見地からも辛亥年を531年と考えることができる（荊木2014）。

**【根拠③】** 銘文は過去形でよむことができ、辛亥年をワカタケル大王の治世下におさめる必要はなく、531年に繰り下げることができる。

銘文は現在形で読まれるが、為政者の名を過去の年代の指標とすることや、宮号を用いた天皇名によって過去を表わす例があることからすると、「ワカタケル大王の寺、シキの宮に在りし時」と、この部分を過去形に理解することもできる。過去形に読むことができれば、辛亥年をワカタケル大王の治世下におさめる必要はなく、531年に繰り下げて理解することもできる（荊木2014）。ヲワケは531年の再度の上京のとき、若かった頃の栄光を回想しつつこれを製作させたのではないか（斎藤1980）。

A説によると、昇明元年（477）に遣使した倭王は興（安康）であり、それまで武（雄略）は即位していないのだから辛亥年は471年ではないとし（根拠①）、鉄剣が出土した礫槨の副葬品には6世紀代にまで下降するものがあるので辛亥年を531年に位置付けることができるとする（根拠②）。そして、銘文は過去形に読むこともできるので（根拠③）、鉄剣はヲワケが531年に過去を振り返って作成したものとする。

次に、この説の根拠に関する若干の検討を行いたい。

**【根拠①について】**

A説根拠①は、477年は倭王興による遣使であり、477年までに倭王武は即位していないのだから辛亥年＝471年はあり得ないとの指摘である。

この指摘については、まず喪の期間を考慮していない点の問題になるのではないだろうか。倭王武の上表文中でも、急に父と兄が亡くなったのでその喪に服していたが、ようやく喪があげたので高句麗攻撃という父兄の志を継ぎたいと述べられている（本稿末尾の関係史料参照）。この内容からすれば、武は一定期間喪に服してから即位したことになるが、477年を興による遣使とした場合、武は477年11月～478年5月の間に即位したことになり、喪に服する期間がなくなるので、やはり477年に遣使した倭王は武とみるべきではないか（原島1978）。

**【根拠②について】**

A説は考古学的な年代観からしても531年とみて問題ないとするが、現段階の考古学的な研究としては礫槨出土遺物の年代を5世紀末～6世紀前半としており、531年説を支持できる状況ではない（471年説根拠③）。また、稲荷山古墳礫槨の埋葬時期を531年にすると、そこから6世紀半ばまでに二子山・鉄砲山・將軍山とたてつづけに大型前方後円墳を築造したことになり、それは一地域政権の人民

徴発力からしても不可能である（増田 2002）。そして鉄剣が作成されてからしばらく威信財として機能した期間を考えると、鉄剣は「辛亥年」よりもだいぶ後に副葬されたことを意味し、考古学的な年代とのズレが大きくなるので、531 年説は成立しないと考える（471 年説根拠④）。

**【根拠③について】**

銘文を過去形で読むことができるというのが、「辛亥年七月中記」と「今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也」が対応し、鉄剣は辛亥年七月中のワカタケル大王（雄略天皇）が斯鬼宮にいる時に作成されたことになるので、過去形で読むことはできない。

以上検討してきたとおり、A説を支持することはできない。

(2) B説：ワカタケル大王は欽明天皇であり、辛亥年は 531 年である。

この説を説く池上巖氏（1979）の根拠は、次の通りである。

**【根拠①】** ワカタケルという名前は固有名詞ではなく一般的な美称（一般名詞的用法）であるため、雄略天皇と決めつけることはできない。

**【根拠②】** ワカタケル大王はその宮を「斯鬼宮」（シキノ宮）といっているので、雄略天皇ではなく欽明天皇である。

ワカタケル大王の宮は「斯鬼宮」とされるが、雄略天皇の宮は長谷朝倉宮（＝泊瀬朝倉宮）であり噛み合わない。この宮号の点からもワカタケルを雄略とするわけにはいかない。雄略が河内の志幾（シキ）に行幸したとする伝承があるが、そこに宮があったとの明確な史料的記述も存在しない。朝倉宮が磯城地域に含まれるから斯鬼宮と呼ばれたとする説については、磯城郡の磯城嶋と泊瀬は史料上ははっきりと区別されており（『日本書紀』欽明天皇元年 7 月 14 日、同天皇 31 年 4 月 2 日条）、朝倉宮を斯鬼宮とみるわけにはいかない。斯鬼宮という宮号からすると、欽明天皇の磯城島宮（シキシマノ宮）がふさわしく、ワカタケル大王は欽明天皇の可能性はある。

**【根拠③】** 欽明天皇はワカタケルと呼ばれていた可能性がある。

欽明天皇の国風諡号は天国排開広庭であり、広庭を实名とする説がある。しかし、はっきりと実名が諡号になっているのは、崇峻・推古・皇極・天智の 4 天皇だけなので、この 4 例をもって広庭を欽明の名とみることはできない。推古・天智の例でもわかるように、名が二つも三つもある事例もあるのだから、欽明に「ワカタケル」という名があったとする推測も否定できない。父を継体とする安閑・宣化は共通して「武（タケル）」という呼称があり、安閑・宣化と母が違う欽明は『日本書紀』にも書かれたように、二人の兄と極端に年の違う若い弟であったため、ワカタケルと呼ばれた可能性があるのではないか。

**【根拠④】** 鉄剣は辛亥年（531）2 月の政変（辛亥の変）で欽明天皇即位に大きな役割を果たしたヲワケが記念して作成したものである。

辛亥年を 471 年とすると、なぜ辛亥年の七月に銘文が作成されたのかその背景を説明することができないが、531 年にすれば辛亥の変を受けて作成されたものと自然に位置づけられる。

**【根拠⑤】** 稲荷山古墳の年代としては、考古学的な見地から斎藤忠氏（1979）が 531 年に引き下げてもさしつかえないとしており問題にならない。

B説は、ワカタケルという名称は古代社会において広く使われていた名称であることから、雄略天皇と決めつけることはできないとする（根拠①）。その上で、斯鬼宮と欽明天皇の磯城島宮の宮号の音が共通することから欽明天皇の可能性に触れ（根拠②）、安閑・宣化は「武（タケル）」という呼称があり、欽明はこの二人の兄とは年の離れた弟であったためにワカタケルと呼ばれていたと推測し（根

拠③)、ワカタケル大王を欽明天皇であるとする。鉄剣は531年に欽明天皇が即位するきっかけになった辛亥の変（実際にあったかどうかは議論がある）で活躍したヲワケが作成したものであり（根拠④）、斎藤忠氏（1979）の論考を引用しながら考古学的な年代観としても531年にしても問題ないとし（根拠⑤）、辛亥年を531年に結論付ける。この説は欽明の宮が師木嶋大宮・磯城嶋金刺宮であり、銘文の「斯鬼宮」と直接結びつくところに強みがあるといえる。

次に、この説に関する若干の検討を行いたい。

#### 【根拠①～③について】

この説はワカタケルという名称が古代社会において広く使用されていたために、雄略と決めつけることはできないとするが、その事例を提示されておらず、推測の域を出ない。特に欽明天皇をワカタケルと記した史料がないという致命的な事実を無視した立論にほかならず、したがうことはできない（佐藤2004）。斯鬼宮についても、雄略の朝倉宮が広義の磯城の地に含まれるとのことで一応説明することができており、銘文に斯鬼宮とあることはワカタケル大王を雄略とみることの支障にはならない。

#### 【根拠④について】

辛亥の変は、『日本書紀』引用の百濟本記に531年（辛亥年）に継体天皇と皇太子が一度に死亡したとする記述があること、継体・安閑・宣化・欽明に至る没年・即位年に書物間（『日本書紀』『上宮聖徳法王帝説』『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』）の混乱（異同）があることから、安閑・宣化朝と欽明朝が並列し、内乱に及んだとの見解である。

しかし、没年・即位年といった紀年の問題から二王朝説を唱えるのは推測の域を出ず、継体天皇の陵墓である今城塚古墳では大規模な埴輪祭祀場が発見されており、死後の祭祀は厳粛に行われたとみられ、内乱を想定できる状況ではなく、辛亥の変は事実であったとはみなしがたい（吉村2010）。よって、辛亥の変を事実とみなし鉄剣作成の背景にすることはできない。

#### 【根拠⑤について】

471年説根拠③及び（1）A説【根拠②について】の検討結果により、辛亥年を531年とする根拠にはできない。

以上のように、B説の根拠はいずれも成り立ちがたいと考えるので当説に従うことはできない。

（3）C説：ワカタケル大王は上毛野氏の人物であり、辛亥年は531年である。

この説を説く島辻義徳氏（1979）の根拠は、次のとおりである。

【根拠①】ワカタケルは古代ではありふれた名称であるので、銘文に見えるワカタケル大王は雄略天皇とは限らない。

ワカタケルとは古代ではありふれた名前であるので、ワカタケル大王は雄略天皇とは限らない。また、大王号は角林文雄氏（1978）の分析により、5・6世紀の大王号を王の中の王、王の上に立つ王というような解釈はどこにも見当たらず、天皇の前身的な称号とする根拠はない。この銘文のワカタケル大王を大和にいた雄略天皇とみる確実な根拠はない。

【根拠②】斯鬼宮は栃木県栃木市（旧藤岡町）に存在した。

「斯鬼宮」のシキという地名は、大和以外の河内や関東にもあり、大和の磯城に位置付ける明確な根拠は存在しない。関東の栃木県藤岡町に磯城宮という地名があり、付近に「御門」「御陵台」という地名が存在することから、そこに所在地を求めるべきである。ヲワケは上毛野君に仕えた護衛兵の親衛隊長である。

【根拠③】 稲荷山古墳の築造年代は、6世紀前半である。

稲荷山古墳の年代は、鉄剣が発見される以前の考古学者の見解を尊重するべきであり（辛亥年＝471年という先入観がないので）、甘粕健氏（1970）の6世紀前半という見解に従うべきこと、また雄略天皇と結びつけて解釈する必要がないので、531年とみるべきである。471年説では、稲荷山古墳の築造年代と離れすぎており、問題になる。

C説は、ワカタケルは古代ではありふれた名称であり、「大王」という称号も天皇の前身的な称号とする根拠はないので、銘文のワカタケル大王を雄略天皇と決めつけることはできないとする。（根拠①）。そして、ワカタケル大王が居した斯鬼宮と同音の磯城宮との地名が栃木県栃木市に存在することからそこに結び付け、ワカタケル大王は北関東で勢力をほこった上毛野一族の者であるとし、ヲワケをその親衛隊長と解釈する（根拠②）。辛亥年の年代としては、鉄剣は雄略天皇と結びつける必要がないこと、考古学的な年代が6世紀前半とみなせることから531年説を支持する。

しかし、この説が述べるようにワカタケル大王を上毛野一族者としヲワケをその親衛隊長とすることはできず（吉田2023）、辛亥年を531年とする根拠は考古学的な年代のみである。ただ、その考古学的な年代についても、471年説根拠③にあるように531年前後まで下げることはできないので、C説に従うことはできない。

(4) D説：乎獲居臣は534年に起こった武蔵国造の乱の登場人物なので、辛亥年は531年である。

この説を説く大野晋氏（1978）の根拠は次のとおりである。

【根拠①】 乎獲居臣と武蔵国造の乱に出てくる笠原直使主は同一人物である。

銘文上で登場する「乎獲居臣」（ヲワケオミ）と武蔵国造の乱で出てくる「笠原直使主」（カサハラノアタイオミ）は、その名称の音が共通するので同一人物ではないか。また「加差波余」は「カサハヤ」と読むことが可能であり、「笠原」（カサハラ）と通じる。銘文の中の個人名には「多加披次獲居」（タカハシワケ）、「多沙鬼獲居」（ササキワケ）のように後世「氏」として使われるものもあり、当初個人名であったカサハヤも後にオミなる人物の氏になった可能性があるのではないか。このように考えてよければ「乎獲居臣」は534年に起こった武蔵国造の乱の登場人物であるので、辛亥年は531年とみるべきである。

【根拠②】 稲荷山古墳の遺物は6世紀前半またはそれ以降に供出するものであり、辛亥年を531年と考えることの妨げにはならない。

D説は、「乎獲居臣」（ヲワケオミ）と武蔵国造の乱で出てくる「笠原直使主」（カサハラノアタイオミ）を同一人物とみなし（根拠①）、稲荷山古墳出土遺物の年代も6世紀前半にまで下げるできるので（根拠②）、辛亥年を531年にすることを主張したものである。

531年に鉄剣を作成した背景としては、武蔵国造の乱で笠原直使主が同族の小杵と国造職を争ったために、天皇家に対する服属と忠誠を表明する必要性があったことを述べる。

次に、この説に対する若干の検討を行いたい。

【根拠①について】

笠原直使主と乎獲居臣を同一人物とする根拠に「オミ」という音が共通することをあげているが、「臣」をオミと読む点については、銘文では名称など日本語の発音を全て字音表記で表現していることからこれはシンと読むべきであり（吉田2023）、オミと呼んで同一人物とする見解の根拠にすることはできない。また、「乎獲居」（ヲワケ）の部分をもどのように解釈するべきなのか言及していない点も問題である。

加えて、辛亥年を531年とするならば、雄略よりも後の清寧・顕宗・仁賢・武烈・継体の5天皇の時代が続いているが、銘文はそのことを言及せず、ことさら雄略のことしか扱っていない点も違和感をもつ。以上のように、説明が足りない点が多くあり、この根拠をもって辛亥年を531年とすることはできない。

#### 【根拠②について】

471年説根拠③及び(1)A説【根拠②について】の検討結果により、辛亥年を531年とする根拠にはならない。

以上の検討からも、D説を支持することはできない。

このように531年説はいずれも成り立たないことを確認してきた。531年説が出された時期をみると1978～80年にかけて出されており、いずれの説も鉄剣が出土した礪波の年代を6世紀前半～半ばに位置付けることができるとの考古学的な所説を根拠にしている。今現在においては、礪波の埋葬時期が5世紀末～6世紀初頭であることがほぼ動かないものになっており、その点からいえば531年説は十分に検討が進んでいない考古学的な見解をもとにした立論であったといえる。当然のことながら今現在において、531年説を支持する研究者がみえないのは、考古学的な研究が進んだことが大きな要因である。

ただ、531年説であげられた根拠の中で477年に遣使した倭王は興であるとの指摘（A説根拠①）については、より詳細に論じたものが近年においても出されており（河内2018）、471年説の立場をとるにしても検討が必要である。

河内氏（2018）は、①讚・珍・濟・興はいずれも初めての遣使で冊封を受けたが、倭王武は478年の遣使で冊封を受けていること（安東大將軍への任命）、②『宋書』倭国伝において初めての叙任は「為」で昇進は「進」と記されるが、478年は「為」とあることから、倭王武は478年が初めての遣使になるので、477年は興による派遣であったことを指摘している。加えて、「武」をタケルと読むのは訓読みであり、5世紀代の出土文字資料（稲荷山鉄剣銘文や江田船山古墳出土大刀銘文）では仮借で人名が記されており、訓読みが成立していたとは考えられないので、「武」をタケルと訓読みし雄略天皇に結びつけることはできないとする。このように河内氏によると二重の点で問題があり、471年説の根拠として『宋書』倭国伝を扱うことについては、なお検討が必要な状況になってきている。

### 3. その他の諸説

最後に、その他の諸説について紹介する。

#### (1) 591年説

591年説を説く宮田俊彦氏（1979）の根拠は次のとおりである。

【根拠①】 銘文書き出しの「辛亥年七月中記」という文言は、山の上碑の書き出し（辛巳歳集月三日記）と酷似することから、鉄剣の作成年代は孝徳天皇の白雉2年（651）まで下がる可能性がある。

【根拠②】 銘文上のヒコ、スクネ、ワケの表音文字は百済記と同様の文字を採用しており、日本書紀所引の百済三書は推古朝の遺文と考えられるので、辛亥年は591年（崇峻元年）にするべきである。

【根拠③】 大王の号は、法隆寺金堂薬師仏光背銘に「大王天皇」とあり、これは推古天皇のことである。上宮記下巻に「法大王」、天寿国繡帳銘に「我大王所告世間虚仮唯仏是真」とあり、

ともに聖徳太子のことであって、雄略をワカタケル大王と記していること自体、成立年代が下がることを示している。

【根拠④】雄略の宮号はハツセアサクラであり、宮号にシキがつくのは崇神・欽明の二人だけで、それも銘文の作成年代を下げれば問題にならない。

【根拠⑤】鉄剣の作成時期（雄略）はオホヒコのとときであり、銘文の作成の時期（591年）はヲワケのとときで、それぞれ異なるのではないか。

宮田氏は、銘文の文言が6・7世紀代に作成された金石文と類似性があることを指摘して、稲荷山鉄剣の銘文の作成時期（=辛亥年）を591年まで引き下げるものである。また、鉄剣自体は雄略朝の時期で銘文は591年に作成されたとし、鉄剣の製作時期と銘文の作成時期を異なるものと理解するところに特徴がある。

宮田氏の見解は、5世紀末～6世紀初頭とする礫槨の副葬品との年代観のズレも大きく、到底従えるものではない。各根拠をみても、根拠①③で掲げた「～中記」「大王」という表記は江田船山古墳にもみられるので、6世紀後半以降に年代を下げる根拠にはならず、根拠②で指摘されたヒコ・スクネ・ワケの表音文字が推古朝に成立したとされる百濟本記と共通することについては、稲荷山鉄剣の銘文の作成に百濟系渡来人が携わっていることは証明しても年代を下げる理由にはならない。さらにいえば、雄略朝のことを6世紀後半に銘文として刻む理由もよくわからず、宮田氏の見解は成り立ちえないものとする。

## (2) 吉祥説

松本清張氏（1983）によると、記念刀剣は作成した年月日と関係なく、吉祥的な年月日を選んでつけることがあるとし、稲荷山鉄剣の辛亥年も吉祥的なものであり、これをもとに実年代を論じることはできないとする。

しかしながら、この松本氏の見解は吉祥的な意味合いで使用されている辛亥年の事例を示しておらず、推測の域を出ない。

## おわりに

本稿は稲荷山鉄剣にみえる辛亥年について、それにまつわる学説とその根拠を確認してきた。

その結果を簡単に振り返るならば、471年説は文献・考古学両面から無理なく説明することができ、最も有力な学説であることを再確認した。ただし、471年説はあくまでも蓋然性の高い根拠の集合体による学説であることを認識することや、477年に宋に遣使した倭王を武（雄略天皇）とみることができないという指摘について、十分に応えていかなければならないことを確認した。

531年説をはじめとするその他の諸説については、その学説が発表されたタイミングをみても、銘文発見直後かその付近に集中しているように、銘文内容や考古学の年代的な検討が十分に進んでいない段階だからこそ出された見解であり、多くの研究が蓄積されてきた現段階では成り立ちえない学説であることを指摘した。こうした事情からすれば、現在において471年説にほぼ異論が出されない状況にあるのは当然のことであり、先に471年説は蓋然性の高い根拠の集合体による学説と述べたが、ほぼ定説として扱って良いものとする。

このように本稿は定説化している辛亥年=471年説を追認するに過ぎないものとなったが、その根拠を確認することでこれまでの議論を振り返り、稲荷山鉄剣の銘文研究の学説史を認識する上で、少しでも寄与するところがあれば幸いである。

## 註

- (1) 471年説を支持するのは表1の研究者をはじめ、論考の中で詳細な検討はないが、吉田昌氏(1980)、山尾幸久氏(1983)、田中卓氏(1985)、塚口義信氏(1987)、鎌田元一氏(2001)、和田萃氏(2001)、狩野久氏(2003)、吉村武彦氏(2003)、武田佐知子氏(2003)、佐藤長門氏(2004)、東野治之氏(2006)、熊谷公男氏(2011)、田中史生氏(2013)らがいる。
- (2) 重ねて大塚氏(1983)は、礫槨は全体の長さが約6mでその中に入れられたと推測される木棺の長さが約4mとすると、古墳時代前期～中期に移行する時期にみられる細長い木棺という、古い古墳の内部構造の特色をのこしていると言及する。

## 参考文献

- ・甘粕 健 1970「武蔵国造の反乱」『古代の日本 関東』7巻、角川書店
- ・池上 巖 1979「獲加多支鹵大王＝雄略天皇説への疑問」『東アジアの古代文化』19号
- ・荊木美行 2014「稲荷山古墳出土鉄剣銘の再検討」『金石文と古代史料の研究』燃焼社
- ・井上光貞 1978「鉄剣の銘文―五世紀の日本を読む―」『井上光貞著作集』第5巻、岩波書店  
1980「辛亥はやはり四七一年」『辛亥銘鉄剣と埼玉の古墳群 増補版』読売新聞社浦和支局
- ・上田正昭 1998「辛亥銘鉄剣の意義」『古代国家と東アジア 第2巻』角川書店
- ・大野 晋 1978「天皇家への献上の刀か」『鉄剣銘文で再論』『辛亥銘鉄剣と埼玉の古墳群 増補版』読売新聞社浦和支局
- ・大塚初重 1983「辛亥銘鉄剣と金石文」『辛亥銘鉄剣と金石文』(総合討論での発言) 埼玉県  
2001「鉄剣研究三〇年の歩み」『稲荷山鉄剣を見直す』学生社
- ・大橋信弥 2017「阿倍氏と稲荷山古墳出土鉄剣銘―大彦命の原像を求めて―」『阿倍氏の研究』雄山閣
- ・大平 聡 2020「ワカタケル―倭の五王の到達点」『日本古代の王権と国家』青史出版
- ・角林文雄 1978「天皇号論」『ヒストリア』80号
- ・金井塚良一 1979「辛亥銘鉄剣をめぐって」『埼玉民衆史研究』5号
- ・門脇禎二 1979「まず地域史から考える―新発見の直刀銘文について」『歴史と人物』89号
- ・鎌田元一 2001「部民制の構造と展開」『律令公民制の研究』塙書房
- ・狩野 久 2003「稲荷山鉄剣銘をどう読むか」『ワカタケル大王とその時代』山川出版社
- ・岸 俊男 1978「稲荷山古墳出土鉄剣銘の解説」『遺跡・遺物と古代史学』吉川弘文館  
1980「万葉歌からみた新しい遺物・遺跡―稲荷山鉄剣銘と太安万侶墓―」『日本古代の国家と宗教 上巻』吉川弘文館
- ・鬼頭清明 1979「鉄剣が語る古代史の真実」『文化評論』213号
- ・熊谷公男 2011「古代史からみた古墳時代―稲荷山鉄剣銘を読みなおす―」『季刊考古学』117号
- ・河内春人 2018『倭の五王』中央公論新社
- ・小林敏男 2001「115文字の銘文が語る古代東国とヤマト王権」『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』学生社
- ・斎藤 忠 1979『シンポジウム 鉄剣の謎と古代日本』新潮社  
1980「日本考古学および古代史上における稲荷山古墳の問題点」『稲荷山古墳と埼玉古墳群』三一書房
- ・坂元義種 1979「倭の五王の時代―東アジアと古代日本」『歴史と人物』89号
- ・佐藤長門 2004「有銘刀剣の下賜・顕彰」『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館
- ・篠川 賢 1988「鉄刀銘の世界」『古代を考える 雄略天皇とその時代』吉川弘文館
- ・鳥辻義徳 1979「稲荷山鉄剣は何を証明したか」『東アジアの古代文化』19号
- ・白石太一郎 2011「五世紀の有銘刀剣」『古墳と古墳時代の文化』塙書房  
2020「埼玉古墳群とヤマト王権―稲荷山古墳鉄剣銘文が語るもの」『埼玉県立史跡の博物館紀要』13号
- ・杉山晋作 1992「有銘鉄剣にみる東国豪族とヤマト王権」『新版 古代の日本 関東』8巻、角川書店
- ・高橋一夫 2005『鉄剣銘―一五文字の謎に迫る 埼玉古墳群』新泉社
- ・武田佐知子 2003「王権と衣服」『ワカタケル大王とその時代』山川出版社
- ・田中 卓 1985「稲荷山古墳出土の刀銘について」『邪馬台国と稲荷山刀銘 田中卓著作集3』国書刊行会
- ・田中史生 2013「倭の五王と列島支配」『岩波講座 日本歴史 原始・古代1』第1巻、岩波書店
- ・塚口義信 1987「初期大和政権とオホビコの伝承」『日本書紀研究』14冊
- ・東野治之 2006「七世紀以前の金石文」『列島の古代史 ひと・もの・こと 6 言語と文字』岩波書店

- ・利根川章彦 2015 「稲荷山古墳と武蔵の政権」『歴史読本』60 - 1、新人物往来社
- ・原島礼二 1978 「稲荷山古墳鉄剣銘研究の問題点」『辛亥銘鉄剣と埼玉の古墳群 増補版』読売新聞社浦和支局  
1979A 「稲荷山古墳出土鉄剣銘文について」『埼玉民衆史研究』5号  
1979B 「銘文の語る武蔵」『歴史と人物』89号
- ・平林章仁 2021 「埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘文から描く雄略天皇とその時代」『雄略天皇の古代史』志学社
- ・藤澤一夫 1978 「稲荷山鉄剣の金象嵌銘—その読みと解と—」『古代研究』16号  
1982 「埼玉稲荷山墓鉄剣の金錯銘」『考古学ジャーナル』201号
- ・直木孝次郎 1978 「稲荷山古墳出土鉄剣銘の問題点」『古代研究』16号  
1979 「古代ヤマト政権と鉄剣銘」『歴史と人物』89号
- ・仁藤敦史 2012 「「辛亥」銘鉄剣と「武蔵国造の乱」」『古代王権と支配構造』吉川弘文館
- ・増田逸朗 1982 「辛亥銘鉄剣出土古墳の概要と埼玉古墳群」『考古学ジャーナル』201号  
2002 「辛亥銘鉄剣と武蔵国造—乎獲居臣と笠原直使主—」『古代王権と武蔵国の考古学』慶友社
- ・松本清張 1983 「辛亥銘鉄剣の一仮説」『新編埼玉県史 別冊 辛亥銘鉄剣と金石文』埼玉県
- ・宮田俊彦 1979 「稲荷山古墳剣の辛亥年は五九一年ではどうであろうか」『日本歴史』373号
- ・森 公章 2013 「倭の五王とその時代」『古代豪族と武士の誕生』吉川弘文館  
2016 「稲荷山鉄剣銘の衝撃」『騎馬文化と古代のイノベーション』角川文化振興財団
- ・山尾幸久 1983 「稲荷山古墳出土鉄剣の銘文」『日本古代王権形成史論』岩波書店
- ・吉川敏子 2013 「稲荷山鉄剣銘の系譜の氏族」『氏と家の古代史』塙書房
- ・吉田修太郎 2023 「稲荷山鉄剣の銘文に関する一考察—乎獲居臣をめぐる諸問題を中心に—」『埼玉県立史跡の博物館 紀要』16号
- ・吉村武彦 2003 「ワカタケル王と杖刀人首ヲワケ」『ワカタケル大王とその時代』山川出版社  
2010 『ヤマト王権 シリーズ日本古代史②』岩波書店
- ・吉田 昌 1980 「稲荷山古墳出土鉄剣銘に関する一考察」『日本古代の国家と宗教 下巻』吉川弘文館
- ・和田 萃 2001 「ヲワケ臣とワカタケル大王」『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』学生社

## 《関係史料》

### ○稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘文

【表】 辛亥年七月中記。乎獲居臣、上祖名意富比埜、其兒多加利足尼、其兒名豆已加利獲居、其兒名多加披次獲居、其兒名多沙鬼獲居、其兒名半豆比、

【裏】 其兒名加差披余、其兒名乎獲居臣。世々為杖刀人首、奉事来至今。獲加多支鹵大王寺、在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練利刀、記吾奉事根原也。

### ○江田船山古墳出土大刀銀象嵌銘文

治天下獲□□□鹵大王世、奉事典曹人、名无□（利カ）豆、八月中、用大鉄釜、并四尺廷刀、八十練□（九カ）十振。三寸上好利刀。服此刀者、長寿子孫洋々、得□恩也。不失其所統。作刀者、名伊太和、書者張安也。

### ○『宋書』孝武帝本紀

（大明4年（460）12月丁未）倭国遣使献方物。

（大明6年（462）3月）壬寅、以倭国王世子興為安東將軍。

### ○『宋書』順帝本紀

（昇明元年（477））冬十一月己酉、倭国遣使献方物。

（昇明2年（478））五月戊午、倭国王武遣使献方物、以武為安東大將軍。

○『宋書』夷蛮伝倭国条（倭国伝）

倭国在高麗東南大海中、世修貢職。高祖永初二年、詔曰、「倭讚万里修貢、遠誠宜甄、可賜除授。」太祖元嘉二年、讚又遣司馬曹達奉表獻方物。讚死、弟珍立、遣使貢獻。自称使持節・都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭国王。表求除正、詔除安東將軍・倭国王。珍又求除正倭隋等十三人平西・征虜・冠軍・輔国將軍号、詔並聽。二十年、倭国王濟遣使奉獻、復以為安東將軍・倭国王。二十八年、加使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事・安東將軍如故。并除所上二十三人軍郡。濟死、世子興遣使貢獻。世祖大明六年、詔曰、「倭王世子興、奕世載忠、作藩外海、稟化寧境、恭修貢職。新嗣邇業、宜授爵号、可安東將軍・倭国王。」興死、弟武立、自称使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七国諸軍事・安東大將軍・倭国王。順帝昇明二年、遣使上表曰、「封国偏遠、作藩于外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處。東征毛人五十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不愆于歲。臣雖下愚、忝胤先緒、驅率所統、歸崇天極、道逕百濟、裝治船舫、而句驪無道、凶欲見吞、掠抄邇隸、虔劉不已、每致稽滯、以失良風。雖曰進路、或通或不。臣亡考濟突忿寇讐、壅塞天路、控弦百万、義声感激、方欲大舉、奄喪父兄、使垂成之功、不獲一篲。居在諒闇、不動兵甲、是以偃息未捷。至今欲練甲治兵、申父兄之志、義士虎賁、文武效功、白刃交前、亦所不顧。若以帝德覆載、摧此強敵、克靖方難、無替前功。窃自假開府儀同三司、其余咸假授、以勤忠節。」詔除武使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王。

## 表1 辛亥年に関する主な学説とその根拠

	研究者名 (発表年)	各研究者の見解
471年説	井上光貞 1978・80	①辛亥年を考える上では、鉄剣以外の礫槨の副葬品が鍵になる。考古学者の論文・概報での言及を総合して考えると、礫槨の年代は6世紀初頭以前が妥当である。その理由としては、礫槨という埋葬方法であること、また礫槨から出土した三環鈴・鈴杏葉などの馬具の年代は、畿内では5世紀末を降ることができず、中央から離れた関東という特殊性を考慮したときにはじめて6世紀初頭に降り得る。画文帯神獸鏡や、古墳の周湟から出た鈴鏡をもつ巫女埴輪や、古墳出土の須恵器などもこの年代観を支持する。②鉄剣が辛亥年に作られてから埋められるまでに一定期間あったことを考えると、辛亥年+X年（ワケが鉄剣を生前保持した期間）となり、考古学的な年代観が6世紀初頭であることから471年とみるのが妥当である。③ワカタケル大王は、大王号が天皇号以前の天皇の称号であること、また5世紀後半ごろに在位し大長谷若健（『古事記』）（オオハツセノワカタケル）と諱が共通することから雄略天皇である。
	直木孝次郎 1978・79	①ワカタケル大王は雄略天皇で、『宋書』倭国伝にみえる倭王武である。②倭王武が宋に遣使したのは順帝の昇明2年（478）で、武の兄の倭王興（安康天皇）が宋の孝武帝に遣使した大明6年は462年になる。安康天皇の在位期間は3年と伝えられており、宋への遣使からそれほど経たないうちに亡くなり、雄略天皇が即位したと考えると、辛亥年は471年が妥当である。
	藤澤一夫 1978・82	礫槨出土遺物の年代観や、ワカタケル大王は雄略天皇でその即位年からしても471年が妥当である。
	金井塚良一 1979	①稲荷山古墳前方部出土の須恵器（昭和13年出土）は、TK23か47で5世紀後半の年代のものである。供出した土師器も鬼高I式土器であり、この土器型式は埼玉県では5世紀の遺跡から出土した例はなく、6世紀初頭の遺跡から出土している。この点からも稲荷山古墳の築造は6世紀初頭であり、さかのぼっても西暦500年前後の築造と考えられる。粘土槨は稲荷山古墳が築造されたときにつくられた埋葬施設なので、礫槨はそれ以降20～30年の間に築造されたと推定される。②礫槨の副葬品である辻金具・環鈴・鈴杏葉等の馬具類は6世紀前半の古墳から出土する遺物であるが、6世紀前半でもそれほど降った時期にはならない。せいぜい、520年かおくなくても530年頃までにはつくられていたと考えられる。この年代観をもとに辛亥年を考えると、鉄剣が作成されてすぐに埋められる可能性は考えにくいので、471年の可能性の方が高いのではないかと。
	鬼頭清明 1979	①稲荷山古墳出土遺物の年代観は、5世紀末～6世紀初頭である。その枠の中で考えると、辛亥年は471年である蓋然性が高い。②ただし、ワカタケル=武=雄略というのは、諸資料の検討の結果としての蓋然性に留まるものであるから、471年説は仮説の域にとどまるものである。③『書記』は雄略のオオハツセワカタケルに相当する名前を欽明・安閑・宣化三代については記しておらず、欽明の生前の名がワカタケルではないという証拠はどこにもなく、471年説は531年説の可能性を閉ざすほど強固なものではない。
	原島礼二 1979B	稲荷山古墳の年代は6世紀前半でも前半期に近い方であるため、531年とみるのはやはり厳しく、471年の可能性が高い。
	岸俊男 1978・80	①ワカタケル大王は雄略天皇である。そして「吾」＝「ワケ」が、「今」、ワカタケル大王の宮がシキにあるとき、祖先以来の伝統に従ってその統治を助け、記念としてこの刀をつくり銘文を刻んだが、時に辛亥年七月と解釈できる。つまり、辛亥年七月＝今＝雄略治世＝作刀刻銘とみて、全てが同一時点であると考えられるので、辛亥年を雄略治世と切り離して531年にあてる考えはとれない。②ワカタケル大王を雄略天皇とみた場合、『日本書紀』がその治世を456～479年とするのはともかくとして、『宋書』倭国伝にみえる倭王武の遣使上表が順帝の昇明2年（478）であり、その前の倭王興（安康天皇）は462年の遣使以後間もなく死んだと推定できるので、471年をこの場合の「辛亥年」に比定すれば、雄略天皇の治世に入ることは確実である。③471年は鉄剣が出土した稲荷山古墳の礫槨の時期を、他の副葬品から5世紀末から6世紀前半までとする考古学的な年代観とも矛盾はない。④熊本県江田船山古墳出土銀象嵌大刀の銘文には、ワカタケル大王という表記など類似する語句がみられるが（～月中、杖刀人と典曹人、百練と八十練、奉事）、江田船山古墳の年代は5世紀末から6世紀初めごろと考えられており、その点からみても稲荷山鉄剣の辛亥年は471年とみて問題ない。
	田中卓 1985	ワカタケル大王は雄略天皇に比定でき、雄略天皇の治世は『日本書紀』によると456～479年までで、『古事記』の崩年干支をとると489年までであるが、いずれも適合する471年説が有力である。

# 471年説

<p>篠川賢 1988</p>	<p>①ワカタケル大王は雄略天皇（倭王武）であり、『日本書紀』によると雄略の治世は、456～479年までとされており、これをそのまま信用できないが、『宋書』にも倭王武による478年の遣使記事があり、478年当時の大王であったことは確かであるので辛亥年は471年である。②531年説は銘文全体が現在形で読まれるべきであり、478年～531年までを同一の大王の治世とすることは困難であることから、成立しない。③欽明天皇の宮が師木嶋大宮・磯城嶋金刺宮であり、銘文の「斯鬼宮」と音が共通することからワカタケル大王を欽明天皇とする説があるが、欽明の名は天国押波流岐広庭・天国排開広庭でワカタケルと結びつかない。また、「斯鬼宮」についても雄略の朝倉宮が広義の磯城の地に含まれること、また『古事記』の所伝には河内の志紀の地との関係を示すものがあることから、ワカタケル大王を雄略とみて銘文に斯鬼宮とあってもそれは支障にはならない。④磯城の副葬品の年代は、5世紀末～6世紀前半と推定されており、鉄剣が作られてから副葬されるまでの時間を考慮に入ると、531年とするには無理がある。⑤『宋書』倭国伝に関する坂元氏の指摘（477年に遣使した倭王は興であり、471年に武（雄略）はまだ即位していない）については、『宋書』倭国伝には478年の遣使を武による最初の遣使と明記されているわけではなく、興によると明記された遣使は462年のものであり、『日本書紀』に興（安康）の在位年数を3年という短い期間を伝えていることを考えると、477年の遣使も武による遣使とみる方が良く、471年説を妨げる根拠にはならない。</p>
<p>杉山晋作 1992</p>	<p>ワカタケル大王は雄略天皇であるから、辛亥年は471年である。</p>
<p>上田正昭 1998</p>	<p>①辛亥年は稲荷山古墳の築造年代からいっても、またワカタケルは大王にかかる名称であり大泊瀬幼武とよばれた雄略天皇を指すことから、471年説が正しい。②銘文のワカタケル大王を安康大王とする説もあったが、古典の伝承名とは符合しない。『宋書』夷蛮伝倭国条には、昇明2年（478）に倭王武が「使を遣わして上表」した有名な記事があり、これを即位に伴う遣使とすると、それ以前は安康の治世となり、ワカタケル大王は安康になる。ただし、昇明2年は倭王武の遣使上表の年であって、478年が倭王武の即位年であったとは断定できない。</p>
<p>大塚初重 1983</p>	<p>①稲荷山古墳出土の須恵器（TK47）・土師器（鬼高Ⅰ式）の年代から、稲荷山古墳の築造は5世紀後半～6世紀前半になる。②稲荷山古墳の長方形の二重周堀・突出部がつく構造は、5世紀後半～6世紀前半の前方後円墳である。磯城は全体が約6m、中に入れられたと推測される木棺の長さが約4mとすると、古墳時代前期～中期に移行する時期にみられる細長い木棺という、古い古墳の内部構造の特色をのこしている。副葬品についても、5世紀後半～6世紀初頭の特徴をもっている（埴輪・鈴付き帯金具、片刃矢式の鉄鏃、あるいは返りをもった鉄鏃、馬具の三鈴の鈴杏葉、円環状の雲珠、栗実型の鉸具や轡鏡板）。③磯城の年代は5世紀後半～6世紀前半で西暦500年前後になり、531年以降まで下げることは難しい。関東における横穴式石室の出現が6世紀前半であることを踏まえれば、稲荷山古墳はそれ以前の埋葬形態であるため、471年とみた方が良い。</p>
<p>小林敏男 2001</p>	<p>ワカタケル大王は雄略天皇であることから、471年説をとるべきである。</p>
<p>増田逸郎 1982</p>	<p>①磯城副葬品としては、比較的新しい要素と考えられる遺物に鈴杏葉・方形辻金具・壺鎧・鞍橋金具・鞍などがあるが、6世紀中ごろ以降の遺物と限定することは、現在の考古学の水準では不可能であり、第1・2主体部共に5世紀第4四半期から6世紀初頭の第1四半期中に副葬されたものと結論付けられる。②B種横ハケは5世紀代の円筒埴輪の特徴であり、それが出土した稲荷山古墳の築造年代は6世紀第1四半期以前になる。③稲荷山古墳東側くれ部から出土した須恵器は、TK47の古い段階のものであり、5世紀末から6世紀初頭に位置付けることができ、また土師器壺形土器は鬼高Ⅰ式土器よりも古い様相を呈しているので、須恵器と同様の年代観が与えられる。④以上の点から、稲荷山古墳の構築年代は、5世紀末～6世紀初頭に位置付けて異論のないものとする。この年代観から考えると辛亥年は471年であり、ワワケは杖刀人として20代・30代の壮年時に大王に仕え、5世紀末には老齢期を迎えて稲荷山古墳に埋葬されたものと考えられる。</p>

# 471年説

<p>増田逸郎 2002</p>	<p>① 531年説では、鉄剣を作成直後に礫槨に副葬した場合でもこれを上限とし、鉄剣を製作した目的を社会に機能させるため彼自身が数年間保持していたとすると、埋葬時を6世紀第Ⅱ四半期の後葉に想定しなければならない。礫槨被葬者はワワケではなく、鉄剣は下賜されたものであるからワワケが杖刀人首として活躍した期間や、礫槨被葬者の生存期間を配慮しなければならない。上記二つの期間を仮に20年と想定した場合にしても、550年前後の埋納が予想される。須恵器としては、TK 10型式古に当たるが、稲荷山古墳の遺物では、その時期のものは出土していない。礫槨の副葬品には、6世紀中葉に下るものではなく、考古学の立場からは531年説は支持できない。②稲荷山古墳の埋葬時期を531年にすると、そこから6世紀半ばまでに二子山・鉄砲山・將軍山とたてつづけに大型前方後円墳を築造したことになり、それは一地域政権の人民徴発力からしても不可能である。③雄略大王(武)の在位期間は『日本書紀』によれば456～480年であり、『宋書』倭国伝によれば大明6年(462)「興、死して弟武立つ」とあり、「済」を460年頃までとすると、安康「興」の在位3年という説も成り立つ。『梁書』武帝本紀によると、雄略は502年頃までの在位とされるが、いずれの説をとるにせよ、471年の在位はこの間におさまることからも、辛亥年は471年にするべきである。</p>
<p>佐藤長門 2004</p>	<p>①篠川氏(1988)の見解通り、471年とみるべきである。②鉄剣は作成されてからしばらく威信財として機能したはずであるので、それは鉄剣が「辛亥年」よりもだいぶあとに副葬されたことを意味する。531年では礫槨の築造年代を5世紀末から6世紀初頭とみる考古学的な知見と齟齬をきたす可能性が大きいことも問題である。③「斯鬼宮」(シキノ宮)という宮号からワカタケルを欽明天皇とする説もあるが、それは欽明の実名をワカタケルと記した史料がないという致命的な事実を無視した立論にほかならず、したがうことはできない。</p>
<p>高橋一夫 2005</p>	<p>ワカタケル大王は雄略天皇であるので、471年説をとるべきである。</p>
<p>白石太一郎 2011・20</p>	<p>①ワカタケル大王が雄略天皇であること、泊瀬朝倉宮が礫城の地にあること、倭王武は雄略天皇であることに異論がないので、辛亥年が471年にあたることは確実にみられる。古墳を6世紀中葉に求める説は、こうした文献史料の一致点を否定してまで主張し得るほどの根拠をもっていない。②礫槨出土遺物であるf字形鏡板付轡は、5世紀後半に盛んに用いられた型式の轡である。また、同じく出土した馬具の鈴杏葉の型式(三鈴)は、須恵器のMT 15型式の古い時期に比定しうるものであり、その暦年代は一般に6世紀前半でも早い時期に求められるものである。礫槨の年代は6世紀の前半でも早い時期になる。③528年に殺された筑紫君磐井の墓である可能性が高い岩戸山古墳の墳丘出土須恵器は、MT 15に後続するTK 10型式に併行するものであることも、MT 15型式を5世紀末から6世紀第Ⅰ四半期と想定する私見を裏付ける。稲荷山古墳の造営はTK 47型式の5世紀第Ⅳ四半期であり、礫槨の埋葬が行われたのは5世紀末葉になる。④鉄剣はこれを副葬していた礫槨の被葬者が生前手に入れたものを死後に副葬したと考えるのが最も妥当性の高い推論である。被葬者が最も活躍した時代にこの剣を入手し、その死とともに副葬したとすれば、20年程度である可能性が高い。とすればこの礫槨の埋葬が行われた時期は490年前後となる。</p>
<p>仁藤敦史 2012</p>	<p>ワカタケル大王と記紀の雄略天皇、『宋書』にみえる倭王武が同一人物であることから辛亥年は471年である。</p>
<p>吉川敏子 2013</p>	<p>5世紀末という稲荷山古墳の築造年代からも(須恵器の編年、榛名山の火山灰との関係)、辛亥年は471年とみるべきである。</p>
<p>森公章 2013・16</p>	<p>稲荷山古墳の築造年代からも、辛亥年は471年とみるべきである。</p>

471年説

<p>利根川章彦 2015</p>	<p>①銘文に登場する系譜の人物が6・7世紀のヤマト王権を構成する中央豪族のなかの阿倍氏・膳氏などの祖先に相当する人物を多く含んでいること、人物に付される称号がヒコ・スクネ・ワケで、6～7世紀の古代豪族が大王との関係から名付けられる「カバネ」に該当するものではないこと、ワケが奉事した人物がワカタケル大王であって雄略天皇と考えられることから、辛亥年は471年とみることができる。②礫槨の副葬品では、甲冑は6世紀以降に盛行する桂甲であるが、馬具のf字形鏡板付轡は、5世紀後半の製品と考えられ、鈴杏葉は剣菱形杏葉の突起部に鈴が取りついたもので、6世紀以降に多いものである。また、剣1本・大刀4本出土しているが、6世紀前半は大刀の方が一般化しており、剣は武器の主流ではない。そのことからすれば、大刀は5世紀末から6世紀初頭に手に入れた副葬品であり、稲荷山鉄剣は剣であるように被葬者が生きた時代の前半である5世紀に手に入れたものである可能性が高い。副葬品には5世紀末から6世紀初頭頃のもの、5世紀後半のやや古い時期のもの2段階考えることができる。被葬者が若いころから保持していたものと、死ぬ少し前に中央政権から賜与されたもの、という時間差を考えることができ、新旧2段階の副葬品の年代からも礫槨の年代の下限は西暦500年ごろと考えられる。このような礫槨の副葬品の分析からも辛亥年は531年とみることができない。</p>
<p>大橋信弥 2017</p>	<p>考古資料によって471年説がほぼ通説化しており、それに従いたい。</p>
<p>大平聡 2020</p>	<p>銘文上のワカタケルはオオハツセワカタケルと記される雄略天皇とみて間違いなく、昇明2年(478)に宋に遣使した武と同一人物であることから、辛亥年は471年である。</p>
<p>平林章仁 2021</p>	<p>①辛亥年を531年にあてる向きもあったが、鉄剣に銘文が刻まれてから稲荷山古墳に副葬されるまでの時間の経過を考慮すれば、471年にあてるのが妥当である。②『日本書紀』によると雄略天皇の在位は23年であり、479年に亡くなっている(雄略天皇元年は丁酉で457年にあたるが、雄略天皇の即位は前年11月甲子とあるため456年に即位していた)。『古事記』は即位年や在位期間の記載はないが、その死去について「己巳年八月九日崩りましぬ」という分注があって己巳は489年になり、日本書紀の死去年と10年のずれがある。この文注は太安万侶が加えたものである可能性があり、何らかの史料的根拠が存在した可能性がある。雄略は長くても480年代には亡くなっていた可能性があり、471年は雄略天皇の治世期間とも一致する。③『宋書』倭国伝によると、421年～478年にかけて賛・珍・済・興・武という倭の五王が遣使している。462年に遣使した興は安康天皇であること、478年に遣使した武が雄略であることは確実である。477年に遣使した倭王の名前ははっきりしないが、雄略であった可能性が高い。『宋書』倭国伝から日本書紀が即位した年とする457年は、462年に興が遣使していることからいまだに雄略の天皇の治世ではなかったことが知られる。460年に遣使した倭王が興であるとすれば、その在位期間は3年と短命であるはずなので雄略の即位は463年ごろで、在位が20数年ということであれば、480年頃までに亡くなったと推察される。雄略の治世下の辛亥年とは471年となる。</p>
<p>大野晋 1978</p>	<p>①「加差波余」は「カサハヤ」と読むことが可能である。「加差波余」は安閑元年条に登場する「笠原直使主」と対応する。安閑元年は太歳甲寅で、534年となる。②「笠原直使主」の「使主」はオミと読み、「乎獲居臣」の「臣」(オミ)と文字は異なるが、音は共通する。「使主」と「臣」が一致するから「笠原直使主」と銘文の「乎獲居臣」は同一人物ではないか。③銘文の中にはタカハシ、ササキのように後世「氏」として使われるもの、タカリヤハテヒは「田心命」「膳臣巴提便」のように個人名に使われるものがある。これを見てもわかるように、氏と名を区別する氏姓制度は東国で成立・完成していない。したがって、ここのカサハヤ(カサハラ)も、当時は個人名であったかもしれないが、後にオミなる人物の「氏」とされたことは考えられる。④このように銘文上の人物と武蔵国造の乱の登場人物が一致することからも辛亥年は531年であり、この年に作剣した理由としては、オミが敵のヲキと国造職を争っていたために、天皇家に対する服属と忠誠を表明する必要があったからである。この剣は、「武蔵国造、笠原直使主」が天皇に奉るためにつくったものである。⑤稲荷山古墳の遺物は、6世紀前半またはそれ以降に供出する遺物であり、辛亥年を531年と考えることの妨げにはならない。</p>
<p>門脇禎二 1979</p>	<p>礫槨の年代が6世紀とされることからいえば、辛亥年は531年になる。</p>

531年説

<p>高辻義徳 1979</p>	<p>①ワカタケルとは古代ではありふれた名前であるので、ワカタケル大王は雄略天皇とは限らない。大王号は角林文雄氏（1978）の分析により、5・6世紀の大王号を王の中の王、王の上に立つ王というような解釈はどこにも見当たらず、天皇の前身的な称号とする根拠はない。こうしてみると、この銘文のワカタケル大王を大和にいた雄略天皇とみる確実な根拠はない。ヲワケは上毛野君に仕えた護衛兵の親衛隊長である。②「斯鬼宮」のシキという地名は、大和以外の河内や関東にもあり、大和の磯城に位置付ける明確な根拠は存在しない。関東の栃木県藤岡町に磯城宮という地名があり、付近に「御門」「御陵台」という地名が存在することから、そこに結びつけるべきである。③稲荷山古墳の年代は、鉄剣が発見される以前の考古学者の見解を尊重するべきで（辛亥年＝471年という先入観がないので）、甘粕健氏（1970）の6世紀前半という見解を尊重すべきこと、また雄略天皇と結びつけて解釈する必要がないので、531年とみるべきと考える。471年説では、稲荷山古墳の築造年代と離れすぎており、問題になる。</p>
<p>池上巖 1979</p>	<p>①ワカタケルという名前は一般的な美称であり、このワカタケルを雄略と決めつけることはできない。②ワカタケル大王の宮は「斯鬼宮」とあるが、雄略天皇の宮は大和の長谷朝倉宮（＝泊瀬朝倉宮）であり噛み合わない。この宮号の点からもワカタケルを雄略とするわけにはいかない。河内の志幾に明確な宮があったという史料的記述もなく、そこに結びつけるわけにもいかない。朝倉宮は磯城地域に含まれるから斯鬼宮と呼ばれたとする説については、磯城郡の磯城嶋と泊瀬は史料上ははっきりと区別されており（『日本書紀』欽明天皇元年7月14日、同天皇31年4月2日条）、泊瀬は磯城とは違う地域である。斯鬼宮を朝倉宮とみるわけにはいかない。③ワカタケル大王は雄略ではなく、斯鬼宮（シキ）という宮号を考えると、磯城島宮に在した欽明天皇であり、『上宮聖徳法王帝説』によると即位年は辛亥年（531年）としており、銘文上の辛亥年も531年ではないか。④ワカタケル大王を欽明とみると、欽明の国風諡号である天国排開広庭天皇と違いすぎるのが問題とされるが、ワカタケル大王という可能性もあり得る。広庭を名称とする説があるが、はっきりと名が諡号になっているのは崇峻・推古・皇極・天智の4天皇だけなので、この4例をもって欽明の名と位置付けることはできない。推古・天智の例でもわかるように、名が二つも三つもあったのだから、欽明に「ワカタケル」という名があったとする推測を否定できず、ワカタケル大王を欽明に比定することは不可能ではない。⑤父を継体とする安閑・宣化は共通して「武（タケル）」という呼称があり、安閑・宣化と母が違う欽明は『日本書紀』にも書かれていたように二人の兄と極端に年の違う若い弟であったため、ワカタケルと呼ばれていたのではないか。⑥鉄剣は辛亥年（531）2月の政変（辛亥の変）で欽明即位に大きな役割を果たしたヲワケ臣が記念して作成したものではないか。辛亥年を471年とすると、なぜ辛亥年の七月に銘文が作成されたのか説明することはできず、531年にすれば辛亥の変を受けて作成されたものと自然に位置づけられる。⑦考古学的な見地からの稲荷山古墳の年代としても、斎藤忠氏（1979）が531年に引き下げてもさしつかえないとしており、辛亥年を531年とみることも可能である。</p>
<p>斎藤忠 1980</p>	<p>①稲荷山古墳から出土した桂甲・鈴杏葉・環鈴・鏡を、他の古墳から出土したものを比較すると、6世紀に下降するものが多い。礫槨、粘土槨のような埋葬施設も6世紀以後も続けて造られていた可能性も考えられる。茨城県水海道市羽生町の七塚古墳群の一前方後円墳には粘土槨が検出されているが、副葬品には鉄地金銅の耳環、雲珠などの馬具もあり、6世紀末以後のものと考えられる。礫槨の年代は6世紀前半の中葉ぐらいに位置付けることも可能であり、531年と考えることもできる。②ワカタケル大王は雄略とみなせるが、その崩御年代については『日本書紀』は己未年で479年であり、『古事記』は己巳年に489年とある。『梁書』『武帝本紀』には梁の天監元年（502）に武帝が鎮東大將軍倭王武に対して進号し、征東將軍にしたとある。倭王武が雄略天皇とすると、502年の進号は崩御のあととみられる。ただし『日本書紀』の没年代にすると、502年から遠くなりすぎるので、古事記の没年代を採用するべきである。③ヲワケは531年の再度の上京のとき、若かった頃の栄光を回想しつつ鉄剣を作成させ、吾が根源の奉事することを記したものと考えられる。</p>

# 531年説

荊木美行  
2014

①『宋書』倭国伝の通例として新王の初遣使の封冊記事が記録される原則があることから、方物を献じたことを記す昇明元年（477）の遣使の主体は、大明6年に「安東將軍倭国王」を授けられた興以外には考えられない（坂元義種氏（1979）の見解を支持）。とすれば、471年に武は即位していなかったことになり、辛亥年は531年とみる余地が出る。②武の上表文や記紀の所伝から興の在位は短かったとする見解もあるが、興は大明6年（462）の初遣使後まもなくして亡くなったとみた場合でも、武が上表文を提出する昇明2年（478）までには十数年の歳月が経過しており、不信である。済の在位年代は、『宋書』倭国伝は19年になるが、『古事記』は17年となり、『日本書紀』は42年であり、全く合わず、興の在位期間を記紀の所伝や年紀をもとに推測することはできない。③471年説の根拠に銘文を現在形に読むことがある。ただし、為政者の名を過去の年代の指標にすることや、宮の所在地を用いた天皇名によって過去を表わす例があることからすると、「ワカタケル大王の寺、シキの宮に在りし時」と、この部分を過去形として理解することもできる。過去形に読むことができれば、辛亥年をワカタケル大王の治世下におさめる必要はなく、531年に繰り下げて理解することも可能である。④稲荷山古墳出土の須恵器の年代で辛亥年を決めるのは問題である。年代判断の須恵器の資料は造出しと反対のくびれ部からの出土であり、いずれの埋葬施設に関係するかは不明であり、稲荷山古墳自体の築造年代と礫槨の年代が一致する必要はないので、この須恵器の年代で471年ときめるのは早計である。⑤礫槨出土の三鈴の鈴杏葉は、他の古墳ではMT15型式からTK10型式、あるいはさらにそれより新しい時期の須恵器に伴う遺物である。そこから礫槨の埋葬が行われた時期は、須恵器の物差しでいうとMT15型式の時期で、5世紀末ないし6世紀初頭という見方が成り立つ。それ以外の副葬品をみても、桂甲・鈴杏葉・環鈴・鏡は6世紀に下降するものが多く、礫槨の年代は6世紀前半の中葉ぐらいに位置付けることも不可能ではない（斎藤忠氏の見解を支持）。現時点では、辛亥年＝471年説が考古学的な成果に裏打ちされたものであるとはいいがたい。

# その他の諸説

宮田俊彦  
1979

①鉄剣の作成年代は、銘文の書き出しの「辛亥年七月中記」が山の上碑の書き始めと酷似することから、孝徳天皇の白雉2年（651）まで下がる可能性がある。②銘文上のヒコ・スクネ・ワケの表音文字は、日本書紀所引の百濟記と同様の文字を採用しており、百濟記は推古朝の成立と考えられるので、辛亥年は591年（崇峻元年）にするべきではないか。③法隆寺金堂薬師仏光背銘に「大王天皇」（＝推古天皇）とあること、上宮記下巻に「法大王」・天寿国續帳銘に「我大王所告世間虚仮唯仏是真」（ともに聖徳太子のこと）とあり、雄略をワカタケル大王のように大王号で記していること自体、銘文の作成年代が下がることを示しているのではないか。④鉄剣の作成時期（雄略）はオホヒコのとおりであり、銘文の作成時期（591年）はワケのときで、それぞれ異なるのではないか。

松本清張  
1983

記念刀剣の作成した年月日は、吉祥日を選んでつけることがある。同じく稲荷山鉄剣の辛亥も実際に作成された年ではなく吉祥的なものであり、この辛亥年をもって実年代を論じることはできない。

## 菅谷館跡絵図の再検討

－『城築規範』掲載絵図の分析から－

堀口智彦

### はじめに

菅谷館跡を描いた絵図のうち、現在確認されている最も古いものは、寛文12年(1672)に刊行された『城築規範』に掲載されているものである。これをはじめとして、江戸時代以降いくつかの絵図や図面の存在が確認されており、それらは小野義信によって既に紹介されている(小野1984)。小野は、『城築規範』掲載の菅谷城絵図について「「折」や「出柵形土塁」などを明瞭に表現しており、明らかに軍学者が現地調査を行い作図したものと考えられる」と評価し、『城築規範』掲載の菅谷城絵図は、他の江戸時代の菅谷城絵図の元図になっていると指摘した。また、加藤光男も、『諸国古城之図』など『城築規範』よりも後に刊行された城絵図について、「これらは『城築規範』を参照し作成した絵図、つまり実際に現地を調査して作成されたものではない」と推察する(加藤2021)。

このことから、『城築規範』に掲載された絵図を分析して、現状との相違点を洗い出すことで、現在残る菅谷館跡の遺構について考える手がかりが得られるのではないかと考えた。もちろん、江戸時代の絵図は現在作成される測量図の精度には遠く及ばず、その正確性には留意する必要があるが、絵図に記された情報から、当時の城郭の研究において重視されたポイントや、表現の特徴についても考察していきたい。

### 1. 『城築規範』について

#### (1) 概要

『城築規範』には、戦国時代を中心に、南北朝期に伝承を持つものから江戸時代初期のものまで、全国に存在する72の城郭の絵図が収められている。江戸時代に作成された城郭の絵図集としては、先に触れた広島藩の浅野家によって編纂された『諸国古城之図』、高松藩の深井彪が編纂した『諸国廢城考』など著名なものがいくつか挙げられるが、それらの中でも刊行が最も早く、後に作成された城郭の絵図集にも同系統の絵図が数多く掲載されている。複数の写本が伝わるが、本論では原則として国文学研究資料館蔵の写本を参照した<sup>(1)</sup>。

#### (2) 作者・貴田元親について

作者の貴田元親(?～1689)は、江戸時代前期に活躍した軍学者である。江戸で北条氏長(小田原北条氏の一族、北条綱成の子孫)から甲州流軍学を学び、同門であった山鹿素行の教えも受けたという。弘前藩4代藩主の津軽信政は素行の兵学に傾倒し、素行に代わる人物として元親を招こうとした。元親はこれを辞退したようだが、後に息子の親邦が仕え、その子孫は幕末まで存続した。弘前藩に伝わった文書群の中にはこの経緯に関する記述があり、国文学研究資料館蔵の『城築規範』も、元は弘前藩に伝わったものである。

#### (3) 成立の契機と目的

『城築規範』には、貴田元親による前文がある。ここには本史料を作成したきっかけや、その目的が述べられている。史料の性格を考える上で重要であるため、適宜意識しながらその要旨を紹介する。

まず、17世紀後半当時の古城を取り巻く状況として「一国一城令により、昔の城跡は耕されたり草が生えたりして、残っているものは十に一つである」と述べている。その上で、城の絵図を何

のために必要とするのか、絵図を集めて書物を編纂するのはなぜかという2つの問いについて、それぞれ5点、3点の理由を挙げて説明している。

前者に対する5つの答えは築城に関して軍学が追及した対象に対応していると思われ、①城の縄張の形を知ること、②時代による変化を知ること、③地形のあり方を知ること、④攻めと守りの方法を知ること、⑤ある国、ある場所に要害の地があることを知ることとしている。

後者に対しては、①編纂すればそれを参照しやすくなり、読みやすくなる、②それによって議論が日々熟していく、③もし何もしなければ、必ずなくなってしまうだろうと心配している、からであると答えている。そのため、貴田元親は長年選定を進め、書写した城絵図を集めて『城築規範』を編纂したと述べている。「書写した城絵図」とあるため、本史料に掲載された城絵図は貴田元親が自ら調査して作成したものではなく、他者の成果を引用、参照したものであることがわかる。これらの記述からは、当時すでに全国各地で城絵図は描かれていたが、それらを集めて比較検討することが可能なレベルの城絵図集は存在していなかった状況と推定できる。

なお、矢守一彦は、山鹿素行と貴田元親の交流を踏まえて「『城築規範』の素材の多くは素行に発しているであろう」と推測している（矢守1981）。

## 2. 内容の分析

史料の概要や成立の背景を確認したところで、掲載されている菅谷城<sup>(2)</sup>の絵図について具体的な内容の分析を行っていく。

### (1) 菅谷城絵図について（図1）

#### ①全体の描写

題名は「武州菅谷城」と表記されており、図の左下に記された城郭の来歴等には「昔日上杉管領居城之由」とある。ここからは、鎌倉時代の畠山重忠の館跡ではなく、あくまでも戦国時代の城郭としての面を評価していることがわかる。

遺構の描写に目を向けると、土塁や堀の屈曲が詳細に表現されていることがわかる。特に、西ノ郭や三ノ郭、二ノ郭の土塁の屏風折れには、かなり強い意識を向けて描いている。ここからは、築城技術をはじめとした軍学の知識に長じた者が現地を丹念に観察し、絵図の作成に関わったことがうかがえる。現況との比較は後ほど行うことにして、先に絵図内に記された書き込みの内容を確認していきたい。

#### ②書き込み

各郭には、「二町ホド」などといった書き込みがみられる。原則としておおむね南北方向と東西方向それぞれが記されており、郭の規模を示す。ただし、縮尺はかなりアバウトであり、例えば三ノ郭の「二町ホド」と、二ノ郭の「一町ホド」の絵図上での長さは、2対1の比率から大きく外れている。後述するように数値の計測は正確に行われているものの、作図にあたっては意識されていなかったことがわかる。

また、三ノ郭から二ノ郭に向かう馬出の北側には「松アリ」と書かれている。これ以外には同様の書き込みはなく、この位置に松が生えていることに対して、何らかの理由で注意が向けられたことがうかがえる。例えば、松が三ノ郭から二ノ郭虎口に向けての視界を遮ることへの軍事的な評価が第一に思い浮かぶ。

城郭と樹木の関連としては、永禄8年（1565）の年代が記される『築城記』に「一 城の外に木を植えまじき也。土あの内の方に木を植て可然也。」との記述がある。このほか、近世の軍学書にも、

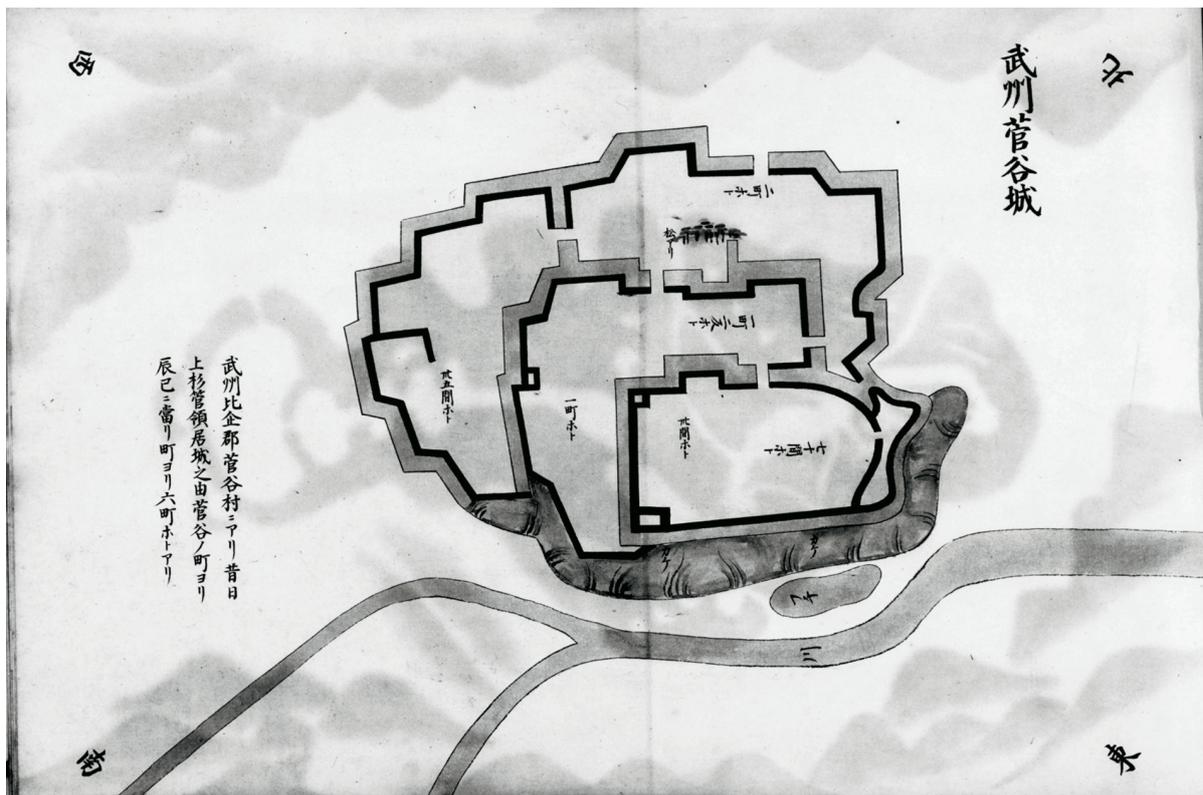


図1 菅谷城絵図（『城築規範』収録）

城内の樹木に関する項目が設けられている（北条氏長『士鑑用法』など）。これらの記載に対して、城郭内の樹木は繁栄のシンボルとして認識されていた面を持っていたと考える見解があり（中澤1999）、こうした視点から、城郭内に松が生えていることの象徴的な意義に目を向けた可能性も考えられる。

### ③現状の測量図との対比

図2は、②で見た郭の規模を示す数値をメートルに換算し、菅谷館跡の現況測量図に適宜当てはめたものである。また、絵図に描かれた土塁や堀などの表現と、現在残る遺構の相違点も示した。

換算した数値は、やや恣意的ではあるが、おおむね現状の郭の規模と一致する場所を見出せる。二ノ郭東側に見える東西方向の「一町二反ホド」は、二ノ郭全体の東西の長さには及ばないが、土塁の延長線（図上に点線で示した地点）を基準に郭を二分したと考えると、東側の東西の長さとは一致する。西ノ郭の「卅五間ホド」は東西、南北いずれともうまく合致しないが、郭南側の傾斜のどこを端と捉えたかによって、多少数値が前後した可能性も考えられる。

次に、土塁や堀などの表現と現状の相違を確認する。まず、大きな差異としては、西ノ郭と二ノ郭の位置関係と、南郭の欠落が挙げられる。絵図に描かれた西ノ郭は、実際よりも南側まで伸びるように表現されており、南郭が描かれていないことと合わせ、絵図と測量図を比較した際に大きく違う印象を与えている。縮尺を考慮していないとはいえ、他の郭同士的位置関係にはさほど違和感がないことを踏まえると、現地調査時にこの地点周辺で何らかのミスをしていると推定できる。その手掛かりとなるのが、南郭西側から南側に回り込むように位置する土塁である。絵図の二ノ郭西側を巡る土塁を見ると、南端で東に向けて回り込むように描写されている。現在はそこに土塁は存在せず、むしろ南郭西側土塁の現状と一致している。ここからは、二ノ郭と南郭の位置関係に関する現地での認識や記録に混乱が生じ、南郭の存在が欠落してしまった結果、南郭の土塁だけが二ノ郭のものとして描かれた可能性が考えられる。二ノ郭の南端にかつては土塁があったと推定するこ



図2 現況測量図と絵図表現の比較

とも可能だが、いずれにしてもこの周辺は現地での調査記録が不十分であったとは言えるだろう。また、本郭から南側を見下ろした際、堀と土塁の存在によって南郭が全く見えないことも、南郭に関する誤認を生じさせる要因の一つとして推定できる。加えて、本郭南側の堀や土塁の表現に現状との差異があることは、本郭から南側には実際に立ち入った調査を行わなかった可能性も考えられる。

目立った差異としては、三ノ郭から二ノ郭へ向かう馬出の土塁と堀の一部、正詰門南側土塁と葺土塁が描写されていない点もある。現在見られるこれらの遺構が全て後世の改変であるとは考えにくい。見落としあるいは描き漏らしと考えられるだろう。

また、既に指摘されていることではあるが、「大手門」と称されている西ノ郭西面の土塁の切れ

目が表現されていない点も異なる。これは享和2年（1802）頃に福島東雄によって編纂された『武蔵志』に至るまで同様であり、江戸時代の絵図に共通した特徴である。『武蔵志』掲載の絵図は既存の絵図に基づいているが、書き込みから作成にあたって現地調査を実施して修正を加えたことがうかがえ、「大手門」の存在については今後も検討が必要な課題の一つである。

この他、搦手門の位置も挙げられる。この周辺の土塁の折れの表現は現状と比較して正確性を欠き、絵図と現状の対応関係の判断が難しいところもあるが、土塁が大きく張り出す部分を基準にすると、現状の土塁の切れ目からやや東側にあるようにも解釈できる。虎口の防御性の観点からは、現状の搦手門よりむしろ自然な位置である。搦手門周辺の遺構を理解する上で重要であるため、後ほど改めて取り上げたい。

上記を総括すると、郭の規模に関する注記は、先述した土塁や堀の形状への観察眼の鋭さと合わせ、絵図の作成に先立って詳細な現地調査が行われたことを示している。しかし、誤りや不十分な点の存在からは、現地の状況と細かく照合しながら下図を作成していったのではなく、現地では数値の記録や略図程度の図化を行い、別の場所で完成させた様子が推測できる。とは言え、かなり高い精度で城郭の遺構を解釈し、表現していることは確かであり、17世紀代の菅谷城の状況をかなり詳細に伝えている絵図であると評価できる。

## (2) 他の城郭の場合

菅谷城は平城であるため高低差が小さく、広大ではあるが縄張りはさほど複雑ではない。こうした理由から距離の計測や全体構造の把握が比較的容易であったことで、実態に近い絵図を作成できたと考えられる。それでは、郭間の高低差がある山城の場合ほどの程度実態を反映した絵図になっているのだろうか。以下では、現在の埼玉県内に所在する城郭である、天神山城と日尾城の絵図を取り上げて検討していく。

### ① 天神山城（図3・図4）

天神山城は、長瀬町岩田の荒川右岸の丘陵上に所在し、藤田氏の居城として知られている。永禄4年（1561）の「秩父一乱」の際には小田原北条氏に敵対したが、次に触れる日尾城などとともに攻略されたとの記録が残る。地域で大きな力を持った武士が本拠とした割には同時代の記録が少なく、これ以前、以降の利用状況についてはほとんど情報が無い。

絵図と縄張図を比較すると、全体的に丸みを帯びた表現となっており、一見すると実態をあまり正確に捉えて描いていないように感じられる。しかし、最大の郭である二の郭を基準に位置関係を追っていくと、豎堀や東側斜面の「出郭」と呼ばれる郭群が描かれていない以外は、大まかな特徴を掴んでいる。また、郭内に記された距離も、現地の状況をおおむね正確に示していると言える。

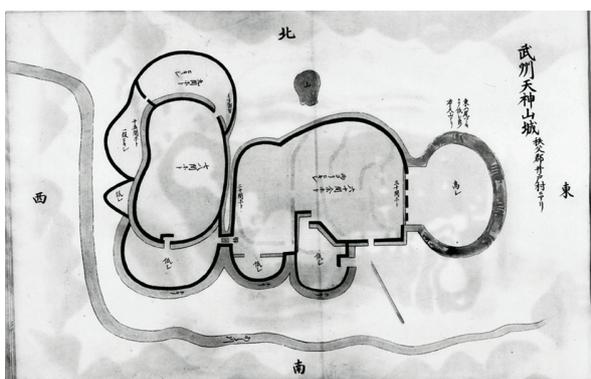


図3 天神山城絵図（『城築規範』収録）

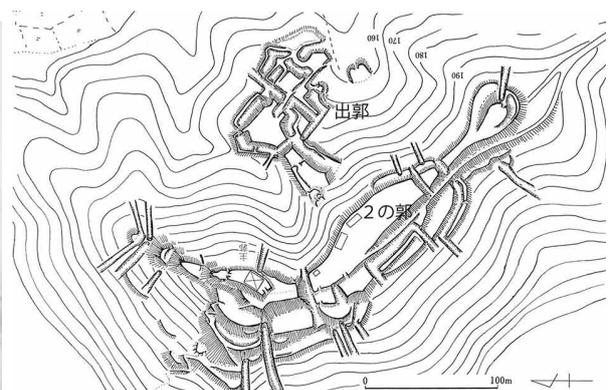


図4 天神山城縄張図（関口1987を一部改変）

## ② 日尾城 (図5)

日尾城は、小鹿野町飯田に所在し、牛首峠から続く尾根筋の先の丘陵頂部に位置する。元亀元年(1570)6月の「北条氏康書状写」には、「大瀧筋日尾之山口」からの武田勢の侵攻に関する内容が見え、小田原北条氏の上武国境に対する防衛拠点の一つとして整備されたと考えられる。その地理的な重要性もあってか、文献にたびたび名前を確認することができる。

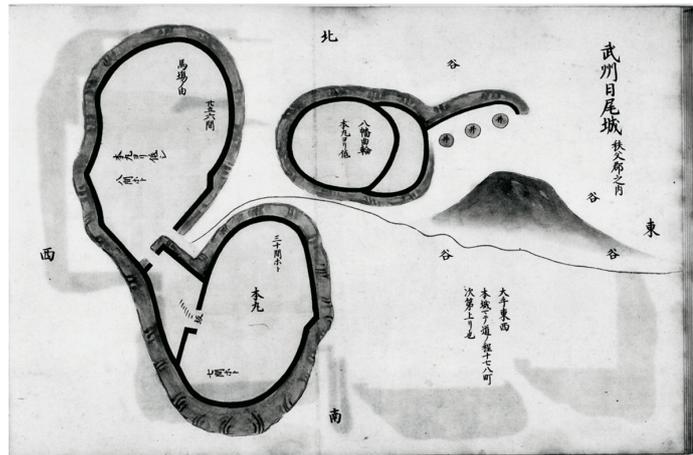


図5 日尾城絵図 (『城築規範』収録)

まず、「秩父一乱」の際に、北条方の南図書助によって攻略されたとあり、戦後処理も同氏が行っていた記録がある。また、天正13年(1585)の法養寺薬師堂(小鹿野町)の十二神将胎内銘には「日尾城主旦那 諏訪部遠江守」とあり、地誌類に伝承が見える、諏訪部氏が城主であったことがわかる。いずれの段階においても、地元の有力武士であった出浦氏の尽力があったことがうかがえる。

既存の刊行物に掲載された図<sup>(3)</sup>に加え、かつて筆者が現地を踏査した際の記録も参考に考えると、絵図の表現はかなり単純化、模式化されており、現地の状況を正確に描いているとは言い難い。現在残る郭との対応関係を追うのは難しいが、郭内に記載された数値は、その規模を実際に計測したものであると思われる。図の精度、作図の手法とも、おおむね天神山城と同程度であると言えるだろう。

上記の検討から、2城とも菅谷城と同じく現地を踏査し、郭の規模を適宜計測しながら図を作成していったと考えられるが、現地で細かくチェックして図を完成させていったとは考えにくいとも言える。郭の縦と横の長さだけを測り、その平面形や外郭線を正確に描写することにこだわらず図化していったために、円形に近い曖昧な表現にならざるを得なかったのであろう。その点では、菅谷城が比較的正確な形を表現しているのは、郭が土塁で囲まれており、方形に近い形をしていることが大きいと言える。

つまり、測量図のような正確な図面を作り上げることより、地表面で観察できる情報は注記で補足し、全体としては模式的、復元的な図であっても、軍事的に見て重要な点は詳細に表現することを最優先した図とも言い換えられる。やや語弊があるが、正確な測量図ではなく「模式的、復元的」な側面を持つ図であるという意味では、現在の縄張図の考え方と近いものがあると言えるかもしれない<sup>(4)</sup>。しかし、図化の手法の面では、現在一般的に作成されている縄張図が、郭の外郭線の要所を計測し、それを繋いで平面形を描いていくのとは全く異なっている。

本論でこの2城を取り上げたのには、もう一つの理由がある。上記でそれぞれの来歴を紹介したように、これらは必ずしも地域における拠点であり続けた城郭ではなく、全国的に著名な人物にまつわる来歴を持つものでもない。この点は、やや程度は違えど戦国時代の菅谷城についても同様のことが言えるだろう。

それならば、なぜ貴田元親はこれらの城郭を取り上げたのだろうか。『城築規範』に掲載された絵図の特徴や各要素の傾向の分析を通じて、この点についても推測したい。

## (3) 掲載された城郭の地域性や表現方法に見る差異

ここからは、比較対象を全国に広げて検討を進める。絵図の枚数は先述のとおり72枚であるが、



最も多いのは武蔵の15箇所、全体の21.4%を占める。続いて河内が5箇所(7.1%)、三河、駿河、相模がそれぞれ4箇所(5.7%)と続く。現在の関東地方(1都6県)から離れるほど少ない傾向が見られ、関東地方だけで27箇所(38.6%)となっている。

武蔵の中でも、現在の埼玉県内に所在する城郭が12箇所を占める。先に見た日尾城、天神山城のほかには、岩付城、松山城、羽生城、深谷城などといった地域の拠点となった城郭だけでなく、浅羽城のように現在では全くその詳細が不明なものも含まれている。一方で、小田原北条氏の一族である北条氏邦が拠点とした城郭として、岩付城、松山城と同じかそれ以上の重要な位置づけであったと言える、鉢形城が抜けている点を指摘しておきたい。武蔵国内に限って見れば、明確に一貫した基準はないように思える<sup>5)</sup>。

一方、西国の城郭には選定の基準がある程度うかがえる。例えば、河内では赤坂城、千早城などが掲載されており、ほかに山城の伏見城、聚楽第、大和の多門城、信貴山城、肥前の原城など、著名な戦いの舞台、あるいは軍記物語に登場する城郭が主となっている。関東地方とは異なる傾向を示し、手元に所有していた絵図を、関東地方との比較用に掲載したようにも感じられる。

## ② 書き込み、表現のばらつき

次に、各図面に記された注記から、郭や土塁等の遺構の規模と、地形に関する記載の有無をまとめた。遺構の規模は48箇所(68.6%)、地形に関する記載は33箇所(47.1%)に見られる。いずれも記されるものは27箇所(38.6%)、いずれも記されないものは16箇所(22.9%)である。これらの項目は、絵図を作成するにあたっての、現地調査の有無やその精度をある程度反映していると考えられる。各数値からは、大半の城郭において程度は異なるが遺構規模の計測が行われており、地形に関しても高い関心が払われていることがうかがえる。しかし、絵図の作成にあたってはこれらの情報の記載は必須とは認識されておらず、いずれも記されないものの存在からは、城絵図を用いた縄張の検討においては、平面形が描かれていれば最低限の用をなしていたものと推測できる。

また、中にはほかの絵図と異なる特徴的な表現をしているものも確認できる。例えば、山中城の場合、最も特徴的な遺構である障子堀に関する描写が全くなく、城内の建物と思われる表現のほか、城を囲むように人名が書かれているのみである。これは、小田原合戦の緒戦としての歴史的位置を示す目的で作成されたためであると推測される。ほかに、「三石古城」では周辺の道や村を広い範囲にわたって描き、「末森古城」では国絵図風の表現がされるなど、一般的な城絵図とは異なるものも混在する。城郭の構造そのものより、それを取り巻く地理的環境や、歴史的な位置づけを重視したケースと考えられる。

また、武蔵所在の城郭では、岩付城の絵図に郭の規模も地形も一切書き込まれていない点が他と比べて異質である。これは、岩付城が当時も現役の城郭であったことにより、詳細を伏せる必要があったためだろうか。それでも掲載する判断をした理由はうかがい知れないが、岩付城を攻めた豊臣方が、「名城」と評価する文書が残ることと関係するかもしれない(竹井2022)。

## (4) 小結

上記の分析を総合すると、『城築規範』に掲載されている絵図には、所在する地域、描画方法など、大きな偏り、あるいはばらつきが存在することが指摘できる。特に地域については関東地方周辺に極端に集中し、後の時代に編纂された『諸国古城之図』などのように、全国的に網羅した絵図集を作成しようとした意識はうかがえない。この理由を考える上では、『城築規範』の編纂が、おそらく先駆的な取り組みであり、参考にする前例がなかったことは無視できない。そのため、そこには作者である貴田元親、あるいはその師らをはじめとした関係者の、学問的なバックボーンや関心な

どが如実に反映されている可能性を考える必要があるだろう。他の絵図集の例ではあるが、『諸国古城之図』の編纂にあたっては、広島藩が甲州流軍学を採用して軍政改革を行った影響が大きいと指摘されており（広島城 2014）、そこには甲州流軍学の創始者とも言える小幡景憲の子孫が深く関わっている。

冒頭に触れたように、貴田元親は北条氏長の教えを受けており、その師である小幡景憲にまで学問的な源流を求めることができる。北条氏長は小田原北条氏の一族の流れを汲み、小幡景憲は甲斐武田氏の家臣であった人物である。短絡的ではあるが、『城築規範』に小田原北条氏や甲斐武田氏の支配した地域に所在する城郭が多く掲載されているのは、これと無関係ではないだろう。

天神山城や日尾城は、北条氏康の息子である氏邦が支配した鉢形領に所在する城郭であり、特に天神山城は氏邦の義父、藤田康邦が本拠とした城郭である。それならば、なぜ鉢形城がないのかという問いに答えは出せないが、こうした歴史的背景から、全国的には決して著名ではないのにも関わらず研究の関心が向き、絵図が作成されたと考えておきたい。

## まとめ

『城築規範』に掲載された絵図は、ある程度の粗密があるものの現地を詳細に観察した上で作成されたものと考えられ、現代の測量図とは異なる表現方法ではあるが、個々の絵図の完成度は全体的に高いことを確認した。また、前文の内容を信じるのなら城郭の絵図集としては先駆的なものであり、後世の同種の史料と比べて、早い時期に作成された絵図が掲載されている可能性が高い。ただし、前文の記述からは貴田元親が自ら作成したものではなく、原本となった絵図が存在していたこともうかがえる。城絵図の研究においては、全国的に網羅されており、書籍によって容易に内容を確認できることから『諸国古城之図』が取り上げられることが多いが、菅谷城に限らず『城築規範』に掲載されている城郭については、本史料をベースにする必要があるだろう。

現在のところ、戦国時代の菅谷城の実態を解明するための材料は限られている。そうした点では、戦国期の様子を検討する上での基礎資料の一つであり、その価値が非常に高いことを改めて確認した。

最後に、絵図と現状の比較作業や日々の観察を通じて、遺構の解釈について考えたことを提示し、結びとする。既に指摘されている、あるいは内々に議論の俎上に載っている点もあるかもしれないが、あえて明文化しておくことに意味があると考えたい。

### ① 搦手門の外側について

搦手門の外側には現在国道 254 号が通っており、浅い谷地形である。三ノ郭外堀とこの谷の間には、「二重土塁」と表現される高まりがある。外堀は搦手門東側でクランクし、「二重土塁」は略三角形の平面形を持つ広い空間になる。この時、三ノ郭の土塁上からは横矢が掛かっており、北側の浅い谷を越える橋の存在を仮定すれば、この空間を馬出状の郭として理解することができるかもしれない。

先に、絵図に示された土塁の開口部<sup>(6)</sup>の位置を「虎口の防御性の観点からは、現状の搦手門よりむしろ自然」とした。これは、土塁を屈曲させて張り出し部を設けながらも、搦手門に対しては横矢が掛からずその意図が不明であるためだが、ここに郭があったとすればその疑問は解決する。

### ② 搦手門の「食い違い虎口」について

搦手門の土塁の開口部は、当館の解説では「食い違い虎口」としている。しかし、現地を改めて観察すると、図 2 のとおり外堀は完全に食い違っているが、土塁はほとんどずれておらず、一般的にイメージされる食い違い虎口とは異なるように感じた。土塁が完全に食い違っていなくても、堀

が食い違っていれば「食い違い虎口」と解釈してよいのだろうか。解釈の是非も含め、より適切な表現があればぜひご教示いただきたい点である。

### ③ 正拈門周辺の変遷について

正拈門周辺では発掘調査が実施されており、南北2つの虎口がいずれも戦国時代に設けられていたことが判明した。西ノ郭に目を向けると、大手門の位置が絵図にあるとおり本来開口していなかったとすると、外部へのルートは三ノ郭と西ノ郭を隔てる堀の北端しか残っておらず、行き止まりとなる西ノ郭の位置づけが非常に不可解となる。この点において、大手門の開口の有無が改めて注目される<sup>(7)</sup>。城郭の構造全体から見た正拈門の位置づけや西ノ郭の整備時期など、この周辺の遺構の変遷を検討する上では、大きな課題が残っている。

以上、思いつくままに気づいた点を挙げた。絵図の検討結果は先学の成果を超えるものではなく、上記の所見も含め、明確な根拠をもって新たな見解を述べることはできなかった。はなはだ雑駁な内容ではあるが、菅谷館跡を考えていくにあたり、何らかのきっかけとなるものが提示できていれば幸いである。今後も、菅谷館跡を理解するために、周辺を中心とした城館跡を検討する機会を作りたい。

### 註

- (1) 本文中で提示した『城築規範』に収録されている絵図は、国文学研究資料館のデータベースで公開されている画像を使用した。
- (2) 以下、『城築規範』の記載に従い、「菅谷城」と表記する。また、郭や虎口等の名称は当館での呼称を使用する。
- (3) 例えば、梅沢太久夫 2018『埼玉の城 - 127 城の歴史と縄張』がある。
- (4) 縄張図の作成における基本的な手法や考え方は、千田嘉博ほか 1993『城館調査ハンドブック』などを参照されたい。余談となるが、縄張図に対しては復元的、模式的な表現がたびたびあり、作図者による表現の際が大ききことから、図の客観性や正確性が担保されていないという趣旨の批判がなされることがある。筆者もかつてはそう感じていたが、城館調査で縄張図を作成するうちに、縄張図はあくまで作図者個人の遺構への解釈を提示するための図であり、客観的かつ正確であることを求められる測量図とは本質的な性格が全く異なると考えるようになった。ここでは、縄張図に対して正確な測量図でないから価値が低いと評価するような意図は込めていない。
- (5) 菅谷城の立地は、北条氏長が記した『兵法雌鑑』などに示される「繁昌の地形」、すなわち「北たかくして南低。きた南へ長、東西南に流水あり。」をほぼ満たしていると評価できる。  
菅谷城の場合、この点が軍学者に注目され、選定された可能性も指摘できる。
- (6) この地点は、現状では周囲より少し土塁が低くなっている。土塁の高さは対岸にあたる郭状の空間とほぼ同じである点は示唆的であるが、ここに橋が架かっていたと考えるには三ノ郭側に渡った後の土塁の高低差が課題である。しばしば言及される、本郭出榭形土塁対岸の高まりから、本郭に向けて橋が架かっていたという説にも同様のことが言える。
- (7) 梅沢太久夫氏のご教示によれば、大手門周辺の遺構は比企型虎口として解釈できるという。現地の詳細な観察を行い、改めて考える必要がある視点である。

### 参考文献

- 石岡久夫編 1967『日本兵法全集 3 北条流兵法』人物往来社
- 小野義信 1984「比企地方の中世城郭 その3 - 国指定史跡 菅谷館跡の構造について -」『研究紀要』第6号、埼玉県立歴史資料館
- 加藤光男 2021「菅谷館・菅谷城理解のために - 一文献史学の視点からの再検討 -」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第14号、埼玉県立史跡の博物館
- 関口和也 1987「天神山城」『図説中世城郭辞典 1 北海道 東北 関東』新人物往来社
- 竹井英文 2022『杉山城問題と戦国期東国城郭』戎光祥出版

谷口眞子 2014 「近世前期の兵学とは一文武・治乱をめぐる認識―」『書物・出版と社会変容』17、「書物・出版と社会変容」研究会

中澤克昭 1999 『中世の武力と城館』吉川弘文館

公益財団法人広島市文化財団広島城 2014 『浅野文庫諸国古城之図の世界』

山下孝司 2014 『戦国期の城と地域』岩田書院

矢守一彦 1981 『浅野文庫蔵諸国古城之図』新人物往来社

嵐山史跡の博物館 2022 『改訂版 国指定史跡比企城館跡群 菅谷館跡』嵐山史跡の博物館ガイドブック 2

表 1 『城築規範』収録城郭一覧表

番号	名称	所在地	郭の規模	高低差等	関東	武蔵国	埼玉県	比定地	備考
1	大坂古城	摂津	×	○					
2	深谷古城	武蔵	○	×	○	○	○	深谷城	
3	伏見古城	山城	○	×					
4	日尾古城	武蔵	○	○	○	○	○	日尾城	「秩父郡之内」など注記
5	江尻古城	駿河	○	○					
6	古市古城	河内	×	×					
7	大岡古城	三河	○	○					「此曲輪高シ」など注記
8	野田古城	三河	○	○					土塁の高さ詳細に記入
9	小山古城	遠江	×	○					
10	瀧山古城	武蔵	○	×	○	○		滝山城	
11	多門古城	大和	○	○					
12	鞠子古城	駿河	○	○					「本城ヨリ低シ」など注記
13	岩付古城	武蔵	×	×	○	○	○	岩付城	
14	捲嶋古城	信濃	○	○					
15	高屋古城	河内	○	○					「平地ヨリ少高」など注記
16	沓懸古城	三河	×	×					
17	足柄古城	伊豆	○	○					
18	望月古城	信濃	○	○					
19	東根古城	出羽	×	○					
20	騎西古城	武蔵	○	○	○	○	○	騎西城	地形は沼の規模について
21	深澤古城	相模	○	○	○				
22	本郷古城	武蔵	○	○	○	○	○	滝の城	
23	信貴古城	大和	○	○					
24	岩殿古城	甲斐	○	×					
25	三石古城	備前	○	○					周辺の道や村も広範囲に描く
26	埼玉古城	武蔵	○	×	○	○	○	羽生城	
27	作手古城	三河	○	○					
28	榛澤古城	武蔵	(○)	(×)	(○)	(○)	(○)	深谷城カ	
29	名嶋古城	筑前	×	○					石垣の高さについて記述
30	鳴海古城	尾張	○	×					
31	箕輪古城	上野	×	○	○				
32	山中古城	伊豆	×	×					軍勢配置が書き込まれる
33	二見古城	大和	○	○					

番号	名称	所在地	郭の規模	高低差等	関東	武蔵国	埼玉県	比定地	備考
34	浮嶋古城	常陸	×	○	○				
35	菅谷古城	武蔵	○	×	○	○	○	菅谷館跡	
36	赤坂古城	河内	○	○					
37	末森古城	能登	×	×					国絵図風
38	矢尾古城	河内	×	×					
39	鹿沼古城	下野	○	×	○				
40	戸石古城	信濃	○	×					構図が異なる2種を掲載
41	戸石古城								
42	片倉古城	武蔵	○	×	○	○		片倉城	
43	筑井古城	相模	○	×	○				
44	岡崎古城	相模	○	○	○				
45	松山古城	武蔵	○	○	○	○	○	松山城	数字で郭同士の高低差を表現カ
46	高岡古城	越中	○	×					
47	浅羽古城	武蔵	○	×	○	○	○	浅羽城	
48	聚楽古城	山城	×	×					
49	志太古城	陸奥	×	×	○				「陸奥」は「常陸」の誤
50	諏訪原城	遠江	○	×					
51	上俊古城	上総	○	○	○				「俊」は「後」の誤
52	興国寺城	駿河	○	○					
53	岡山陣城	摂津	×	×					
54	栗橋古城	上野	○	×	○				「上野」は「下総」の誤
55	茶臼山城	摂津	×	×					
56	山條古城	越後	○	×					
57	禅徳寺城	駿河	○	×					
58	真崎古城	伊予	○	○					
59	難波田城	武蔵	○	○	○	○	○	難波田城	川までの距離を記述
60	延沢古城	出羽	×	×					
61	天神山城	武蔵	○	○	○	○	○	天神山城	「出郭」は描かれない
62	千劔破城	河内	×	×					
63	天草古城	肥前	×	×					
64	今井陣城	相模	○	×	○				
65	八王子城	武蔵	○	×	○	○		八王子城	
66	蕨山古城	伊豆	○	○					山上の郭は描かれない
67	高名山城	播磨	×	×					高「倉」の誤りカ
68	平井古城	上野	×	×	○				
69	新府中城	甲斐	○	×					
70	八幡山城	武蔵	○	×	○	○	○	雉岡城	「江戸ヨリ廿一里」注記
71	古府中城	甲斐	○	○					
72	江戸崎城	下総	×	×	○				「下総」は「常陸」の誤
			48	33	27	15	12		

## 企画展「二子山古墳と祈りの器」の開催について

中井 歩

### はじめに

埼玉県立さきたま史跡の博物館（以下、当館）では、令和5年7月15日から8月31日までの会期で、企画展「二子山古墳と祈りの器」を開催した。当館では近年、埼玉古墳群に関する資料を中心に、古墳時代を主なテーマとした企画展を開催してきた。令和5年度は、令和4年度末に二子山古墳の発掘調査報告書が刊行されたことから、二子山古墳の調査成果や出土資料を紹介するような展示を企画することとなった。

発掘調査報告書では、平成25、27～30年度に実施された発掘調査の成果がまとめられている。そのなかでも、平成29年度の調査では二子山古墳の墳丘造出しから大量の土器が出土し話題となった。そこで、本展示では二子山古墳の調査成果を紹介するとともに、墳丘造出しを含む古墳の各地点から出土する土器に注目することとした。古墳から出土する土器は何らかの祭祀に用いられと考えられることから、展示では「祈りの器」という用語を用い、埼玉古墳群やその他の古墳から出土した土器を展示した。さらに、器を持つ人物埴輪も合わせて展示することで、「祈りの器」や「祭祀」について考察を深める展示構成とした。

### 1 展示の概要

表1 令和5年度企画展「二子山古墳と祈りの器」概要

名称	令和5年度企画展「二子山古墳と祈りの器」	
会期	令和5年7月15日（土）～令和5年8月31日（木）	
開館日数	43日間 ※休館日（7月17日、8月14日を除く月曜日）5日間	
主催	埼玉県立さきたま史跡の博物館	
会場	埼玉県立さきたま史跡の博物館 企画展示室	
資料点数	164点（うち、115点は埼玉古墳群出土資料）	
入場者数	10,066人	
刊行物	チラシ（A4判）20,000枚 ポスター（B2判）500枚 展示図録（A4判）1,000冊	
関連事業	(1) さきたま講座 講師：中井 歩（当館学芸員） 「埼玉古墳群の墳丘造出しに関する一考察」 日時：令和5年8月26日（土） 午後1時30分から3時30分 場所：さきたま史跡の博物館 講堂 参加者数 41名	(2) 企画展展示解説 担当：当館学芸員 日時：令和5年7月23日（日）、8月6日（日）、 8月20日（日） 午後2時30分～3時 場所：さきたま史跡の博物館 講堂 参加者：7月23日（日） 8名 8月6日（日） 16名 8月20日（日） 17名

展示の概要については表1にまとめた。会期について、当館の企画展は従来秋期に開催されることが多く、令和4年度企画展「家形埴輪」も10月から11月に開催されていた。しかし、当館が令和5

年9月1日より改修工事による休館となったため、令和5年度企画展は夏期に開催し、休館前までの会期とすることとなった。

## 2 展示構成

### 全体構成

展示レイアウトは図1に示す。展示は以下の通り、全4章にプロローグとエピローグ、コラム3本を加えた構成とした。

- プロローグ 武蔵の覇者 二子山古墳
- 第1章 二子山古墳と祈りの器
  - コラム1 近年の調査で明らかになった二子山古墳の姿
- 第2章 埼玉古墳群と祈りの器—埼玉古墳群の墳丘造出し—
- 第3章 祈りの器が出土する場所
  - コラム2 器に入っていたものは？／コラム3 横穴式石室と黄泉国神話
- 第4章 埴輪に表現される祈りの器
- エピローグ 遺跡に残された「祈り」の痕跡

プロローグと第1章では二子山古墳出土の資料、第2章と第3章では埼玉古墳群を含む、古墳から出土する土器を中心とした。そして、第4章では器を持つ人物埴輪を展示した。

展示の目玉資料の1つである、二子山古墳の墳丘造出しから出土した土器は、展示室の中央に配置し、展示室に足を踏み入れた際に最も目を引くレイアウトとした。しかし、プロローグから第2章までの見学動線がやや煩雑となってしまうため、順路を示す看板を設置するなど対策を講じる必要があった。

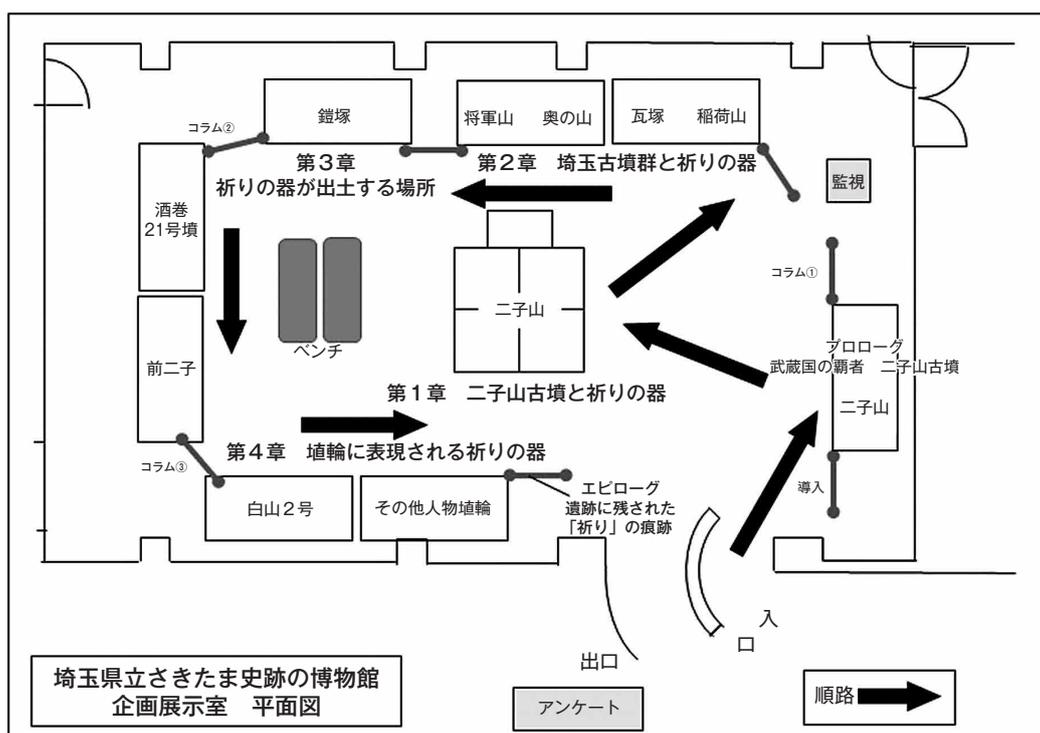


図1 令和5年度企画展「二子山古墳と祈りの器」レイアウト



写真1 展示風景

## プロローグ 武蔵の覇者 二子山古墳

### コラム1 近年の調査で明らかになった二子山古墳の姿

プロローグでは二子山古墳の発掘調査で出土した円筒埴輪を展示し、旧武蔵国最大の前方後円墳といわれる二子山古墳の概要を紹介した。円筒埴輪の大きさは墳丘の大きさに比例することから、埼玉古墳群最小の前方後円墳である愛宕山古墳の円筒埴輪も比較資料として展示した。また、二子山古墳からは線刻を施す円筒埴輪が複数出土している。なかでも、鹿と思われる動物の上に「×」印を施す円筒埴輪は、整理作業中に発見され話題となったことから、プロローグで紹介することとした。コラム1では、平成25、27～30年度に行った二子山古墳の発掘調査成果についてパネルで紹介した。



写真2 プロローグ

#### 《展示資料》

- ・行田市二子山古墳出土円筒埴輪
- ・行田市愛宕山古墳出土円筒埴輪

## 第1章 二子山古墳と祈りの器

第1章は本展示の軸となる章である。二子山古墳の墳丘造出しから出土した土器や埴輪を展示した。二子山古墳の墳丘造出しからは、土師器の高坏と須恵器の坏身・坏蓋が大量に出土している。土師器の高坏は胎土や形状の違いから、白色系グループと赤色系グループに分けられている。土師器の白色系の高坏・赤色系の高坏と、須恵器の坏身・坏蓋はそれぞれ20点前後確認されており、これらは墳丘造出しにほぼ同数置かれていたと考えられる。そのため、展示に際しても各資料がほぼ同数になるように配置した。また、須恵器の坏身・坏蓋には意図的に孔があげられた痕跡があり、孔をあけた際の破片も出土している。穿孔は祭祀行為の一環であると考えられるため、穿孔された破片も合わせて展示を行った。

二子山古墳の墳丘造出しから出土した土師器の高坏や須恵器の坏身・坏蓋は発掘調査当時から話題となっており、発掘調査の現地説明会や令和4年度の当館でのスポット展示でも展示されてきた。しかし、整理作業の進捗によってその他の器種も一定数出土していたことが明らかとなり、さらに線刻をもつ円筒埴輪も墳丘造出し周辺から集中して出土していることも判明した。これらの成果を覗きケース1台を使って紹介した。

### 《展示資料》

- ・行田市二子山古墳出土 土師器 高坏、坏
- ・行田市二子山古墳出土 須恵器 坏蓋、坏身、器台、提瓶、甕
- ・行田市二子山古墳出土 線刻をもつ円筒埴輪



写真3 第1章①



写真4 第1章②



写真5 第1章③

## 第2章 埼玉古墳群と祈りの器—埼玉古墳群の墳丘造出し—

第2章では埼玉古墳群の各前方後円墳から出土した資料を紹介した。第1章で取り扱った二子山古墳の墳丘造出しの様相と比較するため、各古墳の墳丘造出しから出土した資料を展示した。埼玉古墳群では、稲荷山古墳、二子山古墳、瓦塚古墳、奥の山古墳、將軍山古墳、鉄砲山古墳で墳丘造出しの発掘調査が行われている。本章では二子山古墳と鉄砲山古墳を除く4基の古墳の墳丘造出しから出土した資料を展示した。埼玉古墳群の墳丘造出しからは土器や埴輪が多く出土しているが、土師器は二子山古墳以外ではあまり出土しない、形象埴輪の出土は奥の山古墳以降に限られるなど、出土遺物の様相は各古墳や時期で異なっている。その様子を観察できるよう、古墳の築造時期で順番に並べて展示した。

### 《展示資料》

- ・行田市稲荷山古墳出土 須恵器 有蓋高坏、有蓋脚付短頸壺、甃
- ・行田市稲荷山古墳出土 土師器 甕、坏
- ・行田市瓦塚古墳出土 須恵器 高坏形器台、高坏、提瓶、甕
- ・行田市瓦塚古墳出土 土師器 鉢、小型壺
- ・行田市奥の山古墳出土 須恵器 装飾付壺、高坏形器台、高坏、坏蓋
- ・行田市奥の山古墳出土 形象埴輪片
- ・行田市將軍山古墳出土 須恵器 甃、甕
- ・行田市將軍山古墳出土 土師器 坏
- ・行田市將軍山古墳出土 靱形埴輪



写真6 第2章①



写真7 第2章②



写真8 第2章③

### 第3章 祈りの器が出土する場所

第3章では古墳の墳丘造出し以外の場所から出土する土器に着目し、各場所で行われた祭祀について考える展示とした。なお、前章までは埼玉古墳群から出土した資料を展示したが、第3章では埼玉古墳群以外の古墳から出土した資料を紹介している。熊谷市鎧塚古墳、行田市酒巻21号墳、群馬県前橋市前二子古墳の3つの古墳を取り上げた。鎧塚古墳では後円部の2か所の地点から土器がまとまって出土している。2か所の地点から出土する土器は、内容は類似するものやや時期差があることが指摘されており、類似した内容の祭祀を繰り返し執り行った可能性が示唆される。酒巻21号墳では横穴式石室入口前の広場から土器が集中して出土している。横穴式石室の中ではなく、入口に並べられた土器は、石室内と外界をつなぐような祭祀に用いられたとも推測される。前二子古墳では鏡や馬具などとともに多くの土器が横穴式石室に副葬されていた。前述の2例と異なり、被葬者に対して供えられた土器であると考えられる。このように、3つの古墳はそれぞれ土器が集中して出土する場所が異なっており、前章までの墳丘造出しと合わせて、「祈りの器」の多様性を示した。

#### 《展示資料》

- ・熊谷市鎧塚古墳出土 須恵器 高坏形器台、高坏（県指定）
- ・熊谷市鎧塚古墳出土 土師器 高坏（県指定）
- ・行田市酒巻21号墳出土 須恵器 壺、甕、高坏、甗
- ・行田市酒巻21号墳出土 土師器 坏
- ・群馬県前橋市前二子古墳出土 須恵器 小像付筒形器台、高坏形器台、提瓶、甗、直口壺
- ・群馬県前橋市前二子古墳出土 土師器 高坏、台付直口壺



写真9 第3章①



写真10 第3章②



写真11 第3章③

## コラム2 器に入っていたものは？

## コラム3 横穴式石室と黄泉国神話

第3章の間で2つのコラムを紹介した。コラム2では古墳から出土する土器の内容物に関する研究をパネルで紹介した。土器のなかにハマグリなどの貝類が残っていた事例などを紹介することで、展示されている土器の使われ方について考える手がかりとなることを目的とした。

コラム3では日本書紀や古事記に描かれている、イザナギノミコトが亡き妻であるイザナミノミコトを追って黄泉国を訪れる話をパネルで紹介した。この黄泉国神話には黄泉国のカマドで煮炊きしたものを食べる「ヨモツヘガイ」と、黄泉国と現世を石で塞ぎ「コトドワタシ」をするエピソードがある。これらは副葬された土器に貝類などが入っていた事例や横穴式石室の閉塞状況と関連付けて考えられることがあり、今回展示した資料について考える手がかり

の一つとして紹介した。一方、8世紀に完成した史料の記述を6世紀代の考古資料と直接関連付けることに対して慎重であるべきという意見もあることを同時に紹介し、記紀神話と考古資料との関係性の難しさを示した。

## 第4章 埴輪に表現される祈りの器

第4章では器を持つ人物埴輪を展示し、第3章まで注目してきた古墳から出土する土器がどのように用いられたのかを考える手がかりとした。立見ケース2台を用い、1台には深谷市の白山遺跡2号墳から出土した4体の女性埴輪を展示した。両掌を上下に合わせ柏手を打つような仕草をする埴輪、臑を両手で捧げ持つ埴輪、片手で壺を掲げ持つ埴輪、頭の上に壺を載せる埴輪である。柏手を打つ女性埴輪は他の埴輪よりも幅広の腰帯を締めており、この4体の中心的な人物と考えられている。3人は器を持ち、残りの1人は柏手を打つリーダー的な人物という構成は何らかの祭祀の様子を表現している可能性が高く、祭祀のなかで器がどのように用いられたのかを考察するうえで大変興味深い資料である。装身具などまで細かに表現されており、本展示の目玉資料の1つとして、ポスターやチラシに写真を掲載した。

もう1台のケースには埼玉古墳群や県内の古墳から出土した、器を持つ人物埴輪を集めた。器を持つ人物埴輪には「仕草」と「器の種類」にいくつかのパターンが見られるが、今回展示した資料は「両手で壺や碗を持つ」埴輪と「頭に壺を載せる」埴輪が多くなった。埼玉古墳群では稲荷山古墳と奥の山古墳から出土した形象埴輪に器を持つ表現が認められた。稲荷山古墳出土資料の1つは、輪状の粘土を腕に見立て、粘土紐を張り付けて指を表現するという独特な技法を有している。今回集めた他の埴輪には見られない技法であり、稲荷山古墳の形象埴輪の系譜を考える手がかりとなるかもしれない。

### 《展示資料》

- ・深谷市白山遺跡2号墳出土 人物埴輪（市指定）
- ・深谷市白山遺跡12号墳出土 人物埴輪（市指定）
- ・東松山市代正寺9号墳出土 人物埴輪

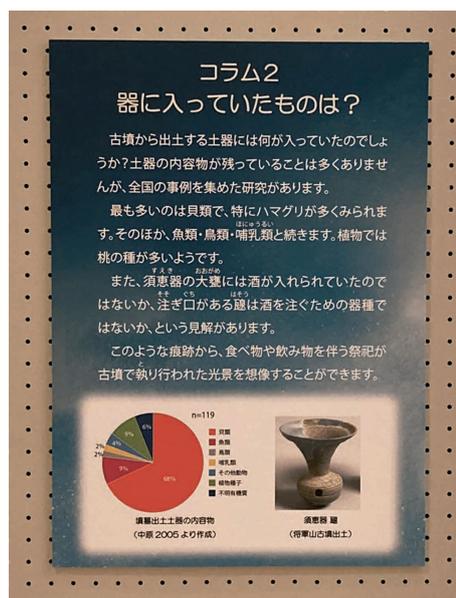


写真12 コラム2

- ・鴻巣市新屋敷遺跡 B 区第 15 号墳出土 人物埴輪
- ・鴻巣市新屋敷遺跡 C 区第 60 号墳出土 人物埴輪
- ・寄居町小前田 11 号墳出土 人物埴輪
- ・行田市稲荷山古墳出土 人物埴輪
- ・行田市奥の山古墳出土 人物埴輪



写真 13 第 4 章①



写真 14 第 4 章②



写真 15 第 4 章③

### エピローグ 遺跡に残された「祈り」の痕跡

パネル 1 枚であるが、エピローグを設けた。本展示の目的の一つである、古墳から出土する「祈りの器」や古墳における「祭祀」について、出土遺物や遺跡のような考古資料から考察することの難しさを紹介するとともに、調査研究の積み重ねの重要性を説明するパネルを作成した。

### 3 アンケート結果

本展示ではアンケートを設置した。これまで、当館では展示に特化したアンケートは行っておらず、博物館と古墳公園の内容を一括した「アドバイスシート」というものを利用していた。しかし、アドバイスシートでは展示に関する項目はごく一部にとどまるため、今年度より企画展のみを対象とするアンケートを行うこととした。アンケートは企画展示室出口の前に設置した。会期中、70 枚のアンケートを回収した。アンケート結果から、①観覧者の様相、②広報手段について、③展示の満足度・理解度、④今後期待する展示について考察する。

### ①観覧者の様相

住まいは県内と県外がおおよそ半数である。県外は東京や神奈川などの関東近郊が多いが、大阪や京都などの遠方からの来館もみられた。年代は15歳以下の回答が最も多い。しかし、保護者に促されて回答する児童の姿が度々目撃されており、そのような状況がアンケート結果に影響している可能性もある。



図2 アンケート（お住まい）

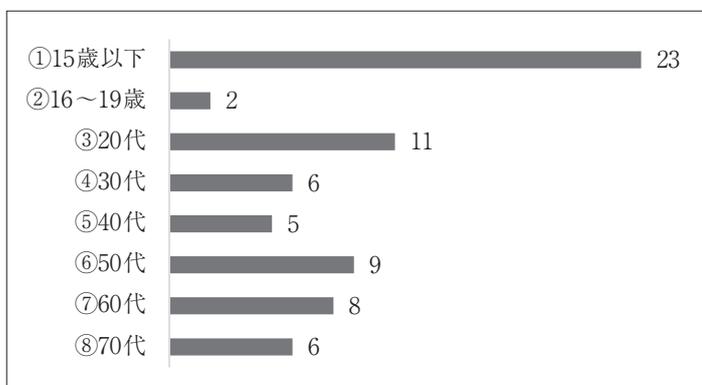


図3 アンケート（年代）

### ②広報手段について

広報手段としては、従来通りポスター・チラシを各所に配布し、当館ホームページや Twitter（当時）を活用した。アンケート結果としては、「来館したらやっていた」という回答が最も多いが、次に多いのは「ポスター・チラシ」である。ポスター・チラシの配布は展示情報の周知に有効であり、今後も継続すべき手段と考える。紙媒体以外の手段としては「当館ホームページ」と「当館 Twitter」を活用した。企画展を「当館ホームページ」で知ったという回答は多く、紙媒体以外では最も有効な手段である。一方、「当館 Twitter」で展示を知ったという回答は少なかった。ただし、会期中に Twitter で発信した企画展関連の情報については各回一定のリアクションが得られており、展示に関する補助的な情報を発信するためには有効な手段であるといえる。

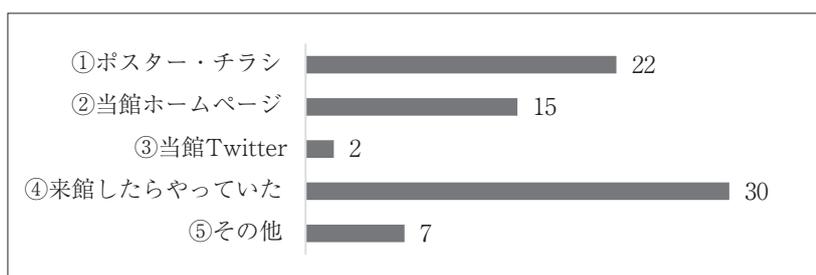


図4 アンケート（R5 企画展を知ったきっかけ）

### ③展示の満足度・理解度

展示の満足度・理解度については「楽しめた／おおむね楽しめた」、「よくわかった／だいたいわかった」がそれぞれ90%を占めている。個別のコメントも肯定的なものが多く、全体的な満足度・理解度は高かったと思われる。会期中に学芸員による展示解説を3回、関連の講座を1回実施したが、各回ともに参加者の満足度は高く、展示の理解も促進されたとの意見がみられた。

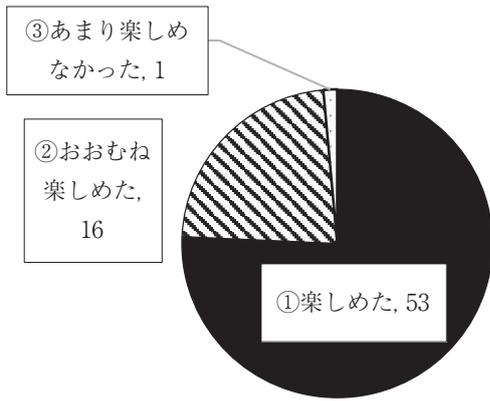


図5 アンケート（企画展の満足度）

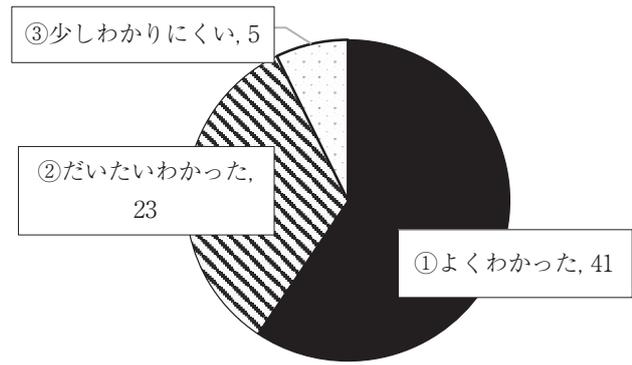


図6 アンケート（企画展の理解度）

#### ④今後期待する展示

最後に、今後期待する展示については、「古墳時代の展示」「最新出土品展」がほぼ同数となり、その次に「埼玉古墳群の展示」がくる。「古墳時代の展示」については、近隣都道府県の資料を含めた展示や、近畿地方との比較展示を望む意見も見られた。また、埴輪の展示を望む意見も多くみられた。「最新出土品展」に対しては、発掘調査報告書が刊行されたばかりの資料や出土したばかりの資料など、考古学に関する「最新情報」を得られるような展示が期待されているようである。

一方、「古墳時代以外の時代の展示」を期待する回答はそこまで多くなく、当館に対しては「埼玉県外の資料も含めた古墳時代に関する展示」「最新の考古学に関する展示」が期待されていることが分かる。来年度以降の展示計画の参考としたい。

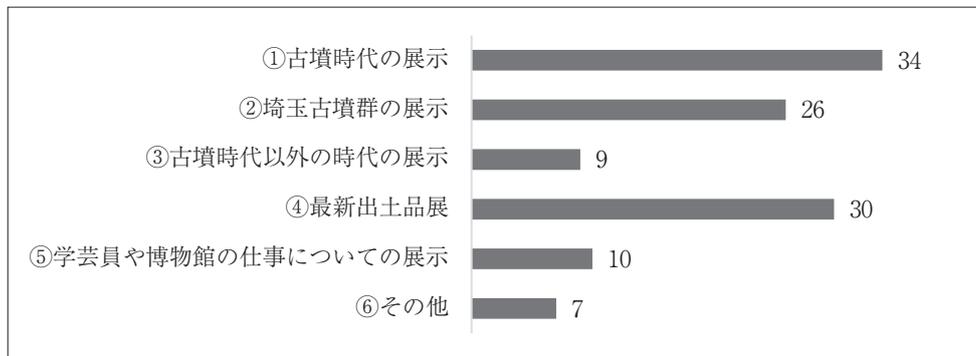


図7 アンケート（今後期待する展示）

## おわりに

今回の展示は二子山古墳をはじめとする、古墳から出土する土器を中心的な資料としたものであった。夏休み期間で子どもが多い時期ということもあり、担当者としては少々地味な展示になってしまわないかという懸念があったが、最終的には高い満足度・理解度を得られた。土器がメインであるものの、第4章で埴輪を展示したり、土器のなかでも小像が付く特徴的な土器を展示したりしたことも効果的であったと思われる。実際に埴輪の仕草を真似して写真を撮ったり、小像をじっくりと観察している観覧者がしばしばみられた。また、今回は埼玉古墳群から出土した資料を多く展示したことも特徴の一つとなった。埼玉古墳群の継続的な発掘調査で重要な成果が上がっているにも関わらず、当館の常設スペースである国宝展示室の空間的な制約から、それらすべてを展示することは難しい。今後も、借用資料だけでなく埼玉古墳群の資料も活用できるような企画展を考えていきたい。

## 学芸員の仕事にチャレンジ！①

### 「古墳を歩いて大きさを測ってみよう」について

吉田修太郎

#### はじめに

今年度のさきたま史跡の博物館では、学生向けの体験講座を4回ほど実施した。そのうち小中学生対象の講座が3回あり、中高生対象の講座は1回あった。小中学生対象の3講座は、「学芸員の仕事にチャレンジ」という主題がつけられたように、学芸員の仕事の理解を深めることや、博物館に興味をもっていただくことを目的にした講座である。

講座のテーマとしては、第1回目は「古墳を歩いて大きさを測ってみよう」で身体を使って古墳の大きさを体験するものであり（令和5年5月7日実施）、第2回目は「出土遺物を観察・スケッチしよう」（令和5年7月17日実施）で遺物の観察を主眼としたもので、第3回目は「古墳の調査してみよう」（令和6年1月28日実施）で今年度行われた愛宕山古墳の発掘調査を体験するものであった。第1回・3回目は、屋外中心の体験講座になることから史跡整備担当の学芸員が担当し、第2回目の遺物の観察はその体験内容からも資料・展示担当の学芸員が担当した。

今回報告するのは、筆者が講師を担当した第1回目の体験講座である「学芸員の仕事にチャレンジ！①「古墳を歩いて大きさを測ってみよう」」である。実施日時は令和5年5月7日（日）10時～11時半であり（当初の予定は12時までであったが、降雨のため11時半で切り上げた）、当日のスタッフとしては、講師である筆者の他に、進行や運営として広報・学習支援担当の山本麻理子教諭にご助力いただき、学生スタッフにもお手伝いいただいた。当日の体験参加者数は、子供20名・付き添い者20名の計40名であった。

本稿では、当日実施した講座内容を項目ごとに紹介し、アンケート結果などを踏まえ、今回の講座について総括したい。なお、当日配布した資料や当日のスケジュール表については、本稿末尾に添付しているので、必要に応じて参照していただきたい。

## 1. 学芸員の仕事を紹介

### ①学芸員の仕事について

まず、講堂でパワーポイントを使用して学芸員という仕事について紹介した。子供たちに学芸員という仕事について、少しでも親近感をもってもらうために、始めに学芸員はどういった施設にいるのかという質問を投げかけた。その質問に対する答えのヒントとして、「学芸員は～館・～園という場所にいる」ということを話した。つまり、「～館」「～園」と呼ばれる施設としては、美術館・水族館・科学館・植物園・動物園などがあり、子供にも馴染みが深い水族館や動物園にも、学芸員は所属する場所があることを伝えた。ここでは学芸員は歴史系の博物館にだけいる存在ではなく、多種多様な専門分野を持つ学芸員がいることも伝えた。

また、小学校低学年の生徒もいたので、難しい話はできないと考え、学芸員の具体的な実務の話では、職務内容をできるだけ具体化し、平易な言葉で話すことを心掛けた。

### ②私が学芸員になるまで

次に、「私自身が歴史に興味をもったきっかけ」、「学芸員資格取得までの話」、「学生を卒業してか

らの経歴」、について話をした。当日参加した学生に確認したところ、参加主体層が小学生であり、まだ将来的な展望を描けていない年代であるために、学芸員を目指すといった学生はほとんどいなかった。そのため、ここでの話は参加した学生というよりは、子供の進路を気にする付き添いできた父母向けの話になったが、博物館の活動に興味をもつ家庭に対しては一定の意味があったのではないかと思っている。



講座風景

最後に高校生の学生ボランティアの方に、学芸員を目指すきっかけについて話

をしていただいた。参加した学生に年代的にも近い高校生が学芸員を目指す話を伝えられたこと、また早くから博物館に携わる経験を試みたいと考えている学生に対して、学生ボランティアという受け皿が存在することを示せたのは大きかったと考えている。

### ③さきたま史跡の博物館における学芸員の仕事を紹介

3つ目にさきたま史跡の博物館の学芸員の活動について紹介した。当館に所属する学芸員は、広報・学習支援担当、資料・展示担当、史跡整備担当の3つに分かれ、それぞれが分掌する仕事の中身についてその概略を話した。

今回は筆者が属する史跡整備担当の職務の一つとして、古墳の発掘調査から報告書作成までの流れをスライドを用いて説明し、また小学校低学年の学生には難しい内容であるが、史跡整備は事実に基づいた整備でなければならず、それを確認するために発掘調査を実施していることを伝えた。当館は埼玉古墳群に隣接していることから、古墳群の史跡整備を担当する学芸員が常駐していることが特徴である話もした。

## 2. 学芸員の仕事を体験—埴輪の観察—

続けて「学芸員の仕事を体験」として、埴輪の観察をクイズ形式で行った（本稿末尾掲載：ワークシート）。埴輪は埼玉古墳群の発掘調査では必ず出てくる遺物であり、その観察を行うことは必須なので、学芸員の仕事を体験するものとして、埴輪の観察を取り扱うことにした。埴輪は視覚的にも衆目の興味をひく遺物であり、考古学にあまり興味のない学生にとっても楽しんでもらえるのではないかという思いもあった。観察対象の埴輪は、当館所蔵で瓦塚古墳から出土した弹琴男子埴輪であり、出前講座で使用する学習用のレプリカである。

### ①埴輪の簡単な説明

観察をする前に、埴輪の役割について簡単な説明を行った。埴輪は大きく円筒埴輪と形象埴輪に区分され、円筒埴輪は墳丘に並べられ、古墳をまもる魔除け的な役割があったと推測されていること、形象埴輪は中堤などにまとめて並べられることが多いが、それは被葬者が生前行っていた執務(政治)や重要な儀式を表現したものであると考えられることを説明した。

## ②問題1 埴輪は男性か女性か？

問題1として、埴輪の人物は男性か女性かという問いを出した。問題に関する説明では、単に答えを言うのではなく、根拠をあげて結論を出すことが大事であることを強調した。小学校低学年の児童もいたので、そこは付き添いできている父母と相談しながら答えを導き出して欲しいとお願いした。

今回は根拠を3つあげて答えを出すことを課題とし、埴輪の観察をしてもらった。筆者が想定していた答えとしては、①刀を持っていること、②ズボンをはいていること（ズボンは騎馬の風習に関係するものなので当時は男性の服装となる）、③美豆髪（みずら）（古墳時代の高貴な男性の髪型）であることから、答えは男性であると思いきや（今考えればかなり難しい問いであると思う）、当日は筆者の想定以上に様々な答えをきくことができ、興味をもって観察していただいたことを実感できた。当日の学生の回答としては、当初の想定通り髪が長いことから女性とするものが多かった。

## ③問題2 何をしている埴輪か？

次に、何をしている埴輪かという問題を出した。答えは「琴を弾いている」であるが、問題1で性別は男性と知っていることもあり、現代的な観点で琴は女性がひく楽器という先入観があったためか、なかなか琴を弾いているという答えに行きつく学生は少なかった。

問題1・2を通して、髪型が長いのは女性であるといったことや、琴という楽器を弾くのは女性であるという現代的な先入観で、古墳時代という社会を考えてはならないことを伝えた。



クイズ対象の埴輪  
(弹琴男子埴輪)



埴輪の観察状況

### 3. 歩測の練習

埴輪の観察終了後、いよいよ今回の体験講座の本題である歩測に入った。まず、古墳の大きさを測る意味や歩測の方法を確認し、講堂で練習を行った。

#### ①古墳の大きさを調べるこの意味

古墳の大きさについては、大きい古墳はそれをつくるために多くの人員を集めなければならないので、古墳は大きければ大きいほど力を持った人物が眠る古墳である可能性が高いことを確認した。そのうえで古墳の大きさを調べれば、他のいろんな古墳と大きさを比較することができ、各古墳の被葬者が生前どの程度力をもっていたのか推測可能になることを説明した。

また、歩測のように自分の身体を使って距離をはかることと関係して、古代では自分の身体を使って物の大きさを測っていた話も付け加えた（身体尺の話）。

#### ②歩測方法の確認

学生一人一人の歩幅は、当然ながら年齢性別体格によって千差万別であり、そのまま個人の感覚で歩測を行ってしまうと、正解を全体で確認する際に煩雑になってしまう。そのために今回の講座では1歩 = 50cmと指定し、その歩幅を把握してもらったうえで、歩数を数えて距離を測る方法に統一した（1歩 50cm × 歩数 = 距離）。

#### ③講堂で練習

口頭による説明だけでいきなり古墳の歩測を実施するのは、学生の年代層を考えるとかなりハードルが高いと感じた。そこで、こちらで指定した方法を浸透させ、現地での歩測を円滑に実施するために、講堂で歩測の練習をすることにした。現場の歩測に入る前に何度か練習をしておけば、全体的な外れの答えにはならないはずであり、体験に参加した学生に残念感が出ないのではないかという思いもあった。

講堂での練習では、こちらの方で事前に講堂の前後に5m・7mのテープを、左右の座席間の通路に3mのテープを貼り、合計6か所で歩測の練習をできるようにした（本稿末尾掲載：講堂会場配置図）。どのテープにもその起点には50cm幅のスケールをつけ、50cm幅をしっかり把握してもらえるようにした。

講堂での歩測の練習は、6か所体験できる場所を設けたため、比較的混むことがなく、スムーズにこなすことができた（参加者数が20名だったので、1か所あたり3名程度）。3m・5m・7mと段階を追って正解を放送し、自分の答えとのズレを修正してもらいながら、歩測のコツをつかんでもらえるように努めた。



講堂での歩測

## 4. 歩測の実践

当初の計画では二子山古墳を歩測の対象としていた。その理由としては、二子山古墳は武蔵で一番大きな古墳であり、武蔵エリアで最も力を有した被葬者が眠る古墳として歩測後の意義付けがしやすかったからである。ただ、講座当日は事前の天気予報で悪天候が予想されたため、博物館に近く足元が芝生で雨の中でも歩測が可能な瓦塚古墳でも実施できるように準備しておいた。当日は事前に危惧されたように悪天候となり、歩測の対象は瓦塚古墳に変更となった。

### ①会場の事前準備

歩測の会場は、瓦塚古墳の長軸をはかる東側中堤と、前方部南辺の長さを測る中堤南側に設定した（本稿末尾掲載：瓦塚古墳歩測会場図）。瓦塚古墳は全長約73 mであるので、東側中堤の歩測は区切りの良く70 mを正解とし、前方部南辺は44 mであるが45 mを正解とした。

瓦塚古墳の中堤は芝生であるが、今回の講座は5月であったこともあり、雑草の成長が著しく、繁茂してとても歩きづらい状況だった。そのため事前に公園担当の職員の方をお願いして、瓦塚古墳の歩測場所の草刈りを行っていただいた。除草作業のおかげで、安全面で不安がなくなり、また快適に歩測を行うことができた。

中堤東側の歩測会場では、始発点・終着点にピンポールとカラーコーンを置き、石灰でラインを引いて明示した。また、出発点から20 mの地点に距離がわかるようにカラーコーンを置いた。歩測体験の中で50cmの歩幅を確認したい学生も出ると思ったので、スタッフも事前に数本用意しておいた。中堤南側の歩測会場では、ピンポールで墳丘南辺の範囲を示し、歩測できるように準備した。



事前準備状況

### ②歩測の実践

講堂内での講座が終わり、実際に古墳の歩測を行う流れになったが、当日は雨脚が強まってきたために、希望制にして実施する方針をとった。雨は大分強かったが、ほぼ全員の学生に参加していただき、大変ありがたかった。

レストハウスに荷物を置いていただいてから瓦塚古墳に向かい、学生には順次スタート地点に立っていただき、歩測を開始してもらった。まず、出発点から20 m先にカラーコーンをおいてあることを説明し、そこまでの歩測を行ってもらった。一つ目のカラーコーンまでの距離が20mであることを事前に知らせておくことで、そこまでの歩測による自分の距離感覚と実際の距離のズレを認識し



歩測実施状況

てもらえることができた。その後ゴールまでいった学生は、復路の歩測も行ってもらい、往路の歩測の確認をしてもらった。参加した学生は、小学校低学年から中学生に至るまで年齢差があり、歩測の進捗にも大きいズレがあったので、終わった学生には前方部南辺の歩測も体験してもらった。

最後に全員で集まり、現地で答え合わせを実施した。事前に1歩50cmとする練習をしていたので、大外れの答えを言う学生はおらず、答えがあっていたことが嬉しかったのか多くの学生に喜んでいただき大変ありがたかった。

## 5. アンケート結果について

最後に、参加者のアンケート結果を報告し、それを振り返りながら若干の私見を述べることにしたい。アンケートの回答率は100%で全員の回答を得ることができた（本稿末尾掲載：アンケート集計結果）。

### ①質問事項：どちらからいらっしゃいましたか

参加者の内訳は県内居住者17名、県外者は3名であった。県内に関しては博物館近隣市町村に偏ることなく、県内全域から参加していただくことができた。今回の講座が埼玉県内の博物館や古墳などに興味をもっている学生の受け皿として機能していたことがわかり、開催した意義を感じることもできた。

僅かながら県外の学生に参加していただいたが、それは隣県に同様の学生向けイベントを開いている博物館が少ないことを意味しているのではないかとも感じた。

### ②質問事項：学年を教えてください

参加した学生の年齢層は、未就学生1名、低学年7名（小学校1・2年生）、中学年5名（小学校3・4年生）、高学年5名（小学校5・6年生）、中学生2名であった。小学校中学年以下（4年生以下）が過半数を占めた。

私が今回の講座を進める中での印象としては、高学年・中学生の参加者は学芸員という仕事に関心をもってきており、中学年以下の参加者は古墳やイベントという場を楽しみにきていたように感じた。

### ③質問事項：さきたま史跡の博物館にいらっしゃるのは何回目ですか

参加者のうちほぼ半分近くが初めてきたということであった。通常企画展やイベントは、リピーターを獲得することを目的に開催することが多いと思うが、今回のイベントに関してはむしろそうではなく、学生が初めて博物館に来るきっかけとして機能した側面があったことがわかった。

参加できる人数から考えればその効果はわずかであるが、イベントには学生だけでなく付き添いの父母も多く参加していたため、充実したイベントを開くことができれば、口コミなどで学生の来館者を増やすことが可能であり、そうしたことを促す契機となるイベントにできるように感じた。

### ④質問事項：今回の催し物をどのようにして知りましたか

今回のイベントを知ったきっかけとしては、ホームページが13名であり、参加者の多くがインターネットを介しての応募であった。インターネット全盛の時代であるために、当然の回答かもしれないが、当館としてもインターネットを介した広報をより充実させていくことの必要性を再認識したアンケート結果になった。

別件ではあるが中高生講座では、考古学や歴史をテーマとするクラブがある高校を狙って広報した結果、高校生の参加者数が大部分であったという。広報もただ闇雲に行うのではなく、きちんと狙いをもって実施すれば、それなりに結果が生じるということを知った出来事でもあった。引き続き講座のターゲット層を絞り、広報していくことが必要であろう。

#### ⑤質問事項：今日の催し物はどうでしたか

アンケート結果による講座の満足度としては、大変良かった13名、まあまあ良かった6名、普通1名と、大部分が良い以上の評価をしていただいた。古墳の歩測は、付き添いで参加した父母と相談しながら行う学生も多くいたために、親子参加型イベントという側面があり、それによる満足度の高まりがあったのかもしれない。また、歩測という遊びの要素を取り入れたイベントを実施したことで、どこか持っていそうな博物館に対する固いイメージを、少し和らげることができたのではないかと感じている。

高校生以下の学生は、なかなか博物館まで一人で来ることができる移動手段をもたないので、イベントに参加していただくためには、付き添いで参加する父母の目にとっても十分魅力あるイベントに映らなければならない。一見矛盾するようであるが、学生向けイベント成功への近道は、父母の満足度を高めることであるように感じた。

#### ⑥質問事項：職員の対応はいかがでしたか

職員の対応については、大変良い16名、良い4名であり、講師を務めた私自身としては大変ありがたいアンケート結果をいただいた。

今回良い評価をいただいた背景には、学生ボランティアを含めて3人体制で講座を実施することができ、1人あたりの対応できる学生数が少人数であったことが大きかったと考えている。引き続きどの体験講座についても、複数人体制で臨むことが望ましいと考える。

#### ⑦質問事項：あなたが興味のある催し物は何ですか（いくつ〇をつけても構いません）

この質問事項のアンケート結果としては、こちらが設定した回答項目に引きずられた感があるが、子供向けの製作体験18名、古代体験「まが玉作り体験」15名、古代体験「火起こしに挑戦」10名、古代体験「古代衣装」9名とあるように、回答の多くが体験型イベントであった。

このアンケート結果は、今回の講座に参加した学生の大部分が小学校中学年以下であったことが関係していると思われる。個人的には、今回の講座は学芸員の仕事を紹介する座学的な要素と歩測などの体験型要素を折衷したイベントであったが、これからは対象を絞り、どちらかに特化したイベントにした方が良いように感じた。

#### ⑧質問事項：今回の体験実習に参加されたご感想・ご意見をお聞かせください（自由記入）

様々なご意見・ご感想をいただいたが、その多くが埴輪や古墳に興味をもったという趣旨の内容のものであった。その一方、学芸員の仕事に対する感想があまりみられず、そのあたりに今回の講座で反省すべき点があるように感じた。

### おわりに— 一本講座の評価と課題 —

最後に本講座の評価と課題を述べてむすびとしたい。

今回の講座の評価点としては次のことがあげられるように思う。

①今回の講座は、当館周辺の市町村のみならず県内全域や近隣県の学生に参加していただき、博物館や古墳に興味をもつ学生の受け皿として機能した。

②参加した学生の大部分が初めてというアンケート結果が出た。その点からも、今回の講座は学生を初めて博物館に足向けさせるイベントとして機能した。

③学芸員という仕事に興味をもつ学生とその付き添いできている父母に、学芸員の職務内容や学芸員になるまでの経歴を示せたことは、未来の博物館の担い手を育成する上でも意義ある講座であったと評価できる。

④今回の講座は、歩測という形で遊びの要素を取り入れながら古墳の大きさを測ってもらうものであったので、博物館に対する固いイメージを和らげるイベントとしても意味があったと考える。

次に課題としては、以下の点があげられるように思う。

①参加した学生の年齢層が広く、どの年代に的を絞った講座を行うべきか判断に迷った。講座での学芸員に関する内容は、小学校高学年から中学生には理解できたと思うが、まだ進路に十分な関心をもっていない中学年以下には難しい内容になっていたと思われる。もう少し講座対象の年齢層を絞る必要があったように感じた。

②歩測対象の古墳の選定が不十分であった。当初二子山古墳を歩測の対象としていたが、二子山古墳の歩測可能な中堤は砂利道で学生が歩測を行う上で好ましいものではなく、悪天候の際は歩測ができなくなるので、はじめから中堤が芝生で歩きやすい古墳（奥の山古墳・瓦塚古墳・将軍山古墳など）を選定すべきであった。

③会場を瓦塚古墳だけしか用意していなかった。初めての体験講座であり、学生の歩測スピードがわからなかったことから仕方がない面もあるが、当日の歩測のスピードを見る限り、もう一つ歩測できる古墳を用意しておいても良かったと考える。

④今回の歩測会場の除草は、前日に公園担当者が出勤していたために助かったが、事前に行っていたように、計画的にお願いするべきであった。

⑤今回の講座は学生ボランティア含めて3名の対応であり、十分余裕のある対応をすることができた。今後も運営の人員としては、3名体制で臨むのが良いと感じた。

以上、本講座の評価と課題について述べてきたが、今回の講座が博物館や古墳に興味をもつ学生に対して一定の意味をもったことは間違いなく、今後も同様の子供向けの体験学習講座を設け、魅力ある博物館運営を目指す必要がある。

本稿は、筆者が講座を運営する上で感じたことをまとめたものであるが、今後同様の学生向け講座を行っていく上で、本稿でまとめたことや指摘したことが少しでも寄与するところがあれば幸いである。

令和5年5月7日(日)

**学芸員の仕事にチャレンジ①「古墳を歩いて大きさを測ってみよう」**

◎学芸員（かくげいいん）のしごとをすこし体験（たいけん）！！

問題1 この埴輪（はにわ）は男性？女性？

こたえ

\_\_\_\_\_

なぜそうおもうのか？（その理由を3つあげてみよう！！）

・

\_\_\_\_\_

・

\_\_\_\_\_

・

\_\_\_\_\_

問題2 この埴輪はなにをしているの？

こたえ

\_\_\_\_\_



**問題3** 黒線、赤線、白線の長さは、何m？

・黒線 50 cm × ( ) 歩 = ( ) m

・赤線 50 cm × ( ) 歩 = ( ) m

・白線 50 cm × ( ) 歩 = ( ) m

※ 50 cm = 0.5m 、 100 cm = 1 m

**○二子山古墳(ふたごやまこふん)の大きさをはかってみよう！！**

0.5m × ( ) 歩 = m

**主な埼玉県・東京都の古墳（100m以上の古墳）**

- ・真名板高山古墳（まないたたかやまこふん）（埼玉県行田市）・・・127 m
- ・稲荷山古墳（いなりやまこふん）（埼玉県行田市）・・・120 m
- ・野本将軍塚古墳（のもとしょうぐんづかこふん）（埼玉県東松山市）・・・115 m
- ・小見真観寺古墳（おみしんかんじこふん）（埼玉県行田市）・・・112 m
- ・鉄砲山古墳（てっぽうやまこふん）（埼玉県行田市）・・・107 m
- ・亀甲山古墳（かめのこやまこふん）（東京都大田区）・・・107 m
- ・天王山塚古墳（てんのうやまづかこふん）（埼玉県久喜市）・・・107 m
- ・芝丸山古墳（しばまるやまこふん）（東京都港区）・・・106 m
- ・丸墓山古墳（まるはかやまこふん）（埼玉県行田市）・・・105 m

**○二子山古墳の大きさをはかってみてなにがわかったの？**

---

**博物館・歴史・古墳に興味がある小・中学生 みんな集まれ！**

## 学芸員の仕事にチャレンジ！

博物館で働いている人を「学芸員」といいます。学芸員は古墳やそこから出てきた物(遺物)を調べるためにたくさんのスキル(技)をもっています。

小・中学生のみなさん、そのスキルの一部を身に付けてみませんか？

全3回のチャレンジで歴史や博物館をもっと好きになってみましょう！

本物の出土品を  
近くで見たい…

古墳について  
もっと知りたい！

博物館ってどんな  
ところなんだろう？

博物館のお仕事を  
体験してみたいな！

そんな小・中学生の**疑問**や**思い**にお答えします！

	月日(曜日)	タイトル	内容
初級編 古墳に興味を持とう	令和5年 5月7日(日)	古墳を歩いて 大きさを測ってみよう	埼玉古墳群について知る 古墳の大きさを歩いて測る
中級編 観察力とまとめる力Up	令和5年 7月17日(月・祝)	出土物を 観察スケッチしよう	出土してきた遺物について知る 遺物をよく観察してスケッチする
上級編 学んだスキルを生かそう	令和6年 1月28日(日)	古墳の調査をしてみよう	古墳の発掘の仕方について知る 今まで学んだことを生かして…

◇ 時 間 10:00 ~ 12:00 (受付 9:45から)

◇ 対 象 小学生・中学生 ◇ 定 員 各イベント15組

◇ 会 場 さきたま史跡の博物館・埼玉古墳群(各回ごとに異なります)

◇ 参加費 無料(ただし小・中学生以外の方は入館の際に観覧料がかかります)

◇ 申込期間 4月4日(火)~5月1日まで ◇ 申込方法 電子申請・電話(048-559-1181)

※ 天候等によっては内容が変更することもあります。ご了承ください。

3回全部チャレンジ！

歴史が好き！博物館が好き!!  
という方。

ぜひ3回まとめて参加を  
してみませんか？3回続けて参加  
することで博物館の仕事や  
考古学により親しめます。



まずは1回チャレンジ！

興味はあるけれどどんな感じか  
を知るために第1回目(5月7日  
(日))だけの参加はこちらから申  
し込みをしてください。

まずは古墳がどれくらい大きい  
自分の足で調べてみましょう。



問合せ先 〒361-0025 埼玉県行田市埼玉 4834  
[ TEL ] 048-559-1111 (代表) 048-559-1181 (学芸)  
[ mail ] k5911111@pref.saitama.lg.jp (広報・学習支援担当)



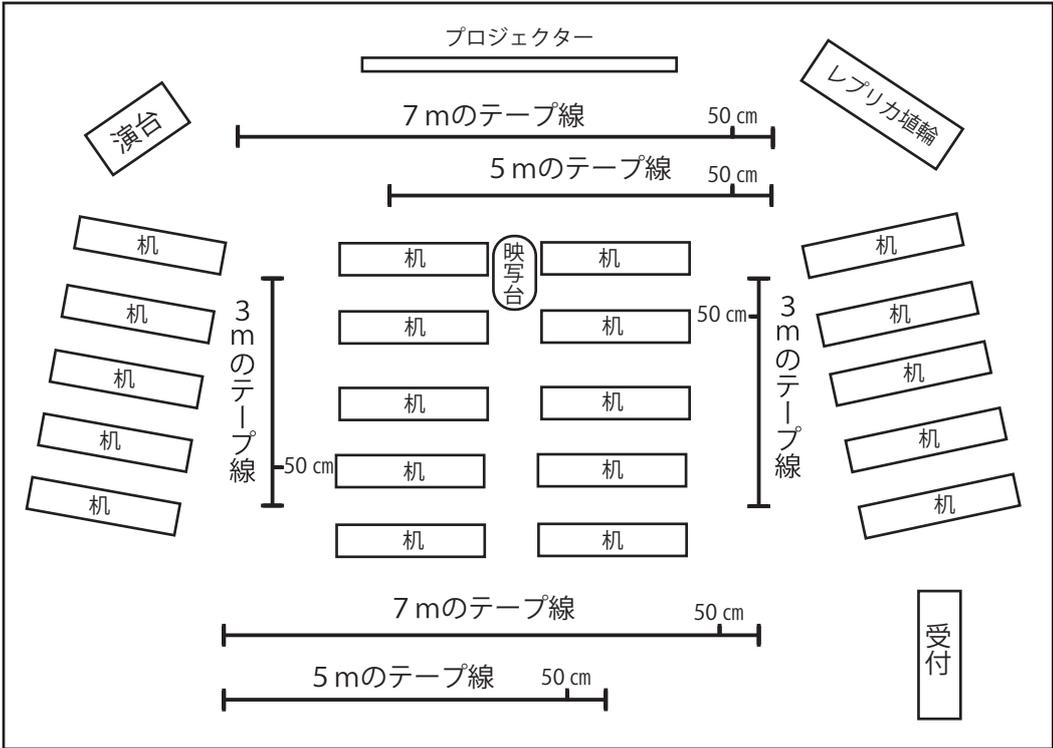
### 【スケジュール】

#### ○館内

- 10:00 開始  
 本日の流れ  
 スタッフ紹介
- 10:05 学芸員は何をするお仕事なの？
- 10:10 私が学芸員になるまで
- 10:15 学生ボランティアさんにきいてみる  
 学芸員を目指すきっかけ、学生ボランティアについてお話していただく
- 10:20 さきたま史跡の博物館の学芸員のしごと
- 10:25 学芸員の仕事を体験（問題①②）  
 レプリカ埴輪の観察を実施  
 レプリカは触れても良いが、倒壊の恐れがある触り方をしないように注意  
 問題を理解していない子供がいたら個別にサポート
- 10:35 館内歩測練習  
 線は6つあり。空いている場所に入って体験をしてもらう。  
 歩測に手間取っている子がいた場合は補助  
 空いている線に誘導
- 10:50 答え合わせ
- 10:50～11:00 休憩

#### ○館外

- 11:00 館前に集合、瓦塚古墳に向けて出発（悪天候のため歩測対象を変更）  
 移動の際は安全対策のため、集団の前後に職員が入る。
- 11:05 瓦塚古墳到着  
 スタート地点から20mの位置にカラーコーンを置き、距離感を確認。  
 スタッフをもっていただき、歩幅に迷う学生をサポート
- 11:30 歩測終了、答え合わせ  
 アンケート提出次第解散、終了



講堂会場配置図



瓦塚古墳歩測会場図

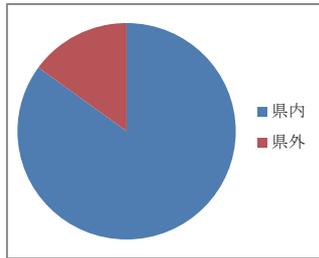
# 学芸員の仕事にチャレンジ① アンケート集計結果

有効回答数 20 参加者数 20 回答率100%

1 どちらからいらっしやいましたか。

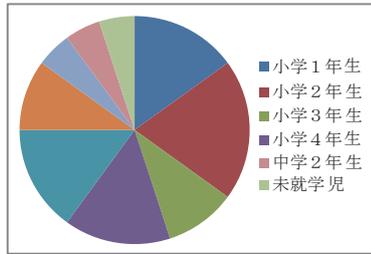
行田市	1
鴻巣市	2
深谷市	2
羽生市	1
加須市	1
鶴ヶ島市	1
飯能市	1
白岡市	2
草加市	1
上尾市	1
杉戸町	1
毛呂山町	2
川島町	1
東京都	1
神奈川県	1
群馬県	1
計	20

県内	17	85.0%
県外	3	15.0%
計	20	



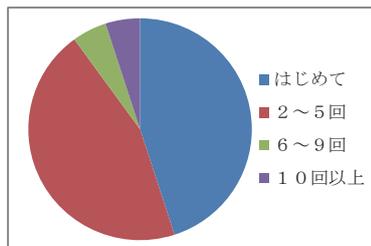
2 何年生ですか。

小学1年生	3	15.0%
小学2年生	4	20.0%
小学3年生	2	10.0%
小学4年生	3	15.0%
小学5年生	3	15.0%
小学6年生	2	10.0%
中学1年生	1	5.0%
中学2年生	1	5.0%
未就学児	1	5.0%



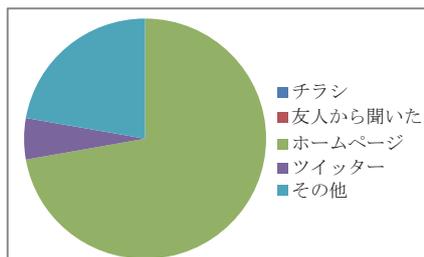
3 さきたま史跡の博物館にいらっしやるのは、何回目ですか。

はじめて	9	45.0%
2～5回	9	45.0%
6～9回	1	5.0%
10回以上	1	5.0%



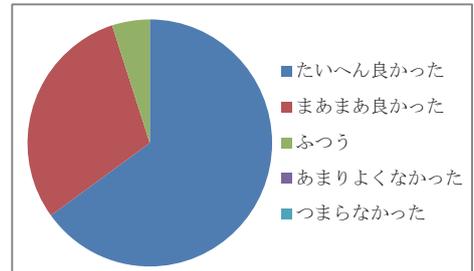
4 今回の催し物をどのようにお知りになりましたか (複数回答可能)

チラシ	0	0.0%
友人から聞いた	0	0.0%
ホームページ	15	75.0%
ツイッター	1	5.0%
その他	4	20.0%



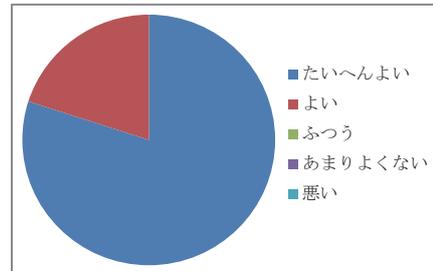
5 今日の講座はどうでしたか。

たいへん良かった	13	65.0%
まあまあ良かった	6	30.0%
ふつう	1	5.0%
あまりよくなかった	0	0.0%
つまらなかった	0	0.0%



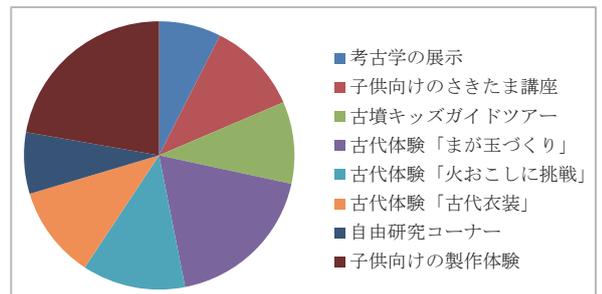
6 職員の対応は、いかがでしたか。

たいへんよい	16	80.0%
よい	4	20.0%
ふつう	0	0.0%
あまりよくない	0	0.0%
悪い	0	0.0%



7 興味のある催し物は何ですか。(複数回答)

考古学の展示	6	7.4%
子供向けのさきたま講座	9	11.1%
古墳キッズガイドツアー	8	9.9%
古代体験「まが玉づくり」	15	18.5%
古代体験「火おこしに挑戦」	10	12.3%
古代体験「古代衣装」	9	11.1%
自由研究コーナー	6	7.4%
子供向けの製作体験	18	22.2%



## 令和4年度シンポジウム「特別史跡埼玉古墳群のこれから」

さきたま史跡の博物館 史跡整備担当

埼玉県立さきたま史跡の博物館では、特別史跡埼玉古墳群の周知及び活用のため、古墳群に関するシンポジウムを令和元年度から企画、開催している。

近年、過疎化や少子高齢化などを背景に文化財の保護を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、社会総がかりで文化財の継承に取り組むことが求められている。こうしたことから令和4年度シンポジウム「特別史跡埼玉古墳群のこれから」では、長年埼玉古墳群に携わってきた方々を講師に迎え、「地域における特別史跡埼玉古墳群」をテーマに保存と活用について議論した。

今回のシンポジウムは、講演内容や総合討議を通して地域住民と共に今後の埼玉古墳群の在り方について考える契機となったことから、講演内容を広く共有したいと考え、講演録として掲載することにした。なお、講演録作成は史跡整備担当で分担し、禰宜田氏講演を宮原正樹、佐藤氏講演を吉田修太郎、関氏講演を宇高美友子が担当した。

講演録の掲載について、御快諾いただきました佐藤信氏、禰宜田佳男氏、関義則氏には厚く御礼申し上げます。

### 【開催概要】

主催：埼玉県立さきたま史跡の博物館、行田市教育委員会

日時：令和5年3月11日（土）午後1時00分～午後5時00分

場所：行田市教育文化センター「みらい」

参加者：254名

内容：講演① 「特別史跡埼玉古墳群—最新の発掘調査と史跡整備—」

当館史跡整備担当学芸員 宮原正樹

講演② 「古代史研究と埼玉古墳群」

東京大学名誉教授 佐藤 信氏

講演③ 「埼玉村古墳群から埼玉古墳群へ」

元さきたま史跡の博物館長 関 義則氏

講演④ 「国指定史跡から特別史跡へ

持続可能な特別史跡埼玉古墳群について考える」

大阪府立弥生文化博物館長 禰宜田佳男氏

総合討議「特別史跡埼玉古墳群のこれから」

司会：さきたま史跡の博物館長 栗岡真理子

パネリスト：東京大学名誉教授 佐藤 信氏

元さきたま史跡の博物館長 関 義則氏

大阪府立弥生文化博物館長 禰宜田佳男氏

行田市教育委員会文化財保護課長 中島洋一氏



会場の様子



総合討議

# 古代史研究と埼玉古墳群

東京大学名誉教授 佐藤 信

## はじめに

こんにちは。ご紹介いただきました佐藤信でございます。わたくしの題目は「古代史研究と埼玉古墳群」になります。

先ほどのご報告でも国宝に相当する特別史跡という言い方がありましたが、私も文化庁で史跡の指定とかを担当した経験がございます。史跡とは何かというと、文化庁に史跡の指定基準というのがあります。どういう基準で指定するのかというと、「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模・遺構、出土遺物等において、学術上価値があるものが指定される」とあります。その史跡のなかで、学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるものというのが、特別史跡になります。建造物とか、美術工芸品などの有形文化財で例えれば、国宝に相当するのが特別史跡であります。その特別史跡に令和2年（2020）に埼玉古墳群が指定されたということで、大変おめでたいことでございます。それには前史もありまして、もともと史跡であった埼玉古墳群が「風土記の丘」として整備されはじめ、さきたま史跡の博物館（旧さきたま資料館）が併設され、稲荷山古墳から国宝の金錯銘鉄剣が発見されたということがありました。

私個人としまして、埼玉古墳群とはご縁があります。私は大学に入学した1年生の時に、関東地方の古墳の調査などをなさった考古学の甘粕健先生の少人数ゼミに参加し、あちこちの古墳の調査を行いまして、その翌年だと思いますが、東京大学文学部の考古学研究室の助手の方や同級生、お茶の水女子大の考古学・古代史を専門とする学生と一緒に、埼玉古墳群研究会を作りました。この研究会では埼玉古墳群だけでなく、近県の古墳の研究や調査も行いまして、埼玉古墳群繋がりで同時代の古墳を見て回りました。それは稲荷山古墳の金錯銘鉄剣が見つかる以前の話になります。1972年に高松塚古墳が見つかって、大騒ぎしたという記憶がありますけれども、それに近いころに数名で埼玉古墳群を一生懸命勉強したということが記憶にございます。

## 1 史跡埼玉古墳群と金錯銘鉄剣

### (1) 埼玉古墳群—特別史跡への歩み

埼玉古墳群につきましては、明治26年（1893）に將軍山古墳が発掘調査されまして、戦前の昭和10年（1935）にも埼玉村古墳群の調査が行われました。その調査をもとにして、日中戦争が始まっている昭和13年（1938）に、今は行田市の一部になっていますが、地元埼玉村の人たちによる古墳群を大事にしようという活動があり、今では旧法といわれる戦前の文化財保護法で史跡に指定されました。

昭和43年（1968）に文化庁が主唱した風土記の丘整備事業が、埼玉県によって埼玉古墳群で行われます。その前提として埼玉古墳群の航空写真による調査が行われまして、カラー写真を撮ったりしまして、古墳の集合がはっきり見てとれたり、緑の水田の中に筋が見えたりする。この筋は、もともとは堀があって水分が多いところがあり、稲の生育がそこだけ違うので、周辺とは見え方が変わるというものであります。これを基にして発掘調査も行おうということになっていきました。稲荷山古墳の発掘調査も昭和43年（1968）に実施され、礫の調査で金錯銘鉄剣や、同じく国宝になっている副葬品が出土したという経緯がございました。

この風土記の丘の整備事業が始まりますと、木がうっそうと茂っていた丸墓山古墳や二子山古墳、稲荷山古墳のそういった状況がなくなり、墳形を整えると共に周堀を掘る修景など、史跡整備が行われました。これは全国で行われようとした当時「風土記の丘」という事業がありまして、これは複数の史跡を合体して、大規模な史跡整備をして「風土記の丘」という形で、国民に親しまれるような史跡公園を作ろうというものでして、そういった整備が埼玉県を中心に行われました。その結果、「さきたま風土記の丘」ができて、昭和44年（1969）には今の「さきたま史跡の博物館」の前身である「さきたま風土記の丘資料館」という施設が置かれたということになります。現在ではさきたま古墳公園とさきたま史跡の博物館という形になっています。

私は古代史専門ですので、金錯銘鉄剣にもの凄く関心を持っておりますが、1968年の調査から10年後にそれが発見されたわけでございます。それまで金錯銘鉄剣は出土して十年間はさびついた剣のまま、大事に倉庫に収蔵されていましたが、埼玉県に予算ができて、錆落としの保存修理をしようということで、奈良県の元興寺文化財研究所にその修理が委託されました。金象嵌というのは、薄い金の剥片をほんのちょっと掘り込んだところに貼るものですから、丁寧にさび落としをしないと簡単になくなってしまいます。しかし、元興寺文化財研究所にいた女性職員の方が、用心深くさび落としを行い、その作業の中で光るものがみえたために、これは何かあるぞというので、用心深く作業を続けたところを裏115文字の、日本の5世紀史を書き換える銘文の存在が明らかになったということでございます。

金錯銘鉄剣発見後、各地の古墳から出土した錆び付いた刀剣をX線調査するようになり、銘文が見つかることはなかなかありませんが、象嵌で描かれた文様をもつものがあることがわかってきておりまして、金錯銘鉄剣は今から40年前の1983年に国宝に指定されています。金錯銘鉄剣と一緒に出土した非常にすぐれた武器・馬具や装飾品、工具などの副葬品も国宝に指定されています。

そのあと今から3年前の令和2年（2020）に、今度は古墳群全体が国宝的な価値がある特別史跡に指定されたという経緯がございます。今でもさきたま史跡の博物館中心に調査研究が進められてきており、先ほどご報告があったように愛宕山古墳の発掘調査が実施されたり、奥の山古墳の追加指定が行われたり、そういった新しい情報がえられて、かつ最新の情報をもとに、埼玉古墳群の実像というものが明らかになってきており、価値が上げられていくということが不断に行われてきたということになります。史跡公園としては、雑草を取ったり芝を刈ったりするというような維持管理も大変ですけど、維持管理と同時に保存活用をめぐる様々な事業が、不断に進められてきていると私は思っております。

埼玉古墳群は、ご承知のように武蔵国を代表する首長墓の系列だといって良いと思います。埼玉古墳群は丸墓山だけは円墳ですが、100mクラスの前方後円墳を中心に密集して営まれている。これはおそらく武蔵を代表する地方豪族で、武蔵の首長の系列をたどっていく有力な古墳群と良いと思いますが、それが相次いで営まれているということになります。これは武蔵国の歴史を理解する上で、非常に重要な古墳群であるばかりでなく、前方後円墳を営むことからヤマト王権との関係も見出せます。

それから稲荷山古墳の礫礫から出土した副葬品では、金銅製の様々な武器・馬具・装飾品・工具などが見られますが、これは大陸半島との交流を踏まえていると思います。ですから、埼玉古墳群は、日本列島の歴史を理解する上でやっぱり欠くことができず、先ほど史跡・特別史跡指定の基準をお話ししましたけれども、この遺跡がなくなってしまうたら我が国の正しい歴史が理解できなくなってしまう。私はそういった特別史跡としての価値があると考えて良いと思っています。

## (2) 国宝金錯銘鉄剣

国宝の金錯銘鉄剣についてお話をしていきますが、銘文には様々な読み方があり、資料集の巻末に東野治之さんの読み方が紹介されています。私のレジュメはそれと一部違う読みを書いているかもしれません。

銘文では、辛亥年の7月中に記すとあり、ヲワケの<sup>シ</sup>臣、上祖の名はオホヒコ、その兄タカリノスクネ、その兄名はテオカリワケ、その兄名はタカヒシワケ、その兄名はタサキワケ、その兄名はハテヒ。裏面に行きまして、その兄名はカサヒヨ、その兄名はヲワケの<sup>シ</sup>臣、<sup>ヨ</sup>杖刀人の<sup>シ</sup>首として、奉事し來たり今に至る、とあります。奉事というのは、事は仕えるで、奉はたてまつるという意味ですので、仕え奉るという意味になります。ワカタケル大王の寺、<sup>シ</sup>斯鬼の宮にあるとき、我天下を左治す、とあります。天下を左治するというのは、左という字には助けるという意味がありますので、大王の治天下を助けたということになります。そして、この百鍊の利刀を作らしめ、わが奉事する根源を記す、と書かれています。

辛亥年は今のところ471年が一番妥当だとされていますが、他にはヲワケといった豪族であった者の人物名やその系譜、杖刀人首という役職についていたことが書かれています。杖刀人については、これは人制というヤマト王権を構成する官僚制のようなものであり、杖刀人は武官になります。首とあるので杖刀人のキャプテンであったということになります。

それからワカタケル大王や百鍊の利刀という表現が出てきます。百鍊の利刀というのは百回鍛えたものすごく切れ味のいい刀ということになります。ただし、金錯銘鉄剣の形態は剣でありますので、剣の場合は突き刺して敵を倒すものであって、刀の場合は片刃で切りかかるもので、剣と刀は本来違うものになりますが、同じ括りで扱われていることになります。

最後に「奉事」や「記する」という言葉に注意していただければと思います。この表記は、東国の武蔵の地方豪族が、杖刀人という武官として代々ヤマト王権の大王に奉仕し、その治天下を助けたという関係を示しています。この関係については、大王側は奉仕して貰う代わりに、その地方豪族の支配権を承認し、大陸半島からやってきた様々な技術や文物を提供するという、一方通行の関係ではなく、相互関係であったとみるべきであると思います。そういう関係がこの銘文から知られるわけでありまして、稲荷山古墳の国宝の副葬品に見られる国際性はそれを示しています。また、私は東国の地方豪族が杖刀人に任命されていることに意味があると思っております。

私の古代史の恩師である井上光貞先生の論文では、東国はヤマト王権の軍事的基礎で軍事的基盤であることが指摘されています。これについては、ヤマト王権の段階だけでなく、律令国家の軍事的基盤についても東国にあり、東国の軍勢が日本列島の帰趨を制するということがありました。

例えば、壬申の乱で大海人皇子が近江朝廷の政府軍を有する大友皇子に勝つわけですが、大海人皇子は東国の地方豪族の息子で構成されるわずか20数名の舎人しか味方がいなかった。その状況で大海人皇子が打ち勝つことができたのは、不破の関の地を抑えて、東国の軍勢を動員することに成功したからです。大海人皇子に仕えていた舎人たちは東国の地方豪族の息子たちになります。律令制の時代で言うと、地方豪族である郡司の子弟が中央豪族などに奉仕するのが舎人であり、大海人皇子の舎人たちは、国元に戻れば数百・数千の軍勢を動員できたわけですから。しかも尾張国は、2、3万の軍勢が国をこぞって大海人皇子に味方をした。壬申の乱の場合は、東国の軍勢を握った大海人皇子が中央の有力豪族の軍勢力で構成される近江朝廷に勝ってしまったわけです。

東国が重要な軍事的な基盤であることは他でも指摘できます。例えば663年に白村江の戦いがあり、倭国は大敗北を喫して唐・新羅の連合軍が倭国に攻めてくるかもしれないということで、北部九州に

狼煙と防人を設置します。防人というのはミサキモリで、最前線の北部九州の海岸に防衛ラインを築くわけですが、律令国家の時代では東国の兵士たちを3年間九州に派遣し、大宰府の防人司のもとで把握して、各鎮の防衛に当たさせた軍事力になります。つまり、九州の兵士を動員して北部九州を守るのではなく、一番頼りになる東国の軍勢を防人として西日本に派遣し、国土防衛の最前線を守らせたということになります。8世紀後半になると、律令国家は、唐・新羅が攻めてくる危険性がなくなってきたことから、東北の蝦夷との戦いの方を重要視するようになっていきます。そのような対外情勢になりますと、律令国家は防人を停止し、東国の軍勢を鎮兵として多賀城に派遣し、東北の蝦夷との戦いに動員するようになるわけです。このように国家的な軍事力として、東国の軍勢というのは非常に重要であったことがわかります。

7世紀代の白村江の戦いの時の軍勢の実態は、『日本書記』の分析から国造軍であったと私は判断しています。国造軍というのは国造の軍で、言い換えると地方豪族が動員した地方豪族軍の寄せ集めがヤマト王権の軍事力の主体であった。東国はヤマト王権・律令国家の軍事的な基盤であると言いましたが、それは東国の地方豪族がヤマト王権や律令国家を支えたというふうヤマトタケルノミコトに言い直しても良いと思います。私はその東国の地方豪族の1人が稲荷山古墳の被葬者であって、私はこれをヲワケの臣であって良いと考えています。彼はヤマト王権（大王）に杖刀人首として奉事して自分の支配権を認めてもらうわけですが、金錯銘鉄剣は東国の地方豪族とヤマト王権の関係、またヤマト王権にとって東国は非常に重要な軍事的な基盤であるということ象徴するものであると考えています。

## 2 ヤマト王権の東方進出と武蔵国

### (1) ヤマト王権の東方進出

ヤマト王権の東方進出と武蔵国と言いますと、例えば日本武尊命の東方遠征の物語がありますが、東海道筋で進出するのか、東山道筋で進出するのか、2つのコースがあったと私は思っています。

律令国家のもとでは五畿七道とあって、都を中心とした畿内から、東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道という七道が全国に走ります。南海道は四国で、西海道は九州になります。律令国家にとって七道の中で一番大事なのは山陽道になります。山陽道は大宰府とその先に大陸・朝鮮半島があって外国の使節が往来するということがあり、『延喜式』によると七道は大路・中路・小路というランクがありますが、山陽道は大路として一番重要なルートに位置づけられています。山陽道は外国使節も通るということで、道も立派にしなければならないし、8世紀後半には駅家を瓦葺きの白壁にして、丹塗りの柱にしなさいというような命令が出るほど、大事な道にされます。その次のランクの中路は東海道・東山道になり、律令国家にとって重要な位置づけがなされています。申し訳ないですが、それ以外の北陸道・山陰道・南海道・西海道は駅家の馬の数が少なくて良い小路になります。

律令国家にとって、山陽道は大宰府に向かっていて外交関係を握る道として非常に重要で破格に重視していますが、先ほど申し上げたように東国は律令国家の軍事的な基盤であり、これをしっかり把握することが、律令国家が全国支配する根源になるということ、それに通じる東海道・東山道を大事にしているということがいえると思います。

### (2) 武蔵国

武蔵国の場合は、ご承知だと思いますが当初は東山道の所属であり、それが771年に東海道に所属替えになります。771年までの東山道に所属していた時は、碓氷坂、古代では峠のことを坂と言いま

すので碓氷坂を越えて、今の群馬県である上野国に入り、上野国新田郡から南に折れて東山道武蔵路を経て武蔵の国府が置かれた東京都府中市まで行きます。今度はそのルートに戻って新田郡から今の栃木県である下野国に行き、白河関を越えて陸奥国・出羽国に通じるのが東山道のルートになります。陸奥・出羽は東海道や北陸道ではなく東山道の延長上でありまして、蝦夷との戦いのフロンティアに向かっていく道は東山道であり、上野国の次に武蔵国に来て下野国に移るルートの形が771年までありました。これは埼玉古墳群が北武蔵にあり、後でお話する武蔵国造の反乱の伝承でも、武蔵国造が上毛野君と密接な関係を持っているということがあり、それらと関係することだと思えます。ただし、私の考古学の恩師である甘粕健先生の論文にありますが、武蔵国の古墳群では、多摩川台古墳群とか、蓬萊山古墳や亀甲山古墳だとか、100メートルクラスの前期前方後円墳である芝丸山古墳のように、4世紀とか初期・前期の有力な前方後円墳は南武蔵にあります。それが5世紀後半から7世紀になると、埼玉古墳群が武蔵を代表する古墳群になっていきまして、そういう縁があるわけでありまして。

武蔵国が8世紀後半に東海道所属替えになるのは、東海道筋で武蔵に来るケースが結構あったからだと考えています。東海道は771年までは足柄坂を越えて、相模国の次は安房国・上総国・下総国・常陸国を経ていました。ただし、天平年間、武蔵国がまだ東山道所属の頃の正倉院文書を確認すると、従者を10人ぐらい連れた貴族が下野国の那須の温泉に湯治に行く際に、駿河国を通っている記事があります。駿河国を通っているということは、奈良の都の貴族は、駿河国から相模国を経由して、そこから武蔵国を経て下野国に入るというルートを通ったと考えられます。他にも本朝三戒壇といわれた東国で正式な僧侶になるための戒壇が置かれた下野薬師寺という国家的な寺院がありますが、そこに行く別当の僧侶、それも2人の従者がつく格の高い僧侶が、やはり同じく駿河国を通して、相模国の次に武蔵国を通して東山道に入るという記事があります。つまり、武蔵国が東山道時代にもうすでに有力な人は、神坂峠を越え木曾の山道を通るのは大変なので、東海道経由で武蔵国に来ることが結構あったと思えます。

もちろん武蔵国、こちらの埼玉古墳群でも『万葉集』に出てくる小針沼（小埼玉沼）というのがあり、東京湾から荒川、昔の利根川とかの水路を用いり、東海道の海上交通から北武蔵まで入ってくることができたわけです。或いは、房総半島の安房石、房総石が古墳の石室に使われることがあります。そういった形の水上交通を用いた交流は多くあり、鴻巣市の生出塚埴輪窯で焼かれた埴輪が房総半島の古墳で出土しているように、交通は一方通行は絶対ありえなく双方向ですので、房総半島のものが武蔵にきているということは、こちらのものが反対にも移動するということだと思えます。以上みてきたことから、武蔵国は東海道と東山道を結ぶ国であったと私は思っております。

実は『古事記』にあるヤマトタケルの物語では、東海道筋では相模国造にだまされて囲まれたところ、大和姫命ヤマトヒメノミコトからもらった火と剣を使って、反対側に迎え火を起こして難を逃れたというのがあります。しかも相模国から房総半島に渡って、安房・上総国に入ろうとするときに、波が荒れて東京湾を越えることができませんでした。相模国でもその相模国造に抵抗されたわけですが、これは抵抗勢力が多く存在したからだと思います。東京湾を越えることができないので、常に一緒にいた妻の弟橘媛オトタチバナヒメが、自分を海に投げ出して海の神様に海をなだめてもらってようやく渡ることができたという、そういう物語が東海道筋である。東山道筋でも『常陸国風土記』などで、そこではヤマトタケル天皇と書かれています。東山道筋で東国に攻めてきたというような話があります。そういう形でヤマト王権の物語の中では、征服対象として東国が出てきますが、逆にヤマト王権にとっても東国の勢力が非常に大事だったということがいえると思えます。

『日本書記』をみても、ヤマト王権が朝鮮半島に出兵する時に、上毛野国造が将軍になっています。

それから古い時代の蝦夷との戦いでも、事実かどうか別として将軍として上毛野君が任命されていますので、これらのことから先ほど申し上げたような東国がヤマト王権の軍事的な基礎であったということはいえるだろうと思っています。

### 3 埼玉古墳群とヤマト王権

#### (1) 熊本県江田船山古墳出土銘文大刀

熊本県の江田船山古墳の銘文大刀（銀象嵌銘大刀）が、百濟様式とされる武具・馬具、装飾品とともに、国宝として東京国立博物館に所蔵されています。これらの遺物は、明治6年（1873）という今から150年前に出土しています。この時出土した銘文大刀は、保存状態が良かったことから金錯銘鉄剣と違って文字がみえました。これは大変なものが出たということになりました。さらびやかな立派な副葬品の出土もきっかけになったようで、これをどうしようかということになり、当時は文化財行政を帝室博物館がやっていたので、結局地権者である発見者にお金を渡して国の所有にし、それが縁になって今も東京国立博物館の所蔵になっています。

実をいうと、銀象嵌銘大刀の銘文で出てくる大王は、こちらの稲荷山鉄剣の銘文でワカタケル大王と読み直しがなされました。稲荷山鉄剣の銘文が発見されたのが1978年で私が大学院生の頃になりますが、その頃まで私たちは、高等学校の教科書にも書かれていたように、あの江田船山古墳出土大刀の銘文はタジヒノミズハノ大王と読んでいました。これは福山敏男先生という方の絶対に動かないだろうと思われていた学説がありましたが、それが稲荷山古墳の銘文鉄剣によってワカタケル大王に変わりました。それによって何がわかってきたかという、ワカタケル大王の時代に、東国では武蔵の地方豪族と杖刀人としての奉仕とその支配を認定するという相互関係を結び、九州の地でも江田船山古墳の盟主の地方豪族とワカタケル大王の間で、典曹人という文官による奉仕とその支配を認定するという相互関係を結んでいたことがわかってきました。

また、江田船山古墳の銘文大刀にも「治天下獲□□□□大王世」が出てきます。「治天下」のさんずいがないので、「台天下」と書いてありますが、これは「治天下ワカタケル大王の世」であり、「奉事」も含めて稲荷山鉄剣と同じ言葉がみられます。明治6年と昭和53年に見つかったもの、武蔵国と肥後国という異なる地域で出土したものが同じ言葉を使っています。これはまさに5世紀後半の日本列島で実際に使われた用語であることを示していることになります。奉事せる典曹人、これも杖刀人とパラレルのものであり、名はムリテとありますが、この人物がこの江田船山古墳に眠る盟主になります。8月中の「～中」という表現も稲荷山鉄剣と同じ用語になります。大きな鉄釜を用いて、4尺の延刀を合わせて80錬、つまり100錬と同じことをして刀を鍛え上げて、三寸の上好利刀としてよく切れる刀を作ったとあります。この刀を服する者は、まず長寿で長生きし、子孫が繁栄する。そして天恩とかあるいは神様の恩かもしれませんが、何らかの恩を得ることができる。そのあとは大事な部分になりますが、その続ぐるところを失わずと続いでいきます。私が注目しているのは、そのあとのこの刀を作った者は、イタハ（イタカ）であって、この銘文を書いたものは張安であるということです。ヲワケだとかムリテというのが当時の日本の一般的な豪族の名前です。稲荷山鉄剣の銘文の人物では、タカヒシとかタサキがみえまして、ワケヤスクネは敬称なので除きますが、それからいくと、私はこの刀を作らせたのはムリテだと思っています。なぜなら作刀者まで自分が抱えているからです。

江田船山古墳は60～80メートル級の前方後円墳になりますが、そこでは非常に優秀な百濟系とする副葬品が出土しています。それはムリテが直接百濟と交流して得たものだと思っています。埼玉

古墳群の渡来系の副葬品は、大王経由で手に入れたものであると思いますが、ムリテの場合は九州の地方豪族で、しかも有明海に面している地域の豪族ですので、百済と直接交流して得たと考えています。ムリテは刀を作る技術者であるイタハ（イタカ）を抱えており、手工業技術者を編成しています。それから銘文を銀象嵌で刻んでいますが、銘文を書いたのは張安とあります。これは完全に渡来人であり、ムリテは渡来人も抱えています。ヤマト王権では、大王が渡来人たちを技術者として編成したり、或いは文筆を行う史人として抱えますが、ムリテも同じような配下を抱える政権構造を持っていたと私は考えています。

## （2）倭王武

稲荷山古墳と江田船山古墳から出土した銘文鉄刀剣の内容を裏付けるものとして、同じ時代の文字史料である『宋書』夷蛮伝倭国条にみえる倭の五王の話があります。

5世紀代に贊・珍・済・興・武という倭の五王が、中国南朝の宋の皇帝に朝貢して冊封を受け、倭国王に任命してもらって、自分の従者や幕僚にも將軍号をもらうことをしていることが宋の正史でわかっています。特に最後の倭王武は、478年に上表文を宋の皇帝に献上しています。上表文とは、臣下が王に対して奉る文書のことをいいますが、それを差し上げています。

上表文は時間もないので詳しくは読み上げませんが、内容を一部読みます。「封国は偏遠にして藩を外に作す。私が支配している地域は遠い国であります、昔から私の先祖は或いは祖父は、みずから甲冑を貫いて山を越え、川を渡って、1ヶ所に安住することはありませんでした」とあります。つまり、大王みずからが武装して軍事的な征圧戦を繰り返して、1ヶ所に安住することはなかったということになります。続けて「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平らげること九十五国」とあります。国の数はそのまま信じるべき数字ではないと思っています。

実をいうとこの倭王武は、『古事記』や『日本書紀』にワカタケルノミコトと出てくる人物であり、稲荷山鉄剣にみえるワカタケル大王のことです。ワカタケル大王は、中国に対しては倭王武として出てきますが、国内の地方豪族に向けては、ワカタケル大王と名乗っています。つまり、中国向けと日本国内向けでは名乗り方が違うことになります。ワカタケル大王は8世紀後半になると雄略天皇という中国風の贈名が与えられ、後からの書物には雄略天皇と出てくるわけですが、それらがイコールだということになります。

中国に対しては倭王武、国内の豪族たちに対してはワカタケル大王、しかもそのワカタケル大王は東の方を征したり、西の方を服したとあります。西の方とあるのは銘文大刀が出土した江田船山古墳がある九州であり、東の方とは稲荷山鉄剣が出土した東国になります。ただし、上表文には征服したと書いてあり、当時は同盟関係を結んで配下にはしていると思いますが、江田船山古墳の盟主であるムリテがこの刀を作ったのは、自分の支配権を守るために大王と関係を結んだということが述べられていますので、完全に服属したのではなく、ムリテやヲワケの支配権の中にまで手を突っ込んで、大王が国内を統一したというような話ではないと私は思っています。そういう段階を示していると思います。

続けて、上表文をみていきますと、「臣下であるわたくし倭王武は、愚か者ではございますが、かたじけなくも父祖の後の王位を継いで、毎年、年を誤らず、宋の皇帝に朝貢しております。天極に帰崇し、道は百済を経て南朝宋の国に使者を派遣するのでありますが、そこでは先緒をつぎ統ぶる所を駆率して」とあります。統ぶる所というのは、先ほどの江田船山古墳の銘文大刀にありました。つまり、これらの3つの同時代史料は、相互に共通する用語がみえることから信憑性があり、この『宋

書』倭国伝の上表文は、私は信頼できると思っております。というのも、中国の王朝の歴史書は、次の王朝が作っているので、前の王朝のことを大きくしたり小さくしたり見る必要はないので、客観的な史料が残されているとも考えられるからです。

さて、武蔵国造については、『日本書紀』にみえる武蔵国造の反乱記事の紹介と、武蔵国造の地位が8世紀以降、武蔵国の地方豪族の中でどのように移っていったのかという話もしたかったのですが、残念ながら時間がございません。この内容につきましては、本日頒布されている資料集に文章として載せてありますので、あとでご覧いただければと思います。

## おわりに一埼玉古墳群の歴史的意義

最後に埼玉古墳群の歴史的意義というところに話を移しますが、私をはじめにお話ししましたように、これはやはり埼玉古墳群は、古墳群としても重要であり、稲荷山鉄剣などでわかったことも多くあり、日本列島の歴史を理解する上で欠かせない存在であると思います。その時代の資料というのはやはり重要であります。

ヤマト王権が次第に地方にも勢力を及ぼして行って、その後の律令国家の時代には地方豪族はもう完全に天皇の派遣した国司の部下になっていくわけでありませけれども、稲荷山鉄剣は最初の同盟の関係から支配承認型の関係になり、次第に支配隷属的な関係にベクトルが動いていくその中間の過程を示す、そういう歴史的な経過を示す価値があるものと考えています。かつ、東国の歴史というのが、先ほどの倭王武の上表文もそうでありますけれども、日本列島全体の歴史の中で、非常に重要な役割をはたしたことを証明するものだとも思っております。

埼玉古墳群の調査研究は、先ほどの報告でも継続しているということで、私はまだまだこれから埼玉古墳群の歴史的な価値、学術的な価値というのは明らかになっていくと思っておりますし、継続していただきたいと思っています。公園整備も大分進んできておりますが、さらに史跡整備や公園整備を進め、市民・県民・国民の皆さんに我が国の歴史を正しく理解する上で、この遺跡の存在が欠かせないと言われるようになれば良いなと思っています。

もちろん、我が国の歴史を正しく理解するだけではなく、埼玉古墳群で子供のころ遊んだとか、花見をしたというようなことでも良いと思いますけれども、それを通して将来、埼玉古墳群はこういう歴史を持っていたということを、全国の方あるいは海外の方に説明できるような方が増えていただくと良いなと思っています。

そのためには、さらに地元の方とも連携して、いろんな保存活用事業を進めていただければありがたいと思っております。時間が延びてしまって申し訳ありませんが、これで私の話を終わらせていただきます。

## 埼玉村古墳群から埼玉古墳群へ

元埼玉県立さきたま史跡の博物館長 関 義則

皆さんこんにちは。佐藤信さんに私の前にアカデミックなお話をしていただきまして、私はそういうアカデミックな話ではなくて行政的なお話をしたいと思います。佐藤信さんは、本当であれば佐藤先生、禰宜田先生と申し上げないといけないのですが、先ほど講演が始まる前に、お二方から先生と呼んではいけないときつく指導されましたので、ここでは佐藤さん、禰宜田さんと呼ばせていただきます。

私は埼玉県の学芸員を数年前に退職いたしました。先ほど講師紹介で就職する前から古墳研究云々という過大な御紹介をいただいたのですが、私は埼玉県さいたま市、合併前の大宮市の出身で、生まれながらの埼玉県民ということになります。大学に進んで考古学を学び、先輩たちから誘われて当時の県立さきたま資料館、今のさきたま史跡の博物館で大学1年の頃から4年間ずっとアルバイトをしておりました。そしてそのまま埼玉県に就職いたしました。学生時代からここ埼玉古墳群に関わらせていただいているということで、そういう御紹介になったものと思います。

実は大学1年の時に県立さきたま資料館でアルバイトをしている年はちょうど昭和53年でした。その昭和53年の9月に、先ほど佐藤さんからお話があった稲荷山古墳の鉄剣の銘文が発見されました。その発見直後から県立さきたま資料館にいて、古墳や出土品を目で見て肌で感じるという経験をさせていただいたことは貴重な経験になりました。その後、埼玉県に就職しこのさきたま資料館はさきたま史跡の博物館と改称になりました。そして、この博物館の館長として勤務することになったわけです。実はその少し前の平成20年頃に世界遺産登録の盛り上がり直後から、埼玉古墳群を特別史跡にしていこうという動きが地元あるいは県の行政の中で起こり、それにも関わっていましたので、かれこれ10年ぐらいこの特別史跡に向けた行政的な仕事に携わってきました。それで準備作業の終わり頃の段階にちょうど館長という立場におりまして、このあとお話していただく禰宜田さんが文化庁の主任調査官でして窓口となっていたいただきました。禰宜田さんから御指導いただきながらさまざまな作業を進め、最終的に特別史跡昇格に向けて埼玉古墳群の総括報告書を作成してくださいというお話をいただいて、総括報告書作りにとりかかりました。総括報告書の最後のまとめの部分については、やはり禰宜田さんの御指示で明治大学を退官されていた大塚初重先生と私の2人で50頁ほど書いてくださいというお話がありました。50頁というのはかなりの分量です。そこで千葉県成田市の大塚先生の御自宅にお伺いして、「文化庁の禰宜田さんからこんな無茶振りがあったのですが先生書いていただけますか」というお願いをしたら簡単に「いいよ」と。大塚先生は私の学生時代の恩師ということもあったのでしょうか気軽に引き受けていただきました。そこで「先生、何頁ぐらい書いていただけますか」と聞いたら、「うーん、4頁かな」とおっしゃって。じゃあ私が46頁ほど書かなくてはいけないのかということで、これは大変なことになったなと思いました。当時は先生も90歳を過ぎた御高齢でしたので、御自宅に定期的にお伺いしながら、報告書作成の進捗状況等を御説明しました。最終的に先生は2頁しか書いてくれなくて、私が48頁書くという羽目になってしまいましたが、ともあれ玉稿をいただけたことは大変ありがたいことでした。何とか総括報告書ができ上がり、さあ特別史跡になりますという直前で、私はさいたま市にある県立歴史と民俗の博物館に異動になってしまって、特別史跡として告示されたときにはこの館にはおりませんでした。特別史跡にかかわる行政

の動きとしてはこのようなことがあって、今日は禰宜田さんの顔を見て、当時の言葉を思い出してちょっとほろ苦い思いをしたところです。

そんなことで本当は鉄剣が見つかった年、学生時代の経験なんかの話もできればいいのですが、今日の私のお話は、「埼玉村古墳群から埼玉古墳群へ」という題で、実はこの古墳群の名称は最初は埼玉古墳群ではなかったというお話をさせていただきたいと思っています。御高齢の方のなかにはもしかすると埼玉古墳群がかつて埼玉村古墳群という名前と呼ばれていたことを御存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、いろいろとお話を聞くと埼玉古墳群は最初から埼玉古墳群だと思っていた、ということが大半のようです。特別史跡の意義、評価、価値というお話についてはこの後に禰宜田さんの方からしていただけたらと思います。特別史跡はある遺跡が当然特別史跡になるわけではなくて、その前段階に先ほどのお話ありましたように、史跡になって特別史跡になります。さらに史跡になる前の遺跡として残されてきた、そういう段階があるわけで、そのあたりの話を今日はさせていただきたいと思っています。

私の職場の先輩でもあり上司でもあった古墳研究者の塩野博さんという方がいらっしゃいます。塩野さんは埼玉県内の古墳について古い記録を大変丹念に調べられて本にまとめられました。私の今日のお話も塩野さんの研究成果、報告内容を参考にしながらお話させていただきます。

少し昔の話になりますが、そもそも埼玉古墳群とはどのように認識されていたのでしょうか。江戸時代に『新編武蔵風土記稿』という文献があるのですが、その記述の中に、將軍山、鉄砲山、丸墓山、浅間社と4つの古墳について記載されている個所があります。ただ、この頃はまだ古墳という言葉はなく、単に塚とか山と書いてあるのが普通ですが、埼玉古墳群の各古墳が紹介されている古い事例になります。現在の埼玉古墳群が『新編武蔵風土記稿』に出ているというので、もうすでにこの時代からここが名所旧跡になっていたということがわかるわけです。『新編武蔵風土記稿』には挿絵も入っていて、図の一番上に忍城があり、現在の行田の市街地を臨むように古墳の絵が描かれています

(図1)。その他に『忍名所図会』という書物の中にも丸墓山という言葉が出てきて、やはり丸墓山から忍の方に臨む絵図が残されています(図2)。

明治時代になって近代日本が歩みを始め、明治10年に当時の埼玉県令で白根多助さんという有名な県令さんに提出された『埼玉縣地理抄』の中に百塚とか丸墓山という言葉が出てきます。また、明治の終わり頃になりますが、全国の陵墓調査を政府が行いました。その時に国から県、県から地元ということでいろいろと照会が来るわけですが、その時に北埼玉郡長が丸墓山古墳という古墳がありますという回答をしています。このように見てきておわかりだと思いますが、やはり埼玉古墳群の中では丸墓山古墳が別格というか代表というか、ずっと丸墓山古墳が埼玉古墳群の代表として扱われてきているということが、古い文献や行

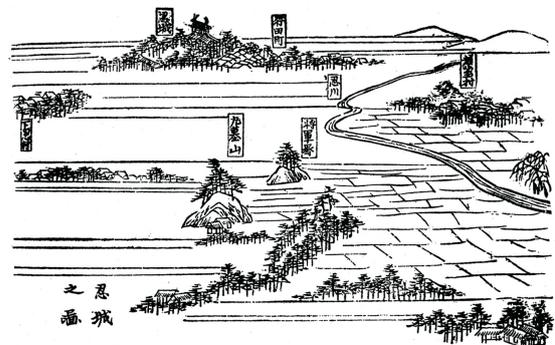


図1 『新編武蔵風土記稿』



図2 『増補忍名所図会』(個人蔵・行田市郷土博物館提供)

政文書の中からわかるわけです。

この丸墓山古墳ですが現在でももちろん残っていますが、壊されてしまうという危機がありました。これも塩野さんが見つけれられたのですが、大正2年の「埼玉新報」という地元新聞の8月12日付けの記事の中に、丸墓山古墳を地元の業者が崩す、破壊することが決定したということが載りました。そうするとこの記事が地元でとても反響を呼びました。結果的にその後どういう動きがあったかは新聞記事から読み取れないのですが、最終的に事業者で土取りを断念したということになりました。おそらく地元の人たちがこの記事を読んで、残しましょうよというような動きがあったのではないかと思います。新聞記事ではきっかけと結論しかわかりませんので、その経緯はよく読み取れないのですが、この新聞が記事になったことがきっかけとなって古墳の破壊というのが免れたということは確かです。大正時代の初めの時期のお話ですね。

昭和初期の頃には、埼玉古墳群は学術的にも注目されていて多くの研究者が訪れていました。この場所が東京から比較的近いということがあって、当時の研究者達の恰好の研究材料になっていたということがうかがわれます。東京帝室博物館、現在の東京国立博物館で鑑査官をされていた後藤守一先生は、その後に明治大学の教授になられているので、私の恩師のさらに恩師ということになるのですが、後藤先生が埼玉古墳群を使って古墳の編年を発表されています。「前方後円墳の編年」という論文を『考古学雑誌』に昭和10年に発表されています。埼玉古墳群が、そうした学術研究の材料に昭和初期にはなっているということがわかります。ところが一方で、大正から昭和の初期という時代は、明治時代になってからどんどん人口が増えている、あるいは本家から分家してくるようなことがあり、耕地が足りないということで耕地の拡大、つまり田んぼを増やすということが盛んに進められた時期でもありました。埼玉古墳群付近というのは非常に低地帯が随所に点在していて、それまではなかなか田んぼがつかれないということで、埋め立てて田んぼにする耕地拡大という運動が盛んで、そのために古墳を削って埋め立てるとということが頻繁に行われていました。古墳というのは身近にあって、埋め立ての土地として非常に格好の材料になっていたわけです。実際にこの頃には埼玉古墳群の東側の少し離れたところにあった若王子古墳という100メートルを超える大きな前方後円墳があったという間に崩されて、消滅してしまったというようなことがありました。これは昭和9年のことです。もちろん発掘調査などはされておらず、わずかに前玉神社の地内に石碑に転用されて建っているものが地元の伝承では若王子古墳の石室の石材だというふうに言われています。この石材や若王子古墳から出土したとされる須恵器や馬具なんかが若干残っていますが、それを見ると6世紀後半の古墳だということがわかります。100メートルを超える大きな前方後円墳がたちまちなくなって消えてしまうというようなことが行われていたのが昭和初期という時代なのです。

地元の人たちはこのような事態を目の当たりにし、どんな動きが起きてきたのでしょうか。記録によれば、昭和10年に埼玉村の村長であった町田正之助さんという方が中心となり、埼玉県知事に保存の要望書を内申しています。これは昭和10年5月25日の文書として残っていますけれども、古墳がどんどん削られていくので何とか保存してくださいというお願いを知事に出すわけです。当時の知事であった飯沼一省さん、戦前なので官選知事、国が任命した知事で、この方はのちに神奈川県や静岡県知事も歴任されている内務省の官僚です。埼玉村では丸墓山、二子山、鉄砲山の3つの古墳の保存要望を提出しました。他の古墳はどうしてしまったのだらうと思うのですが、この3つが埼玉を代表する古墳として何とか保存して欲しいというような要望でした。この文書を町田さん御本人が書かれたのか、教育会頭さんが書かれたのかはわかりませんが、非常に良い文章ですね。要望書を読むと単に保存してください、残してくださいというだけではなくて、その理由がきちんと書いて

あります。「史蹟尊重ノ念ニ欠クルトコロアリ」云々というところからですが、その前のところに「史学研究上及国民教育ノ資料トシテ絶好ノモノニ有之」、つまり歴史研究として大事であり、国民教育、教育普及といった教育のためにこの古墳は必要であることがはっきりと書かれています。この2つの理由で残してくださいということで具体的な理由を挙げて要望書を提出したということが、昭和10年の文書で確認することができます。これに対して県はどう対応したかという、国に村からこういう内申があったということを当時の文部省に「史蹟仮指定ノ儀ニ付指揮稟請」ということでお伺い立てるわけです。この文書は6月17日に出されてすぐ7月3日には文部省の回答が来るのですが、どんな返事が来たかという、地元は3古墳を保存して欲しいというお願いだけれども他にも古墳があるでしょ。他にもあるのだから、それもあわせて一括して保存すべきじゃないですか、という回答が文部省から来ています。昭和10年の話です。それに対して地元はどうしたかという、これにすぐに反論しました。全部の古墳を保存してくというのは時間的に間に合わない、この3つの古墳は優先的に保存しなくてはならないという緊急性がありますと。それはまさに目の前で若王子古墳のような大きな前方後円墳が壊されている。それから稲荷山古墳の前方部の土取りがもう始まっているという、どんどん目の前で古墳が壊れていくという状況の中で、緊急性があるのだから3つを先に保存させてください、指定してくださいという回答をするわけです。これが国まで上がって行って、国から「重ネテ御打合ノ処右ハ孰モ仮指定相成支障無之ニ付可然御取計相成度」、つまり、それなら仮指定については支障ないというような通知があり、県が仮指定をしました。先ほど佐藤さんからもお話がありましたけれども、当時まだ文化財保護法という法律はなく、その前の法律で史蹟名勝天然記念物保存法という法律に基づいて指定するのですが、条文には都道府県が仮指定をすることができるという規定があり、それに基づいてとりあえず県が仮指定をすることについては構わないという返事を7月17日にいただいたわけです。それを受けて県から村へ7月29日に仮指定について反対がないかどうか、異議がないかどうか土地所有者に当たってくださいと電話連絡を行いました。そのあとすぐに8月1日には村から県へ回答しているので、その間で村で土地所有者を回ったと思います。文章を見る限り、県からは電話連絡でしたが、村長さんたちは自分たちの足で歩いて地権者を回って説得して同意を取ったということで、わずか数日の間に全ての同意を取って県に回答するというような流れになっています。この時には、町田村長、戸田教育会頭さんや、学務委員代表の高木さんという方と、それから地元の小学校の校長先生の4人で個別訪問、所有者のお宅を1軒1軒回って同意を取ったということです。今の感覚で言うとそれは文化財担当者の仕事となりますが、当時は村長自ら、教育会頭とか、今で言う教育長さんでしょうか、小学校の校長先生といった地元の名士の方々をひきつけて個別訪問をして同意を取って歩き、同意が取れましたという回答をしているわけです。これを受けて昭和10年、埼玉県が埼玉県の告示502号ということで仮指定の告示をしました。仮指定になると、一定期間の間に本指定にするかどうか、あるいは仮指定を解除するかを決めることになるわけですが、翌年、仮指定にしたので正式に指定してくださいということを、昭和11年の9月18日付けで埼玉県から国へ指定申請が行われています。これに対して、同年翌月、埼玉県知事宛に指定調査を行いますという通知が来て、翌昭和12年の1月には文部省の監査官の方と、嘱託の萩野博士によって現地調査が実施されました。この間の推移をみると昔にしては非常に駆け足で、短期間にどんどん作業が進んでいきました。なぜかという、昭和12年には稲荷山古墳の前方部が土取りのために削られるなど、まさにこの頃に稲荷山古墳の土取りがどんどん進んでいる状況の中であって、時間が切迫していたからです。そして文化庁の調査を経て、昭和13年8月8日に「埼玉村古墳群」という指定名称で本指定になりました。埼玉古墳群に行かれた方はおわかりだと思いますが、その頃のことを示す標柱が残っており、



図3 史蹟標柱

それにははっきり埼玉村古墳群という名前が刻まれています（図3）。指定の際の文部大臣は荒木貞夫さんでした。軍人で陸軍大将ですよ。真崎甚三郎と並んで皇道派の中心人物ですけども、当時第1次近江文磨内閣から文部大臣をされていたということでその名前で指定になりました。

このように地元の町田村長たちの熱意で指定になったけれどもこの後どうするかということで、翌14年には埼玉村が埼玉村史蹟古墳保存会を設置します。村長さんから県あてに標柱を建てるので補助金ください、という要望が出されていて、この時の標柱が先にお話ししたものにあたります。つまり、標柱は県が建てたものではなく正確に言うと当時の保存会、地元の有志の集まりが県から補助金を得て建てているのです。

現行の文化財保護法ができたのは戦後というのは皆さんご存知だと思いますが、埼玉古墳群が非常に古い戦前の指定っていうと大体の皆さんはびっくりして、そんな古くからですかということになるのですが、これまでみてきたような地元の非常に大変な熱意と保存運動の結果、埼玉古墳群が国の史跡に指定になったということです。

私も全部は調べていないのですが、おそらく地元が保存運動をして保存に結びついて指定に繋げていくというような事例としては非常に古い事例ではないかと思っています。ところがこの後、指定になったにもかかわらず古墳の破壊が止まりませんでした。もちろん管理はしているのですが、開墾のための土取りというものが相変わらず行われている。昭和25年には瓦塚古墳の東側が削られて開墾されてしまうということがおきてしまい、指定するだけでは駄目だと、それでは保存できないと埼玉村の人たちは思いました。そこで、村長たちはどうしたかという、古墳群を買い上げるという動きになりました。保存運動を起こして指定して、次にこれを買い上げていこうという動きが起きたわけです。翌昭和26年に埼玉村史蹟保存会を埼玉村文化財保存会という名称に変更し、公有化に向けて埼玉県知事に陳情書を提出しました。翌27年には二子山古墳、奥の山古墳、愛宕山古墳他いくつかの古墳について用地買収の補助金が出ることになり公有化されるといったような動きになりました。もちろん公有化されても別に整備されたわけでもなく田んぼの中に相変わらず古墳はあるのですが、公有化されたので当面この古墳群が壊されるという危機は去ったわけです。この後、昭和29年に市町村合併が行われ、行田市が周辺の自治体と合併をして、その時埼玉村も行田市に合併されて行田市埼玉となりました。これを受けて公有化された土地も行田市の土地に切り替わりました。そのあとの昭和32年、西暦1957年ですけども、この時どういう事情でそうなったのかというのはよくわからないのですが、指定名称の変更が行われ、この時に埼玉村古墳群から埼玉古墳群と指定名称が変わりました。

しかしながら、依然として昭和30年代の埼玉古墳群は指定、古墳の公有化、指定名称の変更と時代が流れても、田んぼの中に佇む古墳群という状況は変わりませんでした。稲荷山古墳は前方部の土がなくなっていますし、若王子古墳もありません。

昭和40年代の初めに先ほど佐藤さんからお話がありましたように文化庁が風土記の丘構想というものを立ち上げました。その時に埼玉県で窓口として関わったのは、もうお亡くなりになりましたけど、県の文化財保護室にいた柳田敏司さんという方で埼玉県の文化財行政の草分け的な存在の方です。

柳田さんは実は私と同じ町内にお住まいで家がすぐ近くで柳田家と関家は祖父の代からお付き合いがありました。柳田さんは大学を出られた後、最初に地元の中学校の教員をされていて、私の父親や叔母が教え子にあたるという関係でもありました。柳田さんが県立博物館の館長をされていた頃に、私は新米の学芸員だったのですが家が近いということもあり、よく車で送迎などをする機会がありました。そうすると車の中でいろんな昔話をしていただけるんですけども、その中でさきたま風土記の丘建設当時のお話をしていただいたことがありました。

昭和40年、文化庁の記念物課長に柳川覚治さんという方がいらっしゃって、この後に参議院議員になられた方ですけども、柳田さんからうかがったお話しでは、秩父夜祭を視察の際に柳田さんが現地を案内して、その帰路に行田市の埼玉古墳群に寄っていただいたとのこと。それで埼玉古墳群を視察された際に柳田さんがぜひこれを広域で整備したらいいんじゃないかというふうに発想されて風土記の丘構想を思いついたんだと、車の中で聞きました。私はその当時文化庁が、国が補助金を出して自治体を中心となって史跡を面的に整備するという構想を温めていたのではないかと考えています。それまでは国の史跡は国が整備するという考え方があったと思いますが、自治体を中心となって国が補助金を出す形で広い公園的な整備をしていこうというような構想があって、ちょうどそれに埼玉古墳群の視察がきっかけになったのではないかと思うわけです。

風土記の丘構想を文部省の中で中身を詰める段階で、柳田さんのお話しでは埼玉県は大変協力したようです。いろんなデータを出して協力をして、だから当然、風土記の丘第1号は埼玉県になるはずだった。しかしながら、当時の大蔵省と文部省の予算折衝で風土記の丘建設事業は1年に1件ずつ採択するという事になった時に、当時の宮崎県知事が飛行機で文化庁に乗り込んで政治力を使って、西都原古墳群が無理やり奪って行って、とても悔しい思いをしたと、そんなお話しを繰り返し柳田さんからうかがいました。その時のお話では柳田さんはそのことにどうしても納得がいかず、文化庁に乗り込んで行って、椅子に座ったきり動かない、夜になっても席を立たず頑張ったけれども結局決定は覆らなかったそうです。こんな経緯があって、昭和41年に宮崎県の西都原古墳群が風土記の丘の第1号、昭和42年に埼玉古墳群が第2号ということになり、ここで地元から引き継いで埼玉県が古墳群を整備するという体制に切り替わりました。

最終的に文化庁からは用地の先行取得をして良いという言葉質をいただいて、埼玉古墳群の県の公有化は採択になる前年の昭和41年から土地の買収を開始しました。補助金のほか、県単独でも用地買収を行いました。それだけ埼玉県も頑張ったということです。

そして昭和43年に稲荷山古墳発掘調査が実施されました。風土記の丘内に資料館を建設しても展示するものが何もないという状況で、古墳群内の古墳を1基発掘しようということになり、たまたま半壊している稲荷山古墳が選ばれたと聞いています。さきたま風土記の丘が建設された頃、今の風土記の丘初期の頃の写真を探しているのですがあまり見つかりません。探せば地元の方で持っていらっしゃる方がいるのではないかと思います。

わずかに残る写真を見ると、風土記の丘ができた直後頃には現在の県道から入って行って一番奥に見えるのが丸墓山古墳で、手前に愛宕山古墳が見えます(図4)。このような形で42年からさきたま風土記の丘の整備事業がスタートして、文化庁の補助事



図4 さきたま風土記の丘入口

業としての風土記の丘整備事業のメニューはもうなくなっていますが、それから史跡整備事業、あるいは歴史の広場事業とか、いろんな文化庁の整備事業のメニューをいただきながら現在もずっと整備が続いています。昭和42年以来今日までもう50年近くになります。毎年毎年整備をしていって、まだ全然終わっていません。これからも整備をしていくということになります。埼玉古墳群の経緯を振り返ると非常に早い段階に地元有志で熱心な保存運動が行われたことや地元の保存運動から行政が引き継ぎ「さきたま風土記の丘」建設が行われたことなどが節目となるできごとだと思います。

さて、なぜこんな昔の話を掘り起こしてとお思いになる方もいらっしゃると思います。今日のシンポジウムの表題は「埼玉古墳群のこれから」ということで、これから先の埼玉古墳群をどうしていくのがよいのかという話ですけれど、やはりこれからのことを考えるときには、今までどうしてきたのか、どのように歩んできたのか、その足跡とか歩みというのはきちんと理解しておくことが必要だと思います。温故知新という言葉がございますけれども、やはり今までの歩みというものをしっかりと理解した上で、それを踏まえてこれから考えていかななくてはいけないと私は思っています。なので、少し古いお話、多少思い出話を交えながらお話しさせていただきました。ほぼ予定の時間となりましたので、私のお話はこれで終わりにさせていただきます。どうも御静聴ありがとうございました。

## 国指定史跡から特別史跡へ

### 持続可能な特別史跡埼玉古墳群について考える

大阪府立弥生文化博物館 禰宜田佳男

#### はじめに

こんにちは。ただいま、御紹介に預かりました大阪の弥生文化博物館の禰宜田佳男と申します。よろしくお願いたします。

私は文化庁に19年間在籍していましたが、当時は埼玉の川口市民でした。60数年間生きてきましたけども、一か所に19年間も留まったことがなかったこともあり埼玉には愛着が湧くようになっております。関西に戻ってからも埼玉県を題材にしたものをテレビで見ると懐かしく思っているところです。今日は、埼玉古墳群をこれからどうしていくのかということについて問題提起をさせていただきたいと思って参りました。

さて、本題に入る前にお話させていただきたいことがあります。今日はどのような日かといいますと、今、まさに2時46分を少し過ぎたわけですが、3月11日です。東日本大震災が発生した日です。その時、私は文化庁にいました。被災地でも家を再建する場合には記録保存の発掘調査をすることになります。地方分権ではありましたが、この調査の実施に向けて調整する役割をさせていただきました。「本当にできるのか」、という思いもあったのですが、結果としては実現できました。それがなぜできたかということですが、被災3県の埋蔵文化財関係者、全国の埋蔵文化財関係者の努力はありましたが、東北の方々が、文化・文化財に対して、先人からの知恵というか受け継いできたものに敬意を表され、発掘調査によって自分達の歴史が掘り出されることに感動し賛同いただいたことが大きな理由であったと今でも思っています。

我々はコロナを経験しました。さきたま史跡の博物館も同じだと思いますが、文化・文化財は、「不要不急」の扱いを受けました。文化・文化財は弱い立場にありますが、時として、地域住民の方々に力を与える側面があるのだということを私は考えております。住民の方々の思いというのは文化財保護にとって重要だということを確認させていただきます。

そうしたなかで、これからの埼玉古墳群を考えるわけです。その前提として、まず日本は人口減少社会を迎えるという、避けては通れない問題があることを確認しておきたいと思えます。その時代に、文化財行政において埼玉古墳群の活用はどうしていくのかということでもあります。今日の話のキーワードは、文化財保護において持続可能性を考える必要があること、史跡の価値は実は多様であること、住民参画という3つです。

ここで確認させていただきますが、文化財は誰のものなのかということです。関さんから埼玉古墳群の史跡化に向けた県の様々な取り組みの話や、宮原さんから古墳群の整備について御報告がありましたけれども、こうしたことからすると教育委員会或いは博物館のものなのかと思われがちになってしましますが、結論は、私は違うと考えています。地域住民、みなさまのものなのです。教育委員会や博物館は、地域のみなさんが保存或いは活用していく手助けをしていく、そういう役割を担っているのが本来のあり方だと考えています。

前置きはこのくらいにして、レジメに沿ってお話を進めて参ります。

## 1 史跡とは、特別史跡とは

まず、「史跡とは、特別史跡とは」ということです。史跡とは、貝づか、集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち、歴史・学術上価値の高いもののことです。埼玉県内であれば吉見百穴や黒浜貝塚などがあります。ちなみに、私は黒浜貝塚が大好きで、縄文の環境が奇跡的でないかというくらい、そのまま残っている。会場でも頷いておられる方もいらっしゃいますので同じような思いを感じた方が多いのではないかと思います。そのような史跡から特別史跡は昇格したということになります。

次に、特別史跡についてですが、指定された史跡のうち、特に重要なもののことです。数字で見てください。史跡と特別史跡に対応するのが有形文化財の重要文化財、国宝です。その比率を示すと、重要文化財のうち国宝は8.5%。一方で史跡のうち、特別史跡は3.3%と非常に少ないというのが現状です。

数年前、イタリアのポンペイ遺跡を発掘したことで有名な青柳正規先生が文化庁長官に就任された際に、出張先で私に「国宝に比べて特別史跡は少ない、何かできることはないか」という話をされました。特別史跡が少ないということを危惧されておられました。私や当時の文化庁記念物課の職員はすぐにその問いかけに答えることはできなかったんですけど、特別史跡の候補のリストを作って都道府県の方々と相談する取り組みを始めていきました。

残念ながら、特別史跡は数が少ないこともあって、言葉に馴染みがなく、「すごいんだ」ということが社会的に理解していただけていない状況にあります。知っていただくための対策としては、特別史跡を増やしていくなど、日常的に特別史跡が取り上げられる状況を作りだしていく取り組みが必要ということになります。五稜郭や登呂遺跡、中尊寺、毛越寺など教科書に載るような誰もが知っている特別史跡も、話題になるような取り組みが必要で、特別史跡という言葉を目から聞きすぎる状況にすることが大切だということです。

## 2 特別史跡に指定された古墳・古墳群

それでは次に特別史跡になった古墳群を御紹介したいと思います。ちなみに全国にどれだけ特別史跡の古墳があるかというところ9つしかありません。埼玉古墳群は古墳では9件目の特別史跡なのです。

指定年度ごとに見てみると、これまで1952年（昭和27）に6基、1972年（昭和47）に1基、2000年（平成12）に1基指定されています。

具体的にみると、7世紀の後半頃の円墳の奈良県文殊院西古墳。花崗岩の切石を用いた両袖式の横穴式石室ということが評価をされて、戦前の史蹟名勝天然記念物保存法の中で指定になったものです。

奈良県粟山古墳は4世紀末から5世紀初頭、古墳時代前期末から中期初頭に築造された巨大な前方後円墳です。前方部と後円部の境界に造出しをもつ非常に美しい形の墳丘をもつ前方後円墳です。近年では、周濠の発掘調査で船形の木製品が出土し、葬送儀礼を知る上で重要な成果も出ています。

また、有名な奈良県の石舞台古墳ですが、発掘調査の結果、一辺が約50メートル方墳であるということが明らかになりましたが、巨大な横穴式石室ということが評価をされて特別史跡に指定されています。

和歌山県岩橋千塚古墳群は、紀の川流域に造られた800基を超える全国屈指の数をもつ古墳群です。現在は鬱蒼とした森林になっていますが、植林がされていない戦後直後の史跡の写真をみると、ぽこぽこと盛り上がっているのがわかるかと思います。これらは石室構造が多様である、出土遺物に大陸系のものが含まれることなど古墳時代の社会を知る上で極めて重要であるとして特別史跡に指定されています。

福岡県王塚古墳は、6世紀中頃の墳長が78メートルの前方後円墳ですが、土取りされて前方部は削られてしまった古墳です。ただ、周濠が確認できたので、現在はその部分を復元して整備しています。なぜ特別史跡に指定されたかという点、横穴式石室に装飾が描かれていたためです。馬や鞍といった具象的なものと、丸や三角などの幾何学文様が五色もの色を使って描かれており、装飾古墳のなかでも傑出した存在であるということが評価されています。

宮崎県西都原古墳は3世紀末から7世紀にかけて営まれた300基を超える古墳群です。埼玉古墳群と比べると非常に多いですが、被葬者のランクが違うことが影響しています。南九州は竪穴式石室や横穴式石室以外に、地下式横穴墓というものがあります。縦に穴を掘って、そこから横穴を掘削して埋葬するというものです。これは南九州独特のものですが、これらと墳丘をもつ前方後円墳が混在して造られているということが評価されています。

奈良県高松塚古墳もよく知られた円墳ですが、横口式石槨に漆喰を塗り、そこに人物群像などが描かれているということで、考古学ブームを巻き起こした古墳でもあります。

奈良県キトラ古墳は、現在では墳丘が復元整備されていますけれども、石槨のそれぞれの壁に四神が描かれて、その下には十二支の獣面人身像が描かれ、また天井には星宿が描かれているということで特別史跡に指定されています。

このようなほかの特別史跡と埼玉古墳群がどのように違うのか、埼玉古墳群の特色は何だろうか、ということを考えていく必要があることを確認しておきたいと思います。

### 3 埼玉古墳群及び文化財保護の歩み

埼玉古墳群の保護についてですが、まずポイントとして『埼玉古墳群総括報告書Ⅰ』の刊行が挙げられます。2015年（平成27）に埼玉県教育委員会は特別史跡の指定を目指して、過去の調査成果について近年の調査研究の成果も踏まえて再評価する調査研究事業に着手されました。こうして2018年（平成30）に報告書ができました。

埼玉古墳群の保存と活用ということですが、文化庁の「風土記の丘設置構想」に基づいて「さきたま風土記の丘」として開園し、その後「さきたま資料館」も開館しています。現在では都市公園の「さきたま古墳公園」として整備がされており、年間100万ほどの方々が訪れているとお聞きしました。今はコロナ禍の影響もあって大変かもしれませんが、これからV字回復をしていくことになるのではないのでしょうか。

現在は「さきたま史跡の博物館」に名前を改称して今日に至っています。ここで一つ強調しておきたいことがあります。今でこそ博物館での写真撮影ができるところが増えており、東京国立博物館でもそうになりましたが、「さきたま資料館」の時からから写真撮影を「可」としていました。「国宝と一緒に写真を撮ろう」をキャッチコピーにして、来館者に「金錯銘鉄剣」を身近なものにしていこうという取り組みをしてこられました。こうした積極的な活用はとても素晴らしいことだと思っています。

次に埼玉古墳群を特別史跡として国、文化庁はどのような評価をしたかということです。先ほど他の特別史跡の古墳、古墳群を紹介しましたが、文殊院西古墳、巢山古墳、石舞台古墳、岩橋千塚古墳群、王塚古墳、西都原古墳群は戦前の「史蹟名勝天然記念物保存法」で史跡に指定されていたものが昇格したものです。この時に指定された古墳をみていくと、埼玉古墳群も「史蹟名勝天然記念物保存法」で指定されてはいたしましたが、なぜか特別史跡に昇格していなかったのです。とても不思議なことです。そのため、埼玉県が総括報告書を刊行して史跡を再評価し特別史跡になったということになるわけですが、埼玉県が21世紀初頭の古墳研究の成果を踏まえてこの古墳群に対する学術的評価をお

こなったことは、結果として非常によかったと思っています。

そして、国の審議会では、埼玉古墳群は調査研究だけではなく、「さきたま風土記の丘」などの整備、或いは博物館での活用、この三つの要素が長期にわたって継続して、しかも優れており、他の史跡の見本になるような取組みを行ってきた、それらの点も含めて、我が国の文化の象徴たる史跡として極めて重要だということが評価され、特別史跡に指定されることになりました。

戦前に昇格しなかったがために、埼玉県では特別史跡指定に向けた取組みを行いました。地方公共団体による調査研究の成果を経て特別史跡になった古墳は、埼玉古墳群が最初の事例だという点を強調しておきましょう。また、出土遺物も国宝になっておりますから、国宝と特別史跡が重複しているということになります。そうした事例は、非常に少ないということも確認しておきたいと思います。

#### 4 史跡（文化財）を取り巻く環境の変化

それでは次に、このような埼玉古墳群が今後はどうしていったらよいかということを考えていきたいと思います。冒頭にも少し触れましたが、史跡や文化財を取り巻く環境として、人口増加社会から人口減少社会へ突入して、その真ただ中にいるということです。

明治維新直後に古器旧物保存方が発布されて、150年が経つわけですけれども、その後史蹟名勝天然記念物保存法も制定され、さらに戦後は法隆寺の火災も契機になって文化財保護法が制定されます。これら古器旧物保存法以来150年間、日本は基本的に人口増加で来て、国力も増加してきたということです。人口は文化財保護の取組みが始まった明治維新のころからピークが2008年（平成20）、ここまでの間、人口が増加してきている。今は2023年（令和5）、会場におられる方々のほとんどの方が経験できないのではないかと思います。2050年には人口が1億人を切るわけです。今、政府は人口減少に対して新たに取組みをしようとしていますけれども、取組みが功を奏するのは何十年先ということになります。先は不透明ですが、今後どのようになっていくのでしょうか。

とにかく今、我々が考えなければならないのは、日本は人口減少社会の中で文化財保護を進めていかなければならないということです。今までと同じような考え方で果たして良いのかということが言いたいのです。埼玉県には若い職員の方がたくさんおられますので、その方々が考えていくことになるかとは思いますが、では年寄りは何もなくていいのかというとそうはいかないですね。我々には経験がありますから、これを生かしながら、今まさに発想の転換が求められているのではないかと思います。国の借金が減る予兆もなく、物価も上がっているし、生産技術の面でも先日のロケット発射も上手くいかないなど、人口問題以外にも色々な課題がありそうです。そのような中で、何かあったら不要不急の扱いを受ける文化財ですが、国民、地域住民の方々の文化財保護への理解は今後どうなっていくのでしょうか。時代とともに政策も変われば、皆様方の文化財に対する思いも変わって欲しくはないですが、変わっていくということも我々は考えておく必要があるでしょう。

では世界はどのような状況にあるのでしょうか。最近、様々な場面でSDGs、持続可能性という言葉が我々には目にするようになりました。SDGs、皆さんいつ頃から聞くようになりましたか、2、3年ぐらい前ではないでしょうか。でも、実際は、1987年（昭和62）の「環境と開発に関する世界委員会」の中で、「持続可能な開発」という概念としてすでに登場していたのです。でも、なかなか我々は今まで耳にすることがなかったのではないのでしょうか。

1992年（平成4）には「地球サミット」で、オゾン層の破壊という問題もすでにこのときに取り上げられていました。私は知らなかったのですが、環境と開発のバランスのとれた世界規模の早急な取組みが必要であるということも提唱されていました。

そして2015年（平成27）に、「持続可能な開発サミット」で「持続可能な開発目標＝SDGs」という、2030年までの行動計画、国際的な目標が示されたのです。

今までは要するに「お金、お金」で来ていたのが、それではいけないということです。当然、開発には経済的な面でのメリットがなければならない。ただし、環境の保護も視点において行動していかなければならないということです。社会的に弱い立場の人も含めて、一人一人が幸せな人生を送っていく社会を作っていくことを目標にすることがSDGsです。これが達成されればものすごく美しいことになります。現実はなかなか厳しいことではありますが、これらの取組みを各国が進めていかなければならず、日本でもSDGsを意識した取組みが必要になっています。

## 5 持続可能な文化財保護をめぐる

そのような社会の中で、文化財保護、文化財行政は持続可能なかどうか。これが今まさに問われていると言いますか、問う必要があるということです。要するに文化財保護はこれまでのままでいいかどうかという意識を持つ必要があるのではないかと考えているのです。

持続可能な文化財保護を巡っては、文化財が人口減少社会の影響やコロナ禍のように不要不急の対象であることをおさえておく必要があります。今後、予想されるのは、公務員自体が減っていけば、文化財保護に関わる人員も減少します。人口が減っていくわけですから、歳入も減少していきます。当然予算は必要とところに優先的に配分されます。国の補助金も減るでしょうから、文化財に係る予算についても当然減ります。そして、「不要不急」の扱いを受ける文化財ですから、状況によっては、ますます困難になるということが大きな懸念としてあるわけです。

さて、この文化財保護の持続可能性ということに関しては、文化庁の星野有希枝さんが研究を進めておられます。私は2000年（平成12）に文化庁記念物課に配属されまして、実は星野さんも同じ部署に配属され、歳は違いますが文化庁では「同期」なのです。星野さんはこの時に文化遺産の保護に興味を持たれ、留学して文化遺産マネジメントの研究をされた方なのです。

その星野さんは文化財保護行政に関しては、持続可能な開発が全世界的、全人類的な目標である以上は、文化遺産保全の在り方自体も持続可能なものでなければならないこと、またそれは環境的側面、経済的側面、社会的側面という持続可能性を進めるうえで求められ、3つの要素からみて持続可能でなければならないことを指摘されています。

この環境、経済、社会という3つの要素と文化遺産保護の関係ですが、文化財保護は自然保護と共通することが多いと思いますので、省略させていただきます。

経済的側面については、文化財保護が経済的観点からもバランスの取れたものでなくてはならないということです。我々文化財に携わる者のなかでは文化財保護に経済的視点は不要である、文化財で儲けなくてもいい、ということが言われてきました。でも本当にそれでこれからは許されるのでしょうか。右肩下がり社会になって、今までの理念で許されるのか、これからは自問自答する必要があるのではないかと思います。

社会的側面については、文化財の価値が広く国民に共有されなければならないということです。星野さんは土地所有者とか一般住民の方々はその文化遺産に対して、異なる視点を持っているかもしれないので、それを「発掘」する必要があるということを言われています。そういう機会を作ることも、文化財行政の役割ではないかとおっしゃられています。これが一番重要なことですが、埼玉古墳群は考古学的な価値を再評価され、文化庁は特別史跡に指定したわけです。ただし、それ以外の価値も埼玉古墳群にはあるのではないかと、学術的な評価にとどまらず、多様な価値があることについて

も広く共有されなければならないのではないかと考えています。

## 6 これからの文化財行政についての問題提起

それでは、これからの文化財行政について、問題提起をしたいと思います。繰り返しになりますけれども、文化財保護部局が文化財保護を進めるには、これから限界が出てくるのではないかと考えています。そうならないためにどうするのかです。必要なことは、行政的には他の部署と連携を図っていくということが重要になっていくのではないかと考えています。

また地域住民の方々が文化財に対して新たな発見をしていくことも必要だと考えています。そのような取組みの一例として、大分県宇佐市を挙げたいと思います。この市では掩体壕が市の史跡になりました。市の史跡になる取組みを進めたのは、行政ではなくて地域住民でありました。市民が重要性を見出し、「ぜひ市の史跡にしたい」という提案をおこない、自ら様々な活動を進められ、結果として市の史跡になったのです。市の文化財担当者は、実際に活動された住民の方が、住民参加ではなくて住民参画があったから市の史跡に指定ができた、ということをおっしゃっています。住民の参加ではなく参画があったということです。こうした取組みが重要で、これまで以上に、住民の関わりが必要になってくるのではないかと考えています。

史跡整備についても、新たな取組みをしているところが出てきています。史跡公園というのは、作るのにお金がかかって、完成後は維持管理にお金がかかって、小さな自治体では非常に難しい問題を抱えているところがあります。なので、山梨県の梅之木遺跡という縄文時代の環状集落ですけれども、そこでは、業者ではなくてある程度の技術を持った住民の方が手作りで建物を復元し、また完成した後、復元建物が壊れてもあえて修理はしない、つまり再整備しないという考え方で整備を進めています。建物が壊れても、当時の人も壊れた建物を見ながら生活をしていってしょうから再整備はしないという理屈です。これはアイデアとしてはなかなか面白いですね。これまでにはない取組みです。こうした工夫が全国で始まっています。まさにこれまでとは異なる取組みということになります。

## 7 これからの埼玉古墳群

では、最後にこれからの埼玉古墳群のお話に移っていきたいと思います。まず史跡は、地域住民にとっての「誇り」になる素材になるということです。例えば、中世の山林寺院である福岡県的首羅山遺跡では、子供たちが遺跡の色々なことを勉強して、「私たちの首羅山遺跡」というキャッチコピーを考えました。誇りに思ったのです。冒頭、史跡は住民のものだという話をしましたが、そういう話を知らない子供たちが、まさに私達が考えて欲しいことを言葉、キャッチコピーにしたということです。

ただ、埼玉古墳群の地域住民の方がどうお思いかはわかりませんが、埼玉古墳群が特別史跡に指定され、「誇り」になっても、「凄いもの」になりすぎてしまって「何だか自分が関わるのは…」と二の足を踏まれてはいないでしょうか。というのも、先ほどお話した和歌山県の岩橋千塚古墳では、住民の中にそう思っておられる方がいることに文化財担当者が悩んでいるという話を聞いたことがあるのです。埼玉古墳群ではそうでなければいいですが、気になったのでお話させていただきました。

そして、埼玉古墳群にも、古墳以外にもっと多様な価値があるのではないかなと思います。今朝、30分だけ時間がありましたので、走って丸墓山古墳と鉄砲山古墳を見してきました。とても素晴らしかったです。丸墓山古墳の上からは忍城が見えますし、石田堤もありました。また、桜の名所だという話もお聞きしましたが、今の季節ですと梅ですね。今日も写真を撮られている方がおられました。

鉄砲山古墳については江戸時代には忍藩の砲術訓練場としての役割を果たしていたということもあります。このように埼玉古墳群には古墳以外にも歴史、さらには美しい自然があるということです。そのような魅力を各自が発掘していただきたいと思うのです。

ボランティアの方々の力はもちろん不可欠ですが、これからは市民との関わり、もっと住民の方が積極的に関わるようになったら良いなと思っています。

少し事例を紹介します。地域住民の方々が、どこかお花を植えて公園整備するというのはいかがでしょうか。実際、特別史跡の多賀城跡では、地域住民がお花を定期的に植えるということをしています。

兵庫県の五斗長垣内遺跡<sup>ごっさかいと</sup>では、市民が活用のあり方について協議をして、「五斗長玉ねぎまつり」を開催しています。開催日は、遺跡名が「ごっさ」ですので、5月3日。この日は「ごっさの日」ということにして、おまつりを実施しているのです。主催は市民なので、市の文化財担当者はお客さんの立場で参加しています。玉ねぎが特産ということで、遺跡の中でというイベントを開催して、その中では「甘い玉ねぎ」早食い競争も開催して、皆さんにこやかに参加されています。このように、市民の方々と教育委員会の方々が交流して遺跡を守っていきこうという取組みをしているのです。

また、愛媛県には笠置峠古墳があるのですが、葺石の積み上げは体験事業として市民の方々が実施されました。同じ愛媛県の河後森城ではお城をキーワードにして、武家儀礼や当時の食を市民の方々が文献などで勉強し、実際に料理をおこなって「河後森御前」として復元して、おまつりの日に実食をしています。

鹿児島県広田遺跡。ここは弥生時代から古墳時代の大規模な集団墓地なのですが、中学生や高校生が研究発表やファッションショーなどのイベントの主役として参加しています。これに参加した中学生が、この時の体験があつて、大学ででは考古学コースに進学した方もいると聞きました。このようなイベントを経験するということは、人づくりにも寄与するということになるのです。埼玉古墳群でも、子供たちが今日のシンポジウムのような場で古墳の話をするというようなことも、今後あつてもよいのではないのでしょうか。

岩橋千塚古墳群では、墳長100mの前方後円墳の整備を地域住民の方々がやっています。埴輪づくりから、それを設置までをおこないました。また、別のもう少し小さな古墳では、埋葬儀礼の復元をしようということで、古墳時代の衣装を身にまとった市民が、儀式を演じました。

御紹介したとおり、様々な取組みが全国では行われているのです。

## おわりに

繰り返しになりますが、史跡の活用も転換期に来ていると考えています。人口減少社会は、ピンチかも知れませんが、チャンスだとも思います。今だからこそできることを考えた方がいいのではないかなと思います。取り組みの答えは一つではないわけです。埼玉県や行田市など行政が協同し、そこに市民の方々が参画して、上手くタグを組んで何ができるのかをご検討いただきたいと思います。今までやり方、右肩上がりの社会のなかでの整備などがA案だとすると、別の方法ということでB案を、今から考えることが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

我々の世代は、自然も含めて色々なものを壊してきました。そんな中で今、残っている文化財について、次の世代に伝えていく責任があると思うのです。

その主体は、押し付けるわけではありませんが地域住民の皆さんです。皆さんと行政が一緒になってやっていくということが良いのではないかというふうに思いまして、今日は問題提起のお話をさせ

ていただきました。

どうもご清聴ありがとうございました。

の博物館紀要』第一四号

- (2) 岩田明広 二〇二二「戦国の忍びを追う―忍び認定過程と忍びからみた忍びの正体―」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第一五号
- (3) 岩田明広 二〇二三「続・戦国の忍びを追う―忍び戦術に用いた技(忍術)の実像―」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第一六号
- (4) 桐野作人 二〇二三「戦国島津氏の忍びについて―いくさ忍びの事例と特質―」『忍者学大全』東京大学出版会
- (5) 上杉謙信第二次越山で上杉勢が奪った諸城諸將の北条軍による奪還戦の一つ、葛西城の戦いにおける忍び戦術を用いた城の奪還作戦を指す。「忍びを追う」以来、野田本田家所蔵・足立区立郷土博物館寄託「本田家文書」にある作戦行動を示す語として、便宜的に使用している。
- (6) 谷口 榮 二〇二三「しのびにより葛西城を奪う」『戦国の城攻めと忍び』吉川弘文館
- (7) 註6に同じ。
- (8) 斎藤慎一 二〇〇六『中世武士の城』歴史文化ライブラリー218吉川弘文館。斎藤の城郭理解には軍・戦闘との関係の理解不足の指摘があるが(吉井宏 二〇〇一「『要害』について」『六軒丁中世史研究』八巻)、要害の理解に矛盾はない。
- (9) 註6及び谷口 榮 一九九三「葛西城から発掘された板碑―その出土状況の検討―」『研究紀要』創刊号、葛飾区郷土と天文の博物館、同 二〇一〇「出土板碑の一視点―造立の「場」と「時」を失った葛西城出土の板碑―」『考古学ジャーナル』六〇二号による。
- (10) 註6に同じ。
- (11) 吉田政博 一九九四「葛西城出土の板碑について」『葛西城XIV』葛飾区遺跡調査会調査報告書31集、及び註9の文献。
- (12) 岩槻城跡・伊達城跡出土の有角型石製平つぶて、騎西城跡出土の無角型石製平つぶてについては、「忍びを追う」参照。騎西城跡で無角型石製平つぶてが用いられた戦いは、出土遺物から永祿六年の上杉謙信越山時だと考えられる(豊田勝彦 二〇二二「騎西城跡出土十六箇筋兜について」『騎西城跡KB15区調査』加須市埋蔵文化財調査報告書第一五集)。また伊達城跡・騎西城跡では、一般的な打割礫も出土しているが、利根川流域で得られる安山岩・砂岩を素材としている(渡部丈夫他 一九九五「大和田陣屋跡・今羽丸山遺跡」大宮市遺跡調査会報告書第五二集、嶋村英之 二〇二三「騎西城跡KB15区調査」加須市埋蔵文化財調査報告書第16集)。
- (13) 「続・忍びを追う」では、葛西城の構造及び里見水軍が江戸湾を横ぎり鎌倉まで進出していたことから、葛西城奪取も里見水軍によるものとみなした。「太田家記」にある城主綱代大炊允から水軍との関係を想定する見方もある(千野原靖方 一九九九「国府台合戦を点検する」『崙書

房)。

- (14) 註12の嶋村二〇二三に同じ。
- (15) 天正期の北条氏発給着到帳に多くみえる軍役の単位を参考にした。
- (16) 下山治久 一九八三「後北条氏家臣岡本八郎左衛門の軍役と役割」『大和市史研究』第九号
- (17) 佐藤榮智 一九七六「後北条氏の基礎的研究」吉川弘文館に従い、土壌の状況が似る近隣の男衾郡白岩村の貴高を参考にした。
- (18) 長谷川裕子 二〇一四「戦国時代の戦場と足軽・傭兵―非常勤兵士の実像―」『戦争と平和』竹林舎
- (19) 「嶋記録」は、今井氏配下の嶋氏の記録で、本文が天正八年(一五八〇)以前の成立。嶋氏の顕彰と引用史料の宛名に改ざんがあるが、大方は信用できるとされている(小和田哲男 一九七〇「嶋記録所収文書について―近江天野川流域の戦国誌―」『古文書研究』第三号)。
- (20) 当該期では、永祿三年(一五八二)十月二十三日付「北条氏康感状写」古文書二「戦国後北条六五二、永祿六年八月十七日付「北条家朱印状」牛込文書・戦国後北条八二六等。
- (21) 註6に同じ。
- (22) 漆原徹 一九九八「中世軍忠状とその世界」吉川弘文館、久留島典子 二〇一四「戦功の記録 中世から近世へ」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一八二集
- (23) 谷口は長塚孝一の意見に従い、小金城に高城胤辰が在城していなかったことから、小金を古河公方足利義氏としている。これについては、本田氏の出自(「忍びを追う」)に加え、金町の本田氏知行に横合をいう小金と入部しない本田氏の関係からも同意できる(長塚孝 一九八九「中世後期の葛西城・葛西地域をめぐる政治状況」『葛西城XIII』第三分冊葛飾区遺跡調査会)。
- (24) 「寛永五年覚書」にある武蔵駒林の知行は、現深谷市本田を本田氏本拠とする見方に反するよう見えるが、これを参照したはずの『寛政重修諸家譜』では、本田氏知行所に駒林はみられない。「新編武蔵風土記稿」の駒林村にも本田知行の伝承や本田姓の旧家はない。本田氏及び幕府は、寛政期以前に、武蔵国の本領が駒林村ではなかったことを確認していたとみてよい。
- (25) 本領が三〇〇貫文であるのは、現深谷市本田の文祿の検地とほぼ合致する。
- (26) 千野原靖方 一九八一「房総里見水軍の研究」『崙書房』
- (27) 甲賀市教育委員会伊藤誠之氏の御教示により把握できた。御厚意に感謝申し上げます。
- (28) 甲賀市史編さん委員会 二〇一二「甲賀市史」第二巻(甲賀衆の中世)
- (29) 本稿は、谷口榮氏の疑義(註6)への応答を軸に構成した。今後の研究の基礎となることを願う。谷口氏には研究初期から多くの御教示・御支援を頂戴してきた。改めて謝意を表したい。



図2 北条軍の動きと本田部隊の召集

上杉謙信に与した諸城諸將の奪還のため、北条軍は氏康軍・氏政軍・太田康資軍に分かれて軍事作戦を展開した。相模湾～八王子経由で比企郡・大里郡・秩父郡・児玉郡に侵攻し、上野国に至った。その後、氏康軍は葛西城に向かい、先遣隊を置いて和田川に戻り上杉方と交戦した。この際、本田氏を勧誘、改めて葛西城に向かったと思われる。その後、氏政が本田氏勧誘を引き継ぎ、交渉をまとめた後、葛西城へ向かい、河越城の太田康資軍が本田部隊を受け入れた後、葛西城へ向かったと考えられる。

を張っていた（「関東幕注文」）。深谷上杉氏と松山城の岩付太田氏が連携した場合、葛西城奪還戦の妨げになる恐れもあった。

氏康は、この状況への対処として、一旦葛西城に赴いて先遣隊を残し、軍本体を和田川に戻したのではないか。この動きならば、「大般若経奥書」と三月十四日付「北条氏照書状」に矛盾しない。しかも、氏康軍が和田川で戦ったとすると、北条氏と本田氏の出会いと、その後の氏康による本田氏高評価の理由も想像がつく。和田川陣取の兵站等で繋がりを持ったかも知れないのだ。

この想定によれば、本田氏勧誘の過程も理解しやすい。三月二十一日・二十二日の使者は、和田川という本田に近い場所から氏康が送り出し、氏康軍本体が葛西城に移動すると、古河城をにらむ位置に布陣していた氏政が相対的に本田に近くなり、勧誘を引き継いだとみられるからだ。

これに基づき、「続・忍びを追う」図2を本稿図2のとおり訂正したい。

## (2) その他の訂正について

山中氏の拠点について

最後に、「続・忍を追う」について、その他二点の訂正を示したい<sup>(27)</sup>。

一点目は、「甲賀衆肥前切支丹一揆軍役由緒書案」（神宮文庫山中文書・『水口町史』山中文書二七九）を引いた際、山中氏について甲賀郡山中村で土豪の地位にあった、と紹介したことについてだ。

現在、山中氏は戦国期までに柏木庄（現水口町宇田）を本拠とした宇田氏や溝畑氏と姻戚関係を結び、宇田に拠点を移していたとされている<sup>(28)</sup>。

山中村を宇田村に訂正したい。

## 十月十三日付「北条氏邦書状写」について

二点目は、戦国期忍術の検討で引いた十月十三日付「北条氏邦書状写」（戦国後北条二四三二）の解釈についてだ。

「続・忍びを追う」では、この書状から八項目の対忍び等の警固行動を抽出した。その際「何れも昼ねて、夜踞候、如法度敵之足軽出候者、門々をうち可踞候」の解釈について、「踞つて待機せよ」とすべきところを「跪いて待機せよ」と表記してしまった。この文は、不寝番としての待機の状況を命じたもので、休みつつも常に有事に対応できる姿勢でいることを要求したものだ。⑦⑧の「跪いて」を「踞つて」に訂正したい。

## おわりに

本稿では、「続・忍びを追う」を補いつつ、忍び戦術の具体像を追求した<sup>(29)</sup>。その結果、四月の本田部隊の忍び戦術が、密かな潜入と急襲により、葛西城と城下の一部の占領として実施され（乗取）、本軍の強行突入と急襲による葛西城中心部の占領（乗取）のための陽動になったことをより明確にし、その後、八月にも、里見軍残党が占める周辺施設の乗取や残党追い払い等として、再び忍び戦術が実施された可能性も示すことができた。状況証拠からの想像もあり批判のあるところと思うが、今後の研究の糧として敢えて踏み込んだものだ。

「忍びを追う」以来、戦国期の忍びについて検討してきた。制度的枠組み、戦術内容、実行部隊の性質と成り立ち等に、何とか一つの足がかりを確保できたのではないかと考える。同時に、今後も戦国の軍の構造理解を念頭に、不備を改め、確実な証拠を拾い上げて行くよう努めたい。

## 註

(1) 岩田明広 二〇二二「戦国の忍びを追う―葛西城乗取と羽生城忍び合戦―」『埼玉県立史跡

先ずは「文」「紋」から考えてみたい。

金子文書文末には「当陣へ可罷移者也」とある。金子氏はこの文書以前に参戦していたことがわかる。つまり、この文書は、金子氏が戦で予定の戦果を挙げた場合、旧知行地に加え新恩地を与えるが、もし戦いが無く「文」が無いままに氏康の陣に移動した場合は、合流に対して本領のみ安堵するといふ大意になる。「文」は、参戦以後に挙げた武功の証文（軍忠状等）を表すことがわかる。

一方、本田氏は三月二十一日文書の時点では参陣していない。武功はなく「紋」をその証文とする解釈は成り立たない。「紋」は「文」と異なり、「忍びを追う」での検討のとおり、家紋を付した旗指物と解釈すべきだ。

一方「於」「就」については、金子文書が、新知行を与える場合と旧領安堵の場合を各々仮定していることが手がかりになる。金子文書の「於」は仮定を示す語になるので、「無文ニ於馳来者」は証文がない状態で馳せ来ることになったとしたら（旧領を安堵する）、の意になる。対して「本田家文書」の「就」は、それ以下のことに限定する語であり、「無紋就馳来者」は所属を伏して参陣したとき（に限って）は（知行を与える）、の意になる。

以上のことから、三月二十一日文書は、「忍びを追う」での解釈のとおり、戦国期の忍び戦術実行部隊の軍装を参陣条件として示したものと確認できる。

「忍びを追う」以来の結果に照らすと、旗指物を持たない本田部隊の軍装は、隠密の夜間軍事行動に適したものであったと考えられる。所属の秘匿と動きやすさを重視する甲冑、短小鋭利な武器が想像される。黒無地の甲冑に小太刀一本差や手鐘の姿等であろうか。

### 3 「続・忍びを追う」補遺

#### (1) 本田氏召集と北条軍の動き（再論）

忍び戦術を指揮した本田氏については、「本田家文書」及び現埼玉県深谷市（旧川本町）に残る「本田瑛男家文書」等から、現同市本田を本拠とした川本本田氏と推定した（「忍びを追う」）。また、「本田瑛男家文書」中の新確認の系図から、この推定を補強する一方、氷川女体神社所蔵「大般若経奥書」等から北条軍（氏康軍・氏政軍・太田康資軍）の行軍位置を把握し、本田との距離関係をもって傍証とした（「続・忍びを追う」）。

氏康軍の行軍位置の把握の際、根拠史料の一つに、永禄五年三月十四日付「北条氏照書状」（涌井文書・戦国後北条七四六）を採り上げた。「一、氏康二、其地敵詰陣ニ仕候而者、以夜継日可申廻候、河越へ打出、厩橋へ可及後詰由、雖被申越候、隔塀（坂カ）和田川陣取之由候間、出馬遅々之處ニ、敵敗北無是非候、努々非無沙汰候」とあるが、「続・忍びを追う」において、「和田川陣取」を扱わずに、「北条軍の動きと本田部隊の召集」を図化した（図2）。和田川（比企北部を東流）における戦闘記録が他にないこと、永禄五年二月には氏康軍が葛西口にあつたとする「大般若経奥書」と矛盾すること、唐沢山城・厩橋城の援軍要請に氏康軍が応じないための北条氏照による方便であった可能性があること、を勘案した結果だった。

しかし、その後、氏康軍の行軍を再検証したところ、二月の葛西では制札の発給等（永禄五年三月二日付「北条氏康制札写」武州文書所収足立郡三太夫所蔵文書・戦国後北条七四五）、限られた行動以外しておらず、先遣隊で事足りたのではないかと考えるに至った。

一方で、児玉・秩父・比企地域では諸城諸將奪還作戦の戦後処理が続き（永禄五年三月十四日付「北条氏照書状」、四月二日付「北条乙千代書状」逸見文書・戦国後北条七五二等）、和田川近くには上杉方の深谷上杉憲盛が勢力

よる城取りが、段階的にしか進んでいない（天正二年六月十一日付「武田勝頼書状写」武州文書四・戦国武田二二九五）。南北に長い葛西城の完全支配が一夜にしてなったとする史料上の証拠はない。その後も、里見軍は葛西城をうかがって北条方と交戦を続け<sup>(26)</sup>、太田康資の離反を経て第二次国府台合戦に至ったことはよく知られている。

傍証は他にもある。上杉謙信に奪われた諸城諸將の北条軍による奪還作戦は、謙信帰国後の永祿四年七月の八王子に始まり、年末には秩父から上野倉賀野に至り、翌年初には比企、春には葛西城へと圧倒的な速さで進んでいた。

しかし、葛西城奪還後動きが鈍る。次の目標は松山城（現埼玉県吉見町）だったが、葛西終戦を四月とみると半年以上の待機期間があったことになる。

武田信玄の応援を待った可能性はあるが、松山城包囲が十月で（「太田安房守資武状」第一号状）信玄出馬が十一月九日頃だったので（新編会津風土記六・戦国武田八〇七）、呼応前提とは考えにくい。松山城への進軍の遅れは、葛西周辺での戦闘継続に因るものであろう。永祿五年八月、葛西城で再び忍び戦術が求められた可能性は高い。

なお、忍び戦術が二度あったとすると、その内容は武田氏との戦闘に備えた農民の扱いに関する北条氏の通達から想像できる。「一 郷村へ如何様にも立帰而可有之者尤候、若又夜中／忍二も可被追散地形者、其向寄く／二令徘徊、出作二も可致之／迄候事」とある（天正八年二月二十五日付「北条家朱印状」小出文書・三島増一九七・戦国後北条二一四二）。「忍びを追う」では、この忍びの役を十分理解できなかったが、葛西城の戦後を参照すると、里見軍残留施設の乗取や同殘党・住民の放逐があった可能性がある。放逐は乗取の過程だとも解釈できるので、忍びの定義に包含されるとみてよいかも知れない。類例を待ちたい。

#### （4）忍び戦術実行部隊の参陣時軍装

次に、忍び戦術を実行した本田部隊の参陣時軍装について、補足する。

本田氏への最初の参陣要請三月二十一日文書には「今度忠節致様、無紋就馳来者」とある。この一節は、「忍びを追う」で、家紋付の旗指物を掲げない参陣、つまり所属を伏した隠密の参陣を求めたものと解した（本稿冒頭でもこれに従った）。しかし、これには酷似した表現の文書（【史料一】）が存在し、両者の区別を示す必要がある。

【史料一】永祿四年カ六月三日「北条氏康判物」（金子文書・戦国後北条七〇三）

#### 知行方之事

八貫文 屋敷分近辺、（中略）但、此内富泉名字中、従前々拘来候分、被下候、五貫文 黒須川村、（中略）以上、本領之分五拾一貫文、此外新恩之分、百貫文 加治物領分、（中略）以上、百五拾貫文分、右、如申合首尾、至于遂忠節者、速可出置之候、若又為無仕合、無文ニ於馳来者、本地計可出之候、兔二角二彼谷打詰候当日、当陣へ可罷移者也、仍状如件、

六月三日

金子大蔵少輔殿

右は、北条氏康が、武蔵国入間郡金子に本拠を置く金子大蔵少輔に、自陣への合流を求めた書状だ。金子氏は古代以来の開発領主で、河越氏・大石氏に従い、戦国期には北条氏照に属していた。

二重傍線部分が、三月二十一日文書の「無紋就馳来者」に酷似している。比較検討は、相違する「文」「紋」と「於」「就」についてだ。

下し、「重而」に「加えての働きをすれば速やかに与えらる」と、新たな条件を打診したのだ。

先述のとおり、北条氏発給文書では、働きと恩賞の関係は基本的に一対一だ。これに照らせば、すでに金町他を与えた四月の忍び戦術に対する恩賞について、越谷・舎人を与えないとした裁定は通例に適う。もう恩賞の加算はしない。八月二十六日文書の通達は、四月の忍び戦術に関する論功行賞が、終了していたことを意味している。

その後、本田氏には八月二十九日文書で、飯倉郷他九九貫文が与えられている。八月二十六日文書で求めた「重而」の働きは、すでに褒賞が終了した四月の忍び戦術とは別のもので、新たな恩賞を条件にした新たな働きだったことがわかる。恩賞は足立郡ではなかったが、本田氏は事前に同意していたはずだ。

ここでも参考に近世本田氏の史料を挙げておく。

先の「先祖書」に先立つ家譜「寛永五年覚書」だ。兵右衛門太郎(本田正勝)の条に、「一、祖父者本多兵右衛門太郎と申候、生國武藏之者二而御座候、小田原之屋形ニ奉公仕、江戸ニ罷有て、但知行所ハ、一、飯倉村、一、金杉村、一、駒米村、右之三ヶ村ハ江戸柴廻ニ而御座候、一、金町村、一、曲金村、一、小松川式ヶ所、下総之内葛西ニ而御座候、一、駒林村是ハ武藏之内ニ而御座候、以上八ヶ所高合八百貫文」とある。

二つの家譜と『寛政重修諸家譜』本田正勝略伝に「北条氏康に仕へ、軍功あるにより、下総国葛西領の内を以て五百貫文の地を与へられ、本領を合わせてすべて八百貫文を知行す」とあることを勘案すると<sup>24</sup>、近世の本田氏は、初め、本田正勝が葛西に金町・曲金・両小松川、江戸柴廻に飯倉・金杉・駒米、武藏に駒林の計八〇〇貫文を有していたと伝えていたが、後に、葛西領に葛西城奪還の恩賞として金町他の五〇〇貫文を得て、他に、本領に

三〇〇貫文を有していたとの認識に改めたことがうかがえる<sup>25</sup>。葛西領の金町・曲金・両小松川と豊島郡の飯倉他は、異なる知行のまとまりと理解されてきたとしてよいだろう。

やはり本田氏は、飯倉他の九九貫文を、四月の忍び戦術とは別の、二度目の忍び戦術に対する成功報酬として得た蓋然性が高いといえよう。

ところで、谷口は疑義の中で、八月二十九日文書までを一連の交渉過程とみる理由として、四月十六日文書で示された同心衆への報酬授与の様子がみられないことを挙げている。だが、確認してきたように、曲金・両小松川が金町とともに最初の恩賞授与で与えられたとみられることから、同心衆への報酬も同時に授与されていたと考えるべきであろう。

#### 継続していた江戸湾奥部周辺の戦い

次に第二の視点、葛西城の戦いの終息状況について検討したい。

葛西城の戦いの終息状況は、褒賞関係文書によく表れている。本田氏への最終褒賞後の永禄五年九月十六日、北条軍の葛西城への進軍ルートだったとみられる入間川筋で敵討捕の褒賞が行われている(十月二十日付「北条氏政カ感状写」古文書十・戦国後北条七九三)。翌年七月十一日付「北条氏康判物写」(紀伊統風土記附録十、戦国後北条八一九)には、三浦衆海賊として北条方の海防を担った梶原吉左衛門尉が、三浦等の知行を得た記録がある。加えて同日付「北条家朱印状」(井原文書・戦国後北条八一八)では、陣夫を徴発できない小熊左近丞が、三浦において代替の徴発を許される等、軍事行動が続いていた様子がかがえる。

北条氏は、葛西城の戦いで里見勢を江戸湾周辺から一掃したわけではなく、周辺での戦闘は少なくとも永禄六年夏まで続いていたのだ。

「忍びを迫る」で紹介した高天神城(現静岡県掛川市)の例では、乗取に

表1 褒賞関係文書の構成

構成	戦国遺文の文書番号
ABCD	531, 545, 557, 587, 588, 589, 653, 668, 679, 680, 683, 684, 693, 696, 697, 703, 705, 718, 720, 721, 722, 723, 725, 726, 727, 728, 753, 775, 786, 791, 806, 812 +774 (本田家文書)
ACD	656, 772, 776
CD	658, 669, 777, 827
C	540, 547, 593, 707, 713, 719, 758, 808, 819, +784 (本田家文書)
ABD	520, 533, 681, 710, 711, 729, 731
AB	516, 685, 785
ABCDE	536, 690
CDE	709, 766
ABFE	492, 826
ABDE	485, 651, 686
DE	813 +783 (本田家文書)

追加や補填を行わなかったことがわかる。手柄と恩賞は、基本的に一対一の関係だ。

次に、論功行賞と感状発給の原則に従い、葛西城の戦いに関する「本田家文書」の褒賞過程を整理してみたい。

戦功記録を考察した漆原徹や久留島典子によれば、戦国期東国の感状は、戦場において戦功申請書を受けた大名が、その場で恩賞を決定して

金町郷を本田氏知行に決定している。北条・本田間では、この文書以前に論功行賞を経て、金町郷の宛行で合意し褒賞されたが（この感状は未発見）、小金の横合で本田氏は入部できずにいたのだ。

しかし、八月十二日文書には、恩賞として最初に提示された足立や、金町とともに示された曲金・両小松川・飯倉に関する本田氏の要求の記述はみられない。後に足立は与えないと裁定され（八月二十六日文書）、飯倉郷が与えられたことからみると（八月二十九日文書）、曲金・両小松川は、すでに金町と同時に与えられていたと考えられる。

このことは、近世初頭の本田家家伝享保十九年十一月付「(本田氏)先祖書」(本田家文書『戦国足立の三国志 宮城氏・舎人氏・武蔵千葉氏 古文書が語る足立の歴史』七)にもうかがえる。忍びの指揮をとった本田氏当主本田正勝の条に、「葛西城乗取可申旨、被申付候處、則乗取申候、為褒美葛西之内金町村・曲金村・両小松川村五百貫加増給候、本知共八百貫領之、重而於励忠節者、弥可有褒美之旨、氏康書出之判形御座候」とある。「先祖書」は、「本田家文書」及び『寛政重修諸家譜』と整合しており、幕府に提出する家譜史料のために、永禄期の文書を閲覧して作られたものとみられる。近世の本田氏は、伝来の記録を確認し、四月の忍び戦術の恩賞として、金町・曲金・両小松川を同時に受領したと認識していたことがわかる。

換言すれば、四月の忍び戦術に関する論功行賞では、金町・曲金・両小松川が働きに見合った恩賞だと北条・本田とも納得していたとみられるということだ。小金はこのうち金町を対象に不平を表したのであり、八月十二日文書の北条氏の裁定が金町に限られているのはこのためだ。小金はその後も納得せず本田氏の金町入部が難航したため、本田氏は三月二十二日文書で北条氏が示していた足立(越谷・舎人)を代替として改めて要求したのである。しかし、北条氏は、八月二十六日文書で越谷・舎人は与えないとする裁定を

発給した本来の感状と同じ意味をもつという<sup>22)</sup>。つまり、感状発給時点で、論功行賞が済んでいたことになる。

「本田家文書」で四月の忍び戦術に対する恩賞がわかるのは、八月十二日文書だ。四月の忍び戦術に対し「金町郷被下候之処、自小金<sup>23)</sup> 兎角横合申候也、是ハ可為一旦之儀候、此上者無相違可致入部者也」として、北条氏は

臣の要望で裁定を覆し、恩賞の加算や不足の補填を行う傾向があったか否か、具体的には「重而」実働を求めた際、その実働がなくとも恩賞を与えた例があるか否かだ。もう一つは、葛西城奪還が四月に完全に終息し、二度目の忍び戦術の必要性がなかったと判断できるか否かだ。

第一の視点の検討のため、「重而」の用例のある北条氏と配下の発給文書を収集した。条件を同一にするため、対象を氏康が文書発給を始めた弘治元年（一五五五）から葛西城の戦いの戦後処理が終了する永禄六年（一五六三）までの発給文書とし、『戦国遺文 後北条氏編』を底本にした。

収集の結果、「重而」とある文書が、「本田家文書」の他に三例確認できた。働きがあった旨を氏康に伝え、加えて褒美の書状が与えられるだろうとした例（永禄元年六月二十一日付「北条康成書状写」川邊氏旧記・戦国後北条五八五）、手柄を挙げる準備が確実になったとのことだが、加えて油断なく在城せよとする例（永禄二年六月二日付「北条乙千代判物写」山口文書・戦国後北条六〇五）、一旦恩賞として無装束だが助宗作の刀を与えるが、相応しいものの準備ができたら加えてそれを与えるので、最初の刀を返却しろとする例だ（永禄四年カ七月八日付「吉良頼康判物」大平文書・戦国後北条七三三）。いずれも、具体的な事物が先にあり、加えて異なる事物を示す用法だ。「重而」は「加えて」の意としてよい。

「北条康成書状写」は、感状が重ねられているが、康成の感状は氏康への報告の通知であり、氏康からの褒賞状は一通となる。出所が違い、恩賞の加算とは性質が違う。「吉良頼康判物」では恩賞としての刀の授与が重ねられるが、最初の代替品を返品させている。「重而」の文書に、一つの実働に対する恩賞の加算はみられない。

## 北条氏と配下発給の感状と論功行賞の在り方

次に北条氏と配下発給の感状・給所宛行状・手負注文等の褒賞関係文書を収集し、文の構成を分析して恩賞二重給付の有無を確認する。収集年代と底本は同じだ。

収集の結果、「本田家文書」と「重而」の事例を除いて六八通を確認した。構成句を、A・武功の内容／B・褒め詞／C・今回与える恩賞／D・今後の働きへの奨励・依頼／E・今後与える恩賞／F・代替の恩賞、の各句に分けて分類した。その結果、次のように整理できた（他に、武功の時日／付加された別主題の内容／文末の句があるが、ここでは省略した）。

最も基本的な形は、武功を記し、褒め、今回与える恩賞を示して、今後の働きを奨励するA B C Dの構成だ。褒め詞や今後の働きの求めを省略するA C Dと合わせると、三五通を数えた。この形に近いが、武功を略し今回与える恩賞を示して今後も励めとするC Dが四通、与える恩賞だけを示すCが九通あった。また、与える恩賞の句のない構成では、武功を記し、褒め、以後も励めとするA B Dの七通を基本とし、武功を記し褒めるだけのA Bが三通あった。今回与える恩賞に加え、今後働けば別の恩賞を与えるとするA B C D Eは二通、同形でA Bを省くC D E（今回与える恩賞を現知行地の安堵とするもの含む）が二通あった。他に、一旦代替の恩賞を与え、後に正式な恩賞を与えるとするA B F Eが二通、今は恩賞を出さないが追って出すとするA B D Eが、省略形のD Eを入れて四通存在した（表1）。八月二十六日文書はこの構成にあたる。

個々の褒賞関係文書でも全体を通じてでも、今後与える恩賞Eは、新条件となる新たな働きDがあるか初めは恩賞を出さず後に出す場合に限られる。つまり、実働がなければ恩賞は与えられないのだ。知行に不足がある場合は、一度の褒賞に補填方法等を示しており（七月十一日付「北条氏康判物写」紀伊統風土記附録十、戦国後北条八一九）、北条氏が交渉のみに基づき、恩賞

乗取の機会をうかがったであろう。その後、機を見て隠密かつ速やかに船橋を架け、鍛錬した夜間行動で素早く水堀を渡り、発見されずに乗取対象施設に潜入を果たしたものと考える。

潜入後の忍びの行動は一次史料が存在せず、理解は進んでいない。ここでは、永禄四年、浅井長政配下の今井定清による近江国太尾山城（現滋賀県米原市）攻めにおける、伊賀衆の城内行動についての長谷川裕子の考察を参考にしたい<sup>(18)</sup>。「嶋記録」<sup>(19)</sup>の「定清みかた討にあひしこと」条にある太尾山城の戦いに言及したものだ。太尾山城は、北近江の浅井氏・京極氏と南近江の六角氏が争った境目の城だ。

定清は太尾山城乗取のため、「伊賀衆を忍二入、城中に火の手をあげ、それを相図として本丸・二の丸一度に責のほる」作戦を立てた。七月一日夜、軍を待機させて「いか（伊賀）衆忍」の相図を待ったが、定刻に相図がなく軍を退いた。ところが、撤退途中で城に火の手が上がった。慌てた定清は攻めに出て失敗、その後、城の警固が固められたという。

長谷川は、忍びの放火が遅れたことから、放火を誰もができるわけではない高度な任務と評した。放火自体に極端な難度はないので、長谷川のいう高度な任務は、放火可能な状態の確保、つまり発見されずに放火目標に到達する夜間行動や敵城兵を制圧する夜間戦闘だったと思われる。これは、「忍びを追う」の忍びの定義に合致する夜間軍事行動にあたる。

武家の奉公は懸命の献身が問われるもので、通常の戦闘での戦死や受傷でさえ十分な手柄とされていた<sup>(20)</sup>。夜間戦闘の難度の高さは自ずと想像できる。夜間行動と合わせて、豊富な鍛錬が必要だったはずだ。

本田部隊は、本軍に葛西城中核の乗取を促す陽動を目的としたため、夜間行動として乗取目的の施設に潜入、夜間戦闘として急襲し白兵戦に臨み敵城兵を制し、これを放逐して乗っ取りを完了したのである。この過程で本丸

周辺の敵城兵を引き付けたものと思われる。本丸周辺の警固が手薄になると、本田部隊は本軍に突入を促す相図の放火を行ったかも知れない。合図を認める等、機を見た太田本軍は、本田氏荷駄隊等に、本丸と北の曲輪に向けた船橋を架けさせ、強行突入して城兵と白兵戦に及び、これを放逐して本丸の乗取を完了したと想像する。

これが現状の手がかり総体からみた、永禄五年四月の葛西城の戦いにおける本田部隊と太田本軍による戦術展開だ。

夜間軍事行動を鍛錬した忍びは、夜間の乗取戦術下で圧倒的に有利だったと思われる。忍び対策が、石転がし・投石等、離れた間合いでの発見や防御を主としたのは（「続・忍びを追う」）、侵入を未然に防ぎ、城兵に不利な夜間の白兵戦を避けさせようとした結果であろう。

### (3) 葛西城の戦いで忍び戦術は二度行われたか

#### 八月二十六日文書「重而」の用例

次に、谷口による疑義の二点目、私が二度あったと考える葛西城での忍び戦術を一度しかなかった、とする見方<sup>(21)</sup>について、史料批判の段階に戻って再検討してみたい。

「本田家文書」の本田氏勧誘から褒賞までを、北条氏の依頼と恩賞授与の関係に限って整理すれば、忍び戦術による働きが求められ、恩賞が与えられ、「重而」（八月二十六日文書）の働きが求められ、恩賞が与えられたという二対二の対応関係にある。これをもって、私は忍び戦術が二度実行されたという理解したのだ（「忍びを追う」）。対して谷口の意見は、この過程は一度の忍び戦術に対する論功行賞の過程であり、まず金町郷が与えられ、交渉の末、遅れて飯倉郷が与えられたとみるものだ。

問題解決の着眼点は二つある。一つは、北条氏が一回の働きに対して、家

状に「乗取」と「敵一人討捕」の記録があり、戦闘があったことは確実だ。城を守る里見軍にとつては、葛西城奪取後短期間での北条軍迎撃になる。石を産出しない地域にあつて、臨時に城内の施設から板碑を引き抜いて用いるしかなかった蓋然性は高い。

谷口による白兵戦の指摘当初、私は、葛西城での板碑割石による警固・防衛行動を北条方のものと観測していた。しかし、検証結果は意外で、永禄五年の北条軍による奪還時の白兵戦における里見軍の行動痕跡とする見方に合理性が見出された。別視点からの検証を待ちたい。

#### 本田部隊による忍び戦術の具体像

板碑割石が北条軍に対する里見軍の警固・防衛行動だと仮定し、本丸と北の曲輪を取り巻く南東角以外の堀跡全体に埋蔵されている可能性を追求すると、白兵戦の様相が推測できる。以下は、諸条件の上の仮説になるが、資料の少ない忍び研究の今後の検証材料として、忍び戦術による戦いの様子を復元してみたい。

板碑割石の出土状況からわかる本丸と北の曲輪からのほぼ全方位への石転がしや投石は、本丸と北の曲輪の周囲全体で敵兵が確認されたことに対する同時警固・防衛行動とみなせる。北条軍は葛西城中核を包囲し、南東以外のほぼ全方位から一斉突入を強行したことになる。騎西城跡では大手門の丸から城郭中枢への橋付近に無角型石製平つぶてや武器・武具の出土が集中している<sup>(14)</sup>。広範な一斉強行突入とは違う潜入の痕跡だ。

突入部隊の人数を想定すると、南東角を除く本丸の周囲を約三〇〇m、北の曲輪の本丸に接しない二辺の合計を約一八〇mとし、約五m毎に軍役応召の単位であることが多い三人<sup>(15)</sup>を配置したとき、二八八人ほどの攻め手が必要になる。この人数は先手の兵数であり、この後、多数の本隊の兵が追従

したはずだ。

これに対し本田部隊の規模は、土豪の本田正勝に加え、自作農七人を核にしたものだ（「忍びを追う」）。本田に地理的に近い秩父衆の着到記録（天正十年二月二十五日付「北条氏邦家朱印状写」彦久保文書・戦国後北条二三一六）と下山治久による軍役貫高の試算を参考にすると、本田本人が馬上四人・鎧十本・徒九人程で、七人の自作農が各々本人馬上一人・鎧一人・徒一人程の計四〇人余りと想像される<sup>(16)</sup>。文禄四年の「上下本田郷御繩打水帳」によれば、寺領を除く本田の耕地面積は、田五五町二反余、畠七二町四反余だ。田一反を五〇〇文、畠一反を二〇〇文で貫高換算すると<sup>(17)</sup>、計三三五貫八〇〇文以上になる。天正九年（一五八一）七月二十四日付「北条家着到定書」（小田原市立郷土文化館所蔵・戦国後北条二三一五八）には、北条配下の池田孫左衛門尉と寄子の知行計三六九貫一〇〇文に対し五六人の軍役が課されている。

四〇人余りとする推察は、実態から離れすぎない数字であろう。この数では、葛西城本丸攻めは不可能だ。太田本軍の戦術だったといえよう。本軍に属した興津右近への感状には「乗取」とあるので、乗取が突入と急襲による敵城等の占領を指す軍事用語であったことがわかる。

右の推測を「忍びを追う」以来の考察に加味すると、本田部隊と太田康資本軍の戦術展開が想像できる。

本田部隊の参陣を得た太田康資軍は、河越城から入間川筋を下り、後の葛西新宿に向かう古隅田川沿いの自然堤防上の陸路を進み、または古隅田川を船で進んで中川手前で陸路に移り、葛西城北に布陣したと思われる。太田本軍は本田氏の荷駄隊等と共同し、本丸と北の曲輪の周囲に船橋架橋を準備し、強行突入の機会を待ったはずだ。一方の本田部隊は、太田本軍に先行する陽動のため、太田本軍とは別地点で待機し、葛西城と城下のどこかの施設等の

まずは石材の調達と加工から考えてみたい。

長く葛西城を支配した北条方が戦に備え割石を準備したとみるのは、わかりやすい考え方だ。①上杉謙信第二次越山または③豊臣軍の小田原征伐時、迫る敵軍に対し城郭構築物に用いていた板碑を北条勢が転用したことになる。しかし、礮・投石としての利用であれば、長い支配期間に、西相模の小松や武蔵比企の結晶片岩、利根川転石の安山岩を取り寄せれば良い。信仰対象の板碑の破碎や城施設破壊の理由が説明できない。

板碑割石の成形をみると、不整な打ち割りで大きさ・形がまちまちだ。特に厚さは板碑そのままだ。近隣利根川流域の北条方城郭では、岩槻城跡と支城伊達城跡（大和田陣屋跡）、他に騎西城跡で板碑割石が出土している。しかしそれらは、板碑を三分の一以下の厚さとし、長さ一〜cm以下に成形し、岩槻城跡・伊達城跡では六角形の有角型石製平つぶてに、騎西城跡では円形に近い無角型石製平つぶてに加工している<sup>(12)</sup>。

岩槻城跡・伊達城跡の有角型石製平つぶては、豊臣軍襲来に備えた臨時の回転系投擲武器という、他にない特殊武器だが、上位概念では、騎西城跡の無角型石製平つぶてや同城跡で出土している調整礮と同じく、伝統的な石打ちの延長上にある。攻撃力の低い護身の武器だ。三城跡が位置する利根川下流域では石材が産地しないことから、板碑を転用し定型化したサイズ・形状の石製投擲武器を作るという行動を共有していたとみられる（「忍器を追う」）。利根川下流域に属す葛西城も北条方支配の時期であれば、石製平つぶてに似た板碑割石を作った可能性が高い。

北条方城郭の護身用投擲武器と、一般的な攻撃力を有する投石・礮という葛西城跡の板碑割石との間には、籠城戦における防御行動に関する明確な認知構造の違いがみてとれる。

①・③の北条方城時には、一次史料の戦闘記録も残っていない。特に永



図1 葛西城跡の縄張と板碑割石出土範囲

広く調査した本丸北辺と南辺・北側曲輪の北辺では多くの板碑割石が出土している。全体に調査が及べば、本丸周囲の堀跡からは、板碑割石が全体に出土する可能性がある。ただし、南東角は小さい調査が多く行われており、出土可能性は高くない。

禄四年の里見水軍による葛西城奪取は、江戸湾沿岸への進出の中で速やかに行われたことがわかっている<sup>(13)</sup>。関東管領補佐上杉謙信勢としての里見軍に、城主が膝を折る等、里見軍の攻城に対する北条方の戦いそのものがなかったことも考えられる。

葛西城本丸周辺での礮や投石による警固・防御行動は、①の永禄四年の里見軍侵攻時や③の天正十八年の豊臣軍襲来時の北条方の行為とはみなせない。

他方、②永禄五年の北条軍による奪還時には、先に挙げた興津右近への感

守の所領地名に、地域名としての「葛西」とその下に葛西内の一地名としての「青戸」が記されている。葛西と青戸は同所とはみなせない。

それでは、地名に付された「要害」と「地」の意味についてはどうか。

「地」は谷口のいうように場所であり、城郭と周辺施設を含む概念とする理解に同意する。「要害」については、上杉氏に黒川氏が「要害」築造を申請した際の記録について斎藤慎一が言及したとおり、防衛施設を指す語と捉えられる<sup>(8)</sup>。米沢市上杉博物館所蔵「越後国瀬波郡絵図」には、村上城の城郭部分に「村上ようがい」、城下に「村上町」と註が添えられている。一般的な表現だったとみられる。

「本田家文書」には、三月二十二日文書の「葛西要害」と四月十六日文書の「葛西地」の表記がある。この違いは、攻撃対象を限定した当初の指示が、本田北条交渉により、陽動攻撃対象地を広くとり、現場の本田氏に任せることになった状況を示す可能性があり、右の解釈と矛盾しない。

以上の用例をみる限り、「本田家文書」の「葛西要害」は葛西地域にある軍事施設（葛西城）を、「葛西地」は葛西城を含むより広い葛西地域一帯を、興津右近への感状にある本軍攻撃地「青戸之地」は、葛西の中の青戸（城中核部）とその周辺を、それぞれ指すと理解できる。

本田部隊は広く葛西城と城下のどこか一部を乗っ取り、本軍は葛西城中核とその周辺を乗っ取ったとする解釈に、変更の必要はなさそうだ。

## (2) 忍び戦術の具体像を考える

板碑割石を作ったのは誰か

谷口は、別に葛西城の戦いにおける忍びの存在について、考古学的接近も試みた。谷口によれば、本丸北辺・南辺の堀跡と、本丸の北にある曲輪の北辺の堀跡から、多くの緑泥石片岩の割石が出土したという。谷口は、大きさ

・加工状況・出土状況を分析し、それらが板碑を再利用したものと確認した。その上で、投石や手に保持して敵を打つ武器であったと考え<sup>(9)</sup>、葛西城の戦いにおける白兵戦の存在を指摘した<sup>(10)</sup>。

「続・忍びを追う」に記したとおり、石転がしは夜間の城内への潜入を発見するための警固行動であり、投石は侵入者に対する防衛行動だ。本丸南北の堀跡には二〇m程度の長さを確認した調査区が設定され、G号堀跡で九七点と多数の割石が出土している。東西の堀跡では出土していないが、調査範囲が狭く参考にしにくい。全体の様相では、本丸と北の曲輪の堀跡には、本丸南東角を除いて、割石が広く埋蔵されていると思われる（図1）。

この割石が永禄五年の戦いにもなるものであれば、潜入兵と城兵による広範な白兵戦の証拠になり、戦闘状況説明の手がかりになる。

それでは、板碑割石はいつ誰が作り使用したのか。

葛西城跡出土板碑を研究した吉田政博らによれば、板碑の紀年は周辺での板碑建立の激減期にあたるもので、かつ北条方の城の支配開始（天文七年（一五三八））以後のものは稀であることから、北条勢が支配開始後、周辺の板碑を集め、城郭整備に用いたとみなせるという<sup>(11)</sup>。また『小田原衆所領役帳』には、葛西城に遠山弥九郎が在城していたとあり、板碑を集めたのは遠山氏だったと推定されている。

北条方支配以後の葛西城には、①永禄四年上杉謙信第二次越山時の里見軍による奪取、②永禄五年の忍び戦術を用いた北条軍による奪還、③天正十八年の小田原征伐にともなう豊臣軍浅野・徳川勢の攻略という三度の本丸包囲の可能性がある城攻めが存在し、割石はいずれかの戦闘痕跡と考えられる。

三つの機会は年代が近く、割石の出土層準や伴出遺物からの区別は難しいが、状況証拠でも可能な限り収集し、板碑割石を製作・使用した軍を推定して忍び戦術の在り方を検討しておくべきだろう。

る（「北条家朱印状」本田家文書・戦国後北条七七四）。本田氏による忍び戦術に北条氏が恩賞を与えたが、小金が不平を述べて本田氏が入部できずにいたことがわかる。これに対し北条氏は、入部を促す裁定を下した。本田氏は、忍び戦術による乗取に成功していたのだ。

さらに北条氏は、八月二十六日文書で「於足立郡知行義可被下由、御約諾雖在之、越谷・舍人被下与ハ御留書ニ無之候、然者雖両郷大郷候、重而一忠信致之付者、速可被下候、涯分不惜身命可走廻者也」と通達した（「北条家朱印状」本田家文書・戦国後北条七八三）。足立郡の知行宛行を約したが（三月二十一日文書）、越谷・舍人を与えるとの記録はないので与えない。しかし、重ねて働けば与える、と通知したのだ。本田氏は金町に加え、当初契約として足立二郷を要求していたようだ。その後、八月二十九日文書で「飯倉郷左近私領卅九貫文、此外内所務卅貫文、公方領卅貫文、以上九拾九貫文、此分請取可申者也」と、本田氏に豊島郡飯倉郷他九九貫文が与えられている（「北条家朱印状」本田家文書・戦国後北条七八四）。

忍び戦術実行日については、太田康資軍に属した興津右近が「去廿四日、青戸之地乗取候砌、敵一人討捕候、神妙二候」と、葛西城中心部にあたる「青戸之地」での武功について、北条氏政から感状を受けた記録がある（四月晦日付「北条氏政感状写」吉田文書・戦国後北条七六五）。

私はこれらのことから「忍びを追う」において、四月二十四日とその前数日の間に、本田部隊が忍び戦術で「葛西要害」や「葛西之地」とされる葛西城の城下を含む一部を乗っ取り、これを陽動として二十四日夜に太田康資本軍が城郭中心部の「青戸」を乗っ取ったと判断した。さらに、北条氏が金町郷を与えた後、八月二十六日文書で本田氏の足立郡要求に対しては、これを与えず、重ねて働けば与えると新たな条件を示した上、八月二十九日文書で九九貫文の土地を与えたことから、八月二十六日から二十九日までの間に、

本田部隊が二度目の忍び戦術を実行したと推定した。

なお、忍び戦術の内容については、本田氏が伝統的に船と馬を保持し操る水陸の運搬術に長けていたことを示し、水陸の輸送力で葛西城に川船を運び、水堀の渡に船橋を用い、太田本軍もこれを利用したと推測した。加えて、本田氏は、対忍びの巡回や松明投げ・石転がし等を掻い潜る技術と、鍛錬した夜間の武術を用いたものと想像した。

こうした解釈に対し、谷口榮が示した一つ目の疑義は、本田部隊の攻撃対象「葛西要害・葛西之地」と太田本軍の攻撃対象「青戸之地」は、別地点を意味しないのではないかとするものだ<sup>(2)</sup>。葛西要害は、葛西城という軍事施設の攻撃を命じる際に用いた語で、青戸之地も、感状という文書形式の上で、軍功があった場所として葛西城所在地を指したに過ぎないとみただ。谷口に從えば、葛西城の戦いに陽動はなく、全軍での乱戦だったという解釈も可能になる。

確からしさを重視するため、語の用例に戻って再考してみたい。

まずは「葛西」と「青戸」の地名の選択についてだ。北条氏発給文書では、葛西城を「下総口」（永禄四年九月十一日付「北条氏政書状写」士林證文二・戦国後北条七一一）と表記する例がみられるが、葛西城の戦いの際の文書では、「葛西」の地名を用いるのが通例だ（永禄五年卯月十六日付「北条氏政判物」本田家文書・戦国後北条七五九、永禄六年八月十二日付「北条家朱印状」本田家文書・戦国後北条八二五）。「青戸」は興津右近への感状の他にみられない。「本田家文書」に限れば、例外なく「葛西」だ。同一の戦における北条氏発給文書では、永禄四年十一月の武蔵国生山合戦（現埼玉県美里町生野山）の感状五通に「生山」とあるように、同一の地名表記が用いられている。

「葛西」と「青戸」については、『小田原衆所領役帳』の江戸衆遠山丹波

## 続々・戦国の忍びを追う

### ―忍び戦術の具体像と補遺―

岩田明広

#### はじめに

戦国期の忍び戦術は、拙論「戦国の忍びを追う」<sup>(1)</sup>(以後「忍びを追う」と表記する。)に示した史料群のとおり、基本的に城攻めの戦術だ。当該稿では、忍び戦術の制度的枠組みと実行部隊の把握に主眼を置いたため、戦術の内容は先送りにした。その後、「戦国の忍びを追う」<sup>(2)</sup>(以後「忍びを追う」と表記する。)及び「続・戦国の忍びを追う」<sup>(3)</sup>(以後、「続・忍びを追う」と表記する。)を通じて、戦術内容や実行部隊の能力を検討してきたが、鮮明な像は描けなかった。

本稿は、永禄五年(一五六二)の葛西城の戦いにおける忍び戦術の具体像に接近しつつ、「続・忍びを追う」を補い訂正することを目的とする。

#### 1 基本的な考え方

本稿での考察は、先三稿に示した認知科学的理論に従う。

また先頃、島津氏の忍び戦術が「忍びを追う」での忍びの定義にはほぼ合致することが示されたため<sup>(4)</sup>、忍び戦術が広く共通概念として認知されていたとみなせるようになった。これにより、本稿では広域に史料を引くことがある(資料集名の略記等は先三稿に従う)。

## 2 葛西城忍び乗取作戦における忍び戦術の展開

### (1) 忍び戦術の実態

本田部隊と太田康資軍の攻撃対象箇所

「忍びを追う」で検討した永禄五年の小田原北条氏(以下、本拠を付けず北条氏と表記し、他氏も同様とする。)による葛西城忍び乗取作戦<sup>(5)</sup>について、長く葛西城を研究してきた谷口榮から、最近二つの疑義が提示された<sup>(6)</sup>。忍び戦術の基本的な理解に関わる論点であるため、以下、疑義に込えつつ忍び戦術の具体像を改めて考える。

先ず簡単に、作戦経過と「忍びを追う」での解釈を振り返る。

永禄五年三月、武蔵国本田郷(現深谷市・旧川本町)の本田氏に北条氏から参陣要請があった。最初の三月二十一日付「北条氏康判物」では(以下、「本田家文書」については、日付を用い三月二十一日文書のように表記する。)、  
 「今度忠節致様、無紋就馳来者」と所属(家紋)を伏した参陣が求められ(「北条氏康判物」本田家文書・戦国後北条七四八)、別の同日文書で「殊更太田指南上ハ、聊横合義、不可有之候」と太田康資軍に所属すべきことが示された(「北条氏康判物」本田家文書・戦国後北条七四九)。翌二十二日文書では、「葛西要害以忍乗取上申付者」と、任務が忍び戦術であることが明かされ(「北条氏康判物」本田家文書・戦国後北条七五〇)、続く四月十六日文書で「葛西地一力ニ乗取」と単独部隊による乗取が指示された(「北条氏政判物」本田家文書・戦国後北条七五九)。本田部隊は、太田康資軍の別動体に位置付けられていたのだ。

これらの文書には報酬が示され、次第に変化している。北条氏と本田氏は条件交渉を行い、合意の結果が四月十六日文書になったようだ。

その後の八月十二日文書には「去春忠節ニ付而、金町郷被下候之処、自小金兎角横合申候也、是ハ可為一旦之儀候、此上者無相違可致入部者也」とあ

埼玉県立史跡の博物館紀要  
第 17 号

---

令和 6 (2024) 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 埼玉県立さきたま史跡の博物館

〒 361-0025 埼玉県行田市埼玉 4834  
TEL 048-559-1181

埼玉県立嵐山史跡の博物館

〒 355-0221 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷 757  
TEL 0493-62-5896

印刷 有限会社 東京工芸社

〒 350-2211 埼玉県鶴ヶ島市脚折町 1-19-40  
TEL 049-285-4611

---



埼玉県のマスコット  
コバトン

